

第 62 期弁護士の面接調査—第 1 報—

宮澤 節生（青山学院大学・カリフォルニア大学ヘイスティングス校）

石田 京子（早稲田大学）

藤本 亮（名古屋大学）

武士俣 敦（福岡大学）

上石 圭一（追手門学院大学）

目次

第 1 章	本稿の背景と分析対象	宮澤 節生
第 2 章	法曹養成過程の課題 ——法科大学院と司法修習について——	石田 京子
第 3 章	キャリア・トラジェクトリー	藤本 亮
第 4 章	業務活動と専門分化	武士俣 敦
第 5 章	所得，満足度，及び将来不安	上石 圭一
第 6 章	ワークライフ・バランスをめぐる状況	石田 京子
付録	第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の調査票	

第1章 本稿の背景と分析対象

宮澤 節生

I. 本稿の背景

われわれは、新人弁護士のキャリア形成のあり方とその差異に作用する要因を解明することを目的として、2010年度から2014年度まで5年間、日本学術振興会科学研究費補助金（科研費）を主たる資金源としつつ¹、公益財団法人日弁連法務研究財団からもデータ分析のための研究会運営費の支給を受けて、科研費支給時点で最新の弁護士グループであった第62期の弁護士²を対象とする郵送調査を2度にわたって実施した。第1回郵送調査は2011年1月から2月にかけて実施し、2010年10月時点の第62期弁護士全員2,121名に対して調査票を送付して、621名から回答を得た（回答率29.3%）。第2回郵送調査は2014年1月から3月にかけて実施し、2013年12月時点の第62期弁護士全員2,087名に対して調査票を送付して、406名から回答を得た（回答率19.5%）。これら2回の調査結果は、後述のとおり、各々2回、本誌に掲載しており、青山学院大学機関レポジトリ「AURORA IR」³から全文無料でダウンロード可能である。

われわれは、また、一部の回答者に対して面接調査を行うことによって、調査票への回答の背後にある認識や評価をより具体的に把握し、調査票データによる計量分析に質的分析を組み合わせることによって、より深い分析をも行いたいと考えていた。そこで、2011年12月に第1回郵送調査の第1報を希望者485名に送付した際に、面接調査に協力してもらえるかどうかの意向調査も行った。その結果、北は札幌市から南は奄美市に至る66名から調査協力の意向が伝えられた。実際の面接は、質問内容の統一性を確保するため、全国各地への交通費を予算内に納める必要から、私がすべて行い、可能な範囲で他のメンバーも参加することにした。

ところが、私が実際に面接調査に着手できたのは、ほぼ1年後の2012年1月であった。それには諸般の現実的な事情があったとはいえ、貴重な調査協力の申し出を有効に生かすことができなかったという結果は重大であり、その結果に対しては研究者として深刻に反省したいと思う。

¹ 基盤研究（B）課題番号22330038。

² 2007年の旧司法試験合格者を中心とする現62期は2009年9月に弁護士登録を開始し、2008年の新司法試験合格者を中心とする新62期は2009年12月に弁護士登録を開始した。

³ <http://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/>

このようにして、ようやく2012年1月に面接調査を開始したが、交通費の有効利用という観点から、まったく、あるいはほとんど交通費を必要としない都内・関東の弁護士は後回しにして、それ以外の地域の弁護士から面接を行うことにした。面接は、第1回郵送調査から1年以上経過しているので、改めて調査票に記入してもらい、その内容に基づいて質問する方法で実施した。所要時間は1時間から2時間の間であった。その結果、2012年1月に4名、同2月に8名、同3月に3名、同8月に8名、同11月に2名、同12月に3名という面接調査を行うことができた。合計28名で、全員、都内・関東以外で実務にあたっている弁護士である。

本稿で分析対象にするのは、そのうち、2012年8月までに面接を行った23名で、それは、これまでに録音から文字起こしを行いえた全員である。専門家への外注による文字起こし作業と、それに基づくテキスト分析作業が著しく遅延したことには種々の原因があるが、根本的には私の時間管理の拙劣さに起因するものであって、面接に応じてくださった第62期弁護士の方々には、心からお詫びしたいと思う。

本稿の作成にあたり、通常の文章を一問一答の形に変形してキーワードで検索しうる形にする作業は藤本亮が担当し、石田京子、武士俣敦、上石圭一は藤本作成のファイルに基づいて作業を行った。短時間の作業を強いられた4名の協力に、深く感謝したい。データはすでに4年前のものになってしまったが、登録後2年経過程度の新人弁護士たちの肉声を伝えるものとして、なお公表の意義があるものと考えている。

私の手元には、2012年11月と12月の面接録音5名分が保存されており、さらに都内・関東で面接を行っていない弁護士が38名存在する。これから面接をお願いする方々は、登録から6年半以上経過することになり、中堅の域に達しつつあると思われるが、キャリア形成の過程を振り返るという意味では現時点で面接調査を行うことにも意義と必要性がある。私としては面接調査の継続に、引き続き努力したい。

Ⅱ. 本稿の分析対象

本稿の分析対象は、面接時に都内・関東以外で実務にあたっていた23名である。その中には大阪の弁護士も含まれるので、言葉の通常の意味での「地方」弁護士という表現は必ずしも適切ではないと思われる。しかし、「東京」の弁護士と「高裁不所在地」の弁護士の対比で典型的に語られるように、「東京」の弁護士は手持ちケース数、刑事・民事の割合、ケース単価などで他の地域の弁護士とは異なる特徴を示している⁴。したがって、本稿の分析対象は、「東京の弁護士」と「東京の弁護士と競合する可能性が最も高い関東地域の弁

⁴ 菅原郁夫「第6章 弁護士の経済的基盤と訴訟実務の現状の地域差」佐藤岩夫・濱野 亮編『変動期の日本の弁護士』日本評論社（2015年）130-140頁。

護士」を除く全国各地の弁護士という意味で「地方の弁護士」という性格付けが可能であろう。

次章以下の各章においては、面接時に記入された調査票への回答を踏まえた形で面接者との会話を分析することが期待されている。しかし、読者は、調査票への回答も、面接者と回答者の会話の全体を知ることができず、各章で引用される発言がなされた文脈や、発言に対する解釈の妥当性を判断する資料を入手することができない。そこで、表1に、[付録]の調査票に記入された属性や回答の一部を抜粋し、断片的にはあるが読者に判断資料を提供することにした。次章以下の各章では、発言を引用する際には[ケース番号]を記載するので、各発言がどのような属性や回答の弁護士によってなされたのか、必要に応じて参照していただきたい。

表1では、まず各弁護士を面接した時点(2012年の何月か)と、私以外のどのメンバーが面接調査を行ったか記載し、それらに続いて下記の属性と回答を抜粋した。

表1(その1)

F1: 性別。

F2: 生年(西暦)。

F3: 配偶者の有無。(ワークライフ・バランスに関連する属性として、婚姻関係のほかに子どもや要介護者の存在も重要であるが、ここでは最も基本的な属性として配偶者の有無のみを記載した。)

問1-1: 旧司法試験・新司法試験の別。

問3-1: 出身法科大学院。(回答者は名称を記入しているが、ここでは地域と国公立・私立の別で類型化して表示する。とくに都内と関西の私立大学の場合、法科大学院間で規模や司法試験実績には大きな違いがあるものが含まれるが、ここでは匿名性を維持するために類型化した。)

問5-1: 修習地。(回答者は配属先裁判所名を記入しているが、ここでは類型化して表示する。)

表1(その2)

問5-5: 司法修習についてとくに改善すべきだと思われる事柄。(法曹養成過程の改善に資する資料を獲得したいという意図から、法科大学院、司法試験、司法修習について多くの項目を設定したが、現在最も大きな課題になっているのは法科大学院教育の実態に照らした司法修習の改善であると思われるので、この項目のみを取り上げた。抜粋は、自由回答の中心的内容である。)

問8：面接時にまだ最初の職場で活動していたか、2つ目の職場に異動していたか。

問8：面接時に登録していた弁護士会の類型。（今回の対象者には東京三会の会員は存在しない。）

問9：面接時の職場の所在地。（今回の対象者には東京23区は存在しない。）

問9：面接時の職場の所在地が「弁護士過疎地」であるかどうか。（弁護士が10名未満しか存在しない市町村が「過疎地」に該当する。）

問9：面接時の職場の弁護士数。

表1（その3）

問13：「業務分野別の労働時間配分」によってクラスター分析を行った36分野の中から⁵、「個人顧客中心分野」に分類された業務分野で最も「取扱い弁護士」⁶が多かった刑事分野の「刑事弁護」と民事分野の「家族・親族国内事件」⁷、「個人・中小企業顧客混合分野」で最も「取扱い弁護士」が多かった「不動産賃貸借貸主側」、そして、「大企業顧客中心分野」で最も「取扱い弁護士」が多かった「その他の企業法務」を、それぞれ取り上げ、回答を表示した。

問15：所得。（2012年に面接したため、2011年の所得を表示した。）

問16-1：全般的な満足度。

問18：将来への不安。

次章以下では、現在の調査チーム・メンバーが、現在主として担当しているテーマについて、面接データの分析を行う。構成は目次に掲げてあるので、ここでは繰り返さない。ここでは、これまでにわれわれが出版してきた報告書が参照される可能性に備えて、それらの略号を記しておきたい。

①2008年調査第1報： 宮澤節生・藤本亮・武士俣敦・神長百合子・上石圭一・石田京子・大坂恵里「法科大学院教育に期待される『法曹のマインドとスキル』に対する弁護士の意見—2008年全国弁護士調査第1報—」『青山法務研究論集』第2号（2010年）

⁵ 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」『青山法務研究論集』6号（2013年）114頁（武士俣執筆部分）。

⁶ 「かなりの時間を使った」または「ある程度の時間を使った」と回答した者。

⁷ 「任意整理・個人再生・個人破産」も同数であるが、ここでは「家族・親族国内事件」を取り上げた。

- ②2008 年調査・業務分野評価論文： 宮澤節生・久保山力也「弁護士界内部における業務分野の『評価』－2008 年全国弁護士調査から－」『青山法務研究論集』第 3 号 (2011 年)
- ③2008 年調査第 2 報： 宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化－2008 年全国弁護士調査第 2 報－」『青山法務研究論集』第 4 号 (2011 年)
- ④第 1 回第 1 報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要－記述統計の提示－」『青山法務研究論集』第 4 号 (2011 年)
- ⑤第 1 回第 2 報： 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士の教育背景，業務環境，専門分化，満足感，及び不安感－第 1 回郵送調査第 2 報－」『青山法務研究論集』第 6 号 (2013 年)
- ⑥第 2 回第 1 報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 1 報－調査の概要と記述統計－」『青山法務研究論集』第 9 号 (2014 年)
- ⑦第 2 回第 2 報： 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報－二変量解析から多変量解析へ－」『青山法務研究論集』第 10 号 (2015 年)

表1 回答者の属性と回答の抜粋（その1）

ケース 番号	2012 年 面接月	宮澤以外 面接者	性別 (F1)	生年 (F2)	配偶者 (F3)	旧・新 (問 1-1)	法科大学院 (問 3-1)	修習地 (問 5-1) ¹
1	1 月		男	1982	有	新	関西私立	他
2	1 月		女	1980	有	新	中国・九州私立	高裁本庁
3	1 月		男	1979	無	新	都内国公立	高裁本庁
4	1 月		男	1983	無	旧	北海道・東北国立	他
5	2 月		男	1971	有	新	中国・九州国立	高裁支部
6	2 月		女	1965	有	新	中国・九州私立	高裁本庁
7	2 月	藤本	男	1979	無	新	都内私立	他
8	2 月		女	1982	有	新	都内私立	高裁本庁
9	2 月		男	1979	無	新	都内私立	他
10	2 月		男	1977	無	新	関西国公立	高裁本庁
11	2 月	武士俣	男	1977	無	新	関西私立	他
12	3 月	上石	女	1980	有	新	中部国立	他
13	3 月		男	1976	有	新	関西私立	他
14	3 月		男	1980	無	新	中国・九州国立	他
15	8 月		男	1983	有	新	関西私立	高裁本庁
16	8 月		女	1981	有	新	都内私立	高裁本庁
17	8 月		男	1971	無	新	関西私立	他
18	8 月		男	1981	有	新	北海道・東北国立	他
19	8 月		男	1981	有	新	関西私立	他
20	8 月		男	1977	有	新	関西私立	他
21	2 月		男	1978	無	旧		他
22	8 月		男	1982	無	新	関西私立	他
23	8 月		男	1975	無	新	関西国公立	高裁本庁

1：高裁本庁＝高裁本庁所在地

高裁支部＝高裁支部所在地

他＝他の裁判所の所在地

表 1 回答者の属性と回答の抜粋 (その 2)

ケース 番号	修習改善 (問 5-5)	異動 (問 8) ¹	現所属会 (問 8) ²	所在地 (問 9) ³	過疎地 (問 9) ⁴	職場・地位 (問 9) ⁵	弁護士 (問 9)
1	期間	無	その他	他県庁		民間・勤務	5
2	短すぎる	無	他高裁本庁	政令		民間・経営	4
3	前期修習導入	無	他高裁本庁	政令		民間・独立採算	3
4	弁護士目線で	無	他高裁本庁	政令		民間・経営	10
5	前期修習導入	無	その他	他県庁		民間・勤務	2
6	なし	有	その他	他県庁		民間・唯一経営	1
7	前期修習導入	有	その他	政令		法テラス・常勤	4
8	前期修習導入	無	他高裁本庁	政令		民間・経営	6
9	廃止し OJT に	有	その他	他	該当	法テラス・常勤	1
10	短い	有	他高裁本庁	他県庁		法テラス・常勤	4
11	前期修習導入	有	その他	他	該当	民間・唯一経営	1
12	前期修習導入	有	その他	他		民間・経営	2
13	短い	無	その他	他		民間・勤務	3
14	無記入	無	他高裁本庁	他県庁		民間・経営	5
15	短い	無	大阪	政令		民間・勤務	3
16	短い	無	大阪	政令		民間・勤務	2
17	1 年半ぐらいに	無	その他	政令		民間・勤務	2
18	期間を倍に	無	その他	他	該当	民間・経営	3
19	合計 2 年に	無	その他	他		民間・勤務	2
20	前期修習	有	その他	政令		民間・勤務	3
21	修習地間の差異	無	その他	他県庁		民間・勤務	6
22	1 年半ぐらいに	無	その他	政令		民間・勤務	2
23	前期修習導入	無	大阪	他		民間・勤務	3

1: 無=最初の職場のまま 有=2 つ目の職場

2: 他高裁本庁=東京・大阪以外の高裁本庁所在地 その他=その他の弁護士会

3: 政令=政令指定都市 他県庁=その他の県庁所在地 他=その他

4: 該当=弁護士 10 名未満の市町村

5: 民間・唯一経営=民間法律事務所で唯一の弁護士で経営弁護士

民間・経営=民間法律事務所複数いる経営弁護士のひとり

表1 回答者の属性と回答の抜粋（その3）

ケース 番号	刑事弁護 (問13) ¹	家族・親族 国内	不動産 貸主	その他 企業法務	所得 (問15) ²	全般的満足度 (問16-1) ³	将来不安 (問18) ⁴
1	かなり	ある程度	ある程度	まったく	500-1,000	満足	どちらかある
2	ある程度	かなり	まったく	まったく	1,000-2,000	どちらか満足	どちらかない
3	ある程度	かなり	まったく	まったく	500-1,000	満足	どちらかある
4	かなり	かなり	ほとんど	まったく	200-500	満足	どちらかある
5	ある程度	ある程度	まったく	ほとんど	500-1,000	満足	どちらかない
6	かなり	かなり	ほとんど	ある程度	1,000-2,000	満足	ない
7	かなり	かなり	ある程度	ある程度	500-1,000	どちらか満足	どちらかある
8	ある程度	かなり	まったく	まったく	500-1,000	満足	ある
9	かなり	ある程度	まったく	まったく	200-500	どちらか満足	どちらかない
10	かなり	ある程度	まったく	まったく	500-1,000	満足	どちらかある
11	かなり	ある程度	ある程度	まったく	500-1,000	どちらか満足	どちらかない
12	かなり	かなり	ある程度	まったく	500-1,000	どちらか満足	ある
13	かなり	かなり	ある程度	まったく	500-1,000	どちらか満足	ある
14	かなり	ある程度	ある程度	まったく	1,000-2,000	満足	ある
15	かなり	ある程度	ほとんど	まったく	1,000-2,000	満足	どちらかない
16	まったく	ある程度	まったく	まったく	200 万未満	どちらか満足	ある
17	ある程度	ある程度	まったく	まったく	1,000-2,000	どちらか不満	ある
18	かなり	かなり	ある程度	ある程度	200 万未満	どちらか満足	どちらかない
19	かなり	かなり	ほとんど	ほとんど	500-1,000	どちらか満足	どちらかない
20	ある程度	かなり	まったく	まったく	200-500	満足	どちらかある
21	ある程度	ある程度	ある程度	ほとんど	500-1,000	満足	ない
22	ある程度	ある程度	ある程度	ある程度	500-1,000	どちらか満足	どちらかある
23	ある程度	かなり	ある程度	ほとんど	200-500	どちらか不満	どちらかある

1: かなり＝かなりの時間を使った

ある程度＝ある程度の時間を使った

ほとんど＝ほとんど時間を使わなかった

まったく＝まったく時間を使わなかった

2: 200-500＝200 万以上・500 万未満

500-1,000＝500 万以上・1,000 万未満

1,000-2,000＝1,000 万以上・2,000 万未満

3: どちらか満足＝どちらかといえば満足

どちらか不満＝どちらかといえば不満足

4: どちらかある＝どちらかといえば不安がある

どちらかない＝どちらかといえば不安はない

第2章 法曹養成過程の課題

—法科大学院と司法修習について—

石田 京子

本章では、インタビュー調査の結果から、法曹養成過程の問題点について検討する。分析対象とするインタビューは23件（男性回答者18名、女性回答者5名）であり、このうち2名は旧司法試験合格者（うち1名は法科大学院在籍経験あり）であったが、以下の分析から旧司法試験の受験体験は省略する。法科大学院修了者のうち、他学部出身者は7名、3年標準コース（いわゆる未修課程）修了者は12名である。郵送調査結果の概要を踏まえた上で¹、インタビュー調査にみる法科大学院における経験（Ⅰ）および司法修習の経験（Ⅱ）をまとめ、法曹養成過程の課題（Ⅲ）を検討する。なお、本インタビュー回答者は、法科大学院を2007年または2008年に修了しており、回答者の発言も初期の法科大学院制度の利用経験に基づくものであったことを付言しておく。

Ⅰ. 法科大学院での学修経験

1. 郵送調査からの知見のまとめ

a. 科目への関心、満足度など

郵送調査からは、司法試験科目や司法試験に関連するであろう法律基本科目や、民事・刑事実務基礎についてはいずれも関心が高く、満足度も高い傾向にあることが認められた。一方、司法試験科目ではないが必修科目の法曹倫理については、関心は低かった（「関心があった」12.0%、「どちらかといえば関心があった」32.6%）。

模擬裁判やクリニック系科目については、開講されたという回答者のうち、6割程度が「関心があった」または「どちらかといえば関心があった」と回答した。法律基本科目の学習支援を想定した「課外の学習指導」にも、開講されたという回答者のうち63.8%が積極的な回答をしていた。

「新司法試験選択科目」「その他の展開・先端科目」「外国法科目」「その他の基礎法学・隣接科目」の中でとくに積極的に取り組んだ科目があるかを尋ねた質問においても、「ある」

¹ 郵送調査の結果の詳細は、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」『青山法務研究論集』第4号（2011年）57頁以下参照。

と答えた回答者の 75.7%が新司法試験選択科目と回答しており、次いでその他の展開・先端科目（32.6%）、その他の基礎法学・隣接科目（16.6%）、外国法科目（8.8%）であった。やはり新司法試験に焦点をあてた学修生活を送っている学生が多いことが確認された。

b. 在学中の経済的・家庭的負担

郵送調査からは、新司法試験合格者のうち約 50%が法科大学院在学中の生計を借金によって支えていたことが明らかになっており、その平均額は 393.7 万円、中央値・最頻値は 300 万円、200 万円以上 500 万未満の値を答えた回答者が 51.0%であった。多くの法科大学院生が少なくない額の借金をしながら法科大学院生活を送っていたことが明らかになっている。

勉強する上での負担については、新司法試験合格者は旧司法試験合格者に比べて、そもそも配偶者のいる者（12.7%）、子どものいる者（5.8%）が少ない傾向にあり（旧司法試験合格者ではそれぞれ 23.5%, 9.6%）、そのためか、「生活費を得ること」、「学費を得ること」、「家事」が負担であったとの回答もそれぞれ 24.7%, 26.5%, 13.1%と旧司法試験合格者と比較して少数であった（旧司法試験合格者ではそれぞれ 42.0%, 30.6%, 14.3%）。もっとも、該当する回答者は少ないものの、法科大学院在学中の家事、育児について、勉強する上で負担になったとの回答は女性の方が男性に比べて有意に高いとの結果が認められた。

c. 法科大学院が有益であった事柄

「弁護士となって振り返ってみたとき」に法科大学院がどの程度有益であったかを尋ねた質問では、「有益だった」「どちらかといえば有益だった」の合計は「法知識の習得」が 84.7%で最高であり、「弁護士倫理の習得」66.4%、「特定分野への関心の獲得」63.1%と続いた。一方「弁護士を選択する上での動機付け」は 57.3%、「実務技能の習得」は 46.8%であった。就職先や登録地に関する情報や、事務所経営については有益であったとの回答は少数であった。

2. インタビューからの知見

a. 法科大学院での学修経験

冒頭で述べたとおり、インタビュー回答者 23 名のうち、法科大学院在籍経験者は 22 名であり、このうち、国公立の法科大学院出身者は 8 名（ケース 3, 4, 5, 10, 12, 14, 18, 23）、2007 年の時点で入学定員が 100 名を超えていた大手私立大学出身者は 8 名（ケース 1, 7, 8, 9, 15, 16, 20, 22）であった。

郵送調査から確認された司法試験の準備に焦点を当てた履修行動は、インタビューから

もうかがわれた。在学中、司法試験科目に直結しない科目の履修は避けていた（ケース 1, 4, 7）、またはカリキュラム上履修しなければならないことについて不満であった（ケース 15）との声が複数あった。

「外国法はもちろんとってないですし、展開科目とかは余りにとって……。いわゆる科目によって新司に直結するものか、そうでないものかというのが結構明確に分かれてて、それに直結しないだろうなというのは基本的にはとってないですね。」（ケース 1）

「本当に司法試験に関係ない科目はそのときは全く見向きもしない。」（ケース 7）

「そうですね、当時は余り楽しくなかったというか、当時の意識として、何で新司法試験の科目に入っていない授業をやらなきゃいけないんだというのがすごいあったんで、受かってからはそっちよりも新司法試験科目にないやつとかのほうを頑張っていればよかったなというのはすごい思いますし、ですけど、当時はやっぱり新司法試験科目の消費者法とか経済刑法みたいなものばかりやっていましたけど、（以下略）。」（ケース 15）

もっとも、発言者によっては、必ずしも司法試験に直結しない科目に関心を持ち履修している者もいた。（ケース 5, 6, 9, 10, 13, 20）

（臨床科目に高い関心があったことについて）「学生のころからそういうものに参加するというのは、モチベーションを上げる意味でも意味がありますし、職業に対する理解を深めるという意味でも必要だと思っていました。」（ケース 9）

（外国語による科目を積極的に取り組んだことについて）「3年間ないし4年間の100%を受験勉強にという思いはなかったですね。やはりその期間にいろいろな見聞を広げたいという思いがありました。」（ケース 20）

そもそも各法科大学院で学生に対して、司法試験に必ずしも直結しない科目の履修を課している背景には、司法制度改革審議会意見書に提言されている、「先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任

感や倫理観が涵養されるよう努める」という法科大学院の理念がある²。しかし現実には、例え学生がそのような科目に関心があったとしても、司法試験の準備を考えると履修している「余裕」がないとの声も聞かれた。

「できればやりたかったんですよ。やりたかったんですけど、正直言って余り余裕がなかったといえますか、私は**大学の3期生なんですけれども、「**大学は1期生から恐らくすごく合格率が高いだろう」みたいなうわさというか、先生方も学生もみんな期待していたんですが、ふたをあけてみたらそんなによくなかったんです。それで、3期生の私たちはみんな、自分は落ちると思っていたので、もったいなかったなと本当に思うんですけども、関心がなかったというよりも何か……」（ケース16）

実務家教員による授業については、自身の目指す将来の姿を明確にする上で役立ったと肯定的な発言をする発言者が多かった（ケース2, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12）一方、制度初期の混乱もあった可能性があるが、研究者教員の一部の講義についての不満も聞かれた。

「研究者の方が考える基礎と、実務家が考える基礎というのは多分違うんですよ。だから、実務家を養成する組織なので、そこがずれていると、結構致命的だなと思うんですよ。研究者の中でもそれをわかっていらっしゃる方はいいいんです。そこがずれていると、もう司法試験的にも受からないですし、その先も厳しいです。」（ケース8）

「そうですね。今思えば、例えば、民法で相隣関係のところを延々やったり。なかなか余り意味がなかったなと思ったり。刑事関係も、**先生が刑事訴訟法をやっていただいたんですけど、理念は非常にわかるんですけど、実務的かどうかと言われると、ほとんど記憶に残っていないですね。」（ケース14）

司法試験の指導については、法科大学院が正規の講義で行えない分を課外授業という形で行っていた答えた発言者が多かった。その授業の担当者は、実務家の場合と研究者教員の場合と大学によって様々なようである。課外授業の受講に別途授業料を支払っているケースもあった（ケース7）。法科大学院として建前上、受験指導をしてはならないとする一方、現実には司法試験対策をする必要があり、学生もこれを求めているという現状への不満も聞かれた。

² 司法制度改革審議会意見書63頁。

「受験は、一応、受験指導を行ってはいけないというふうに、私のときはそういうのがあったように思うんですけども、例えばこちらの関心は、やっぱり合格したいということで、どういう答案を書けばいいかということだったんですけども、それは具体的に先生方には教えていただけなかったといえますか、期末試験の採点とかはもちろんして、その指導はしてくださるんですけども、本当に知りたいといえますか、そういうところを法科大学院自体は教えられないといえますか、それで、外部から来た先生にゼミとかを組んで教えさせていたんだと思うんですけども。」(ケース 16)

以上のように、インタビュー回答者の発言からは、法科大学院の理念理想と、新司法試験合格に現実求められる準備とのギャップに苦悩する法科大学院生の様子がうかがわれた。多くの回答者が、司法試験合格を念頭に置いた履修行動を余儀なくされており、法科大学院生活においても、自主ゼミや課外授業への参加を含めて司法試験準備のための時間を割いている。このことは、法科大学院が専門職大学院である以上、当然のことともいえるが、法科大学院の理念として謳われている法律専門職としての人間性の滋養や、先端法律学の知識の具備はこのプロセスの中では抜け落ちてしまっている可能性がある。法科大学院生自身が、理念で謳われている「法科大学院生のあるべき姿」と現実の自身の姿とのギャップに苦悩していたのではないだろうか。

b. 在学中の経済的・家庭的負担

インタビュー回答者の中で、奨学金等の借金によって法科大学院在学中の生計を立てていた者は14名(ケース 3, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 17, 19, 22, 23)おり、借金の最高額は720万円(ケース 11)、ほかに300万円以上の借金をした者が10名(ケース 3, 5, 6, 7, 8, 9, 13, 14, 17, 23)いた。一方、全面的に親の収入によって支えられていた回答者は5名(ケース 1, 2, 15, 16, 20)であった。郵送調査で確認された、多くの法科大学院修了生が少なくない額の借金を抱えて弁護士となっている様子はインタビューでも認められたといってよいであろう。

在学中の借金については、当時は奨学金で生活できていたので負担ではなかったという者もいたが(ケース 7, 9)、一方で借金をしているということ自体が精神的な負担となるとの声(ケース 8, 23)があった。

「借金がふえていくというのが、結構きつ……。ちょっと違います? 心理的な負担ですね。」(ケース 8)

また、弁護士業務を開始している現時点では、奨学金返済が始まっていることになるが、返済自体の負担を述べる者（ケース 7, 8）もいた。

（20 年かけて奨学金を返済することについて）「返せてはいますけどね。結局、例えば、家を買えない。これ以上、出費はできませんから。」「苦しくはないですけど、先に進めないというか、先が望めないということですかね。」（ケース 7）

上記の発言者は、在学中の貸与型奨学金の総額は 700 万円であり、20 年で返済することが求められているという。

「これからは今までのものがもらえるとも限らないですね。結構厳しいなと思っているので、そういうお金のことを……。奨学金の返済もありますし（略）。」（ケース 8）

上記の発言者の借金総額は 300 万円であるが、将来経済的にやっていけるのか、不安があると語った。

もっとも、経済的負担を制度批判とすることに疑問を投げかける発言もあった。

「僕、ほかの法科大学院というのを知らないんですけど、僕は今言われているのは例えばお金の問題とかだと思うんですよね。でも、お金がかかると言ってしまうと、別に法科大学院だけじゃなくて、例えばバイオリニストになりたいとか医者になりたいとかというのはそれなりにお金がかかってくるんで、それを法科大学院だけの批判にするのはどうかというのがあるし、頑張れば優待される制度もあって、ほんまになりたいのであれば、必死に勉強してそういう半免とか全免とかをもらえるという道も残っていますので、そんなに批判すべきことでは……。」（ケース 15）

ただし、上記の発言者自身は在学中の借金はない。実際に借金を抱えて弁護士業務を行うことが負担になるかどうかは、債務の総額と本人のその時点での経済状況にもよるであろうが、深刻な負担とを感じる者もいることが示された。

在学中の家事の負担については、在学中に既に婚姻していた女性回答者（ケース 8）が負担であったと答えた以外には、特にインタビューでの言及はなかった。

c. 法科大学院が有益であった事柄と、改善すべきと思われる点

・法科大学院で形成された人間関係

法科大学院が有益であったことを尋ねる質問では、調査票項目には入れていなかったにも関わらず、「その他」として法科大学院在学中に形成された教員・学生との人間関係を挙げる者（ケース 2, 8, 13, 16）がいた。教員、同期ともに現在も連絡を取っているケースも聞かれ（ケース 13）、入学した法科大学院で形成される人間関係が、弁護士資格取得後も継続する場合は少なくないと考えられる。

また、在学中の実務家教員との触れ合いはが自身のキャリアにも影響を与えたことを述べた発言者もいた。

「**（出身大学名）は実務家の先生とすごく話ができるので、特に初年度だったので、本当にいろいろな先生と話ができたんですよ。事件の話とかおもしろい話とかもいろいろ聞かせていただいたし、私は今、弁護士になってから少年法がやりたくて、少年事件をやってるんですけど、その辺も**先生の授業とかで少年事件の話とかを聞かせていただいたりとかすると、やっぱりおもしろいなと。そういう実務の先生の体験を通した話を聞くことで、やる気が出るというところが大きかった気がします。」（ケース 2）

上記の発言者は入学定員数 50 名（当時）の中規模法科大学院修了者である。在学中の実務家教員との交流が、その後のキャリアパスにも大きな影響を与える可能性のあることを示唆している。

・他学部出身者にとっての法科大学院の意義

他学部出身者からは、法科大学院があったからこそ、自分は弁護士になれたとの声が多く聞かれた。

「旧試験の時代は僕は全然知らないで、余りにも多分敷居が高過ぎて無理だったと思うんですけども、ロースクールで、いろんな学部から、いろんなバックグラウンドがある人から受け入れますという話があったので、じゃあ、自分でもできるんじゃないかなと思ったのがきっかけになっていますよね。」（ケース 3, 商学部卒）

「ロースクールに行ってなかったら多分弁護士になれていなかったと思うので、本当に感謝しています。」（ケース 6, 薬学部卒）

「例えば自分だったら、前の制度では入りませんでしたけど、それこそ他学部で全く未修

の人でも入ることができる制度ですから。前の制度だったら私も4年以上受かっていないと思いますね、5、6年かかって。そうすると外からの志望者が急に減ると思います。」（ケース20，経済学部卒）

より多様な人材が法曹界に入ることを期待して設立された法科大学院であるが、少なくともインタビュー回答者（62期）が制度を利用した初期の段階では、法学部以外の学部を卒業した者に対してその効果はあったと考えられる。

・未修者教育への改善提案

一方で、未修者に対する教育の改善を求める声（ケース8，13，17）もあった。概して、全く法律を学習したことのない学生には、基礎的な法律知識を学ばせる時間が不十分であるというものであった。

「時間配分がちょっと、未修者に対しては厳しいものになっているのかなと。既修者であれば別にいいとは思うんですけど。未修者で3年で、カリキュラム的に見ると、要は1年で基礎的なことをやってしまっただと、あと2年で実務的な話とかをしていきなさいということだと思うんですよ。ちょっとその1年というのは幾ら何でも厳しいんじゃないかなと思いますね。」（ケース13）

他学部出身者については、入学前に1年間、基礎的な事項を自習すべきであるとの指摘もあった（ケース7）。インタビュー回答者のうちでも、法学部出身でありながら、3年間の未修コースを修了した者が5名いた。多くの法科大学院において、未修コースで法学部卒と完全に法律学を学んだことのない学生が混在しているケースは珍しくないものと思われる。そのような中で、どのような学生層に焦点を当て、理解が不十分な学生にどのような対応をするかは教育者側からしてみれば難しいことであるが、自主ゼミで「漢字の読み方から」勉強した者（ケース6，薬学部卒）や、他の未修学生が2年生に進学した際に「ちんぷんかんぷんであった」（ケース8）との指摘もあり、受け入れた完全未修の学生に対する細やかな支援指導が求められる大学は多いのではないだろうか。

・法科大学院の各地域への適正な配置

今日、既に20を超える法科大学院が募集停止となっているものの、法科大学院は各地域も適正な配置が必要であるとの声（ケース5）もあった。

「(この法科大学院がなければ弁護士には) 絶対なっていなかったと思いますね。仮に、ほかの大学院も受けたんですけれども、**大学がだめでよそが受かっていたとしても、それはもう家族が許さないので、弁護士になっていなかったと思いますね。」(ケース 5)

上記の発言者は、社会人経験もある者であり、法科大学院在学中も家族(妻と子供)がいた。キャリアを中断して法曹を目指そうとする者にとっては、自宅から通える場所でないとい現実的に入学が難しいという事情もあり、特に大都市以外に在住する者にも法曹になる選択肢を与えるという意味では、やはり法科大学院も地域に適正に配置される必要があるのであろう。

・法科大学院教育の標準化

法科大学院はその設立以来、認証評価基準を設けて教育の質を標準化しているという建前はあるものの、実際には大学ごとに科目の教育内容や、環境の異なることがインタビューでも語られた。良い実務家教員と巡り合い、これがきっかけとなって資格取得後も特定の分野に従事していることが語られた一方(ケース 2)、法科大学院の教育内容の共通化を求める声もあった(ケース 5, 17)。

(裁判官の派遣がなかったことについて)「もう少し何か配慮してくれるといいかなと思っているんですけど。検察も同様ですけれども。結局、裁判官、検察官の視点といいますか、目線で考えるということが、訓練として不足していたというのは否めないと思うんですね。」(ケース 5)

自身が選んだ(または選ばざるを得なかった)法科大学院とはいえ、入学した大学院によっては「法曹三者」を実際に見ることも叶わないのは、やはりその設立理念に反すると言わざるを得ない。

・法科大学院不要論、魅力の減退

極端な発言の可能性もあるが、司法試験には法科大学院は必要ないとの声(ケース 7)もあった。

「司法試験のほうを変えていただいて、一番私が考えているのは、例えば、今の新司法試験短答科目を法科大学院入試前にやって、6,000人ぐらいしか受からせないで、法科大学院に入れて教育して、あとは論文試験としての卒業試験を受けて、受かったら弁護

士というか、修習生になれるという制度にしていきたい。このままだと、短答を勉強しなきゃ受からないので、とてもとてもほかの科目をやっている余裕がないというのが印象ですね。」(ケース 7)

上記の発言者は法学部出身者で旧司法試験も3回経験している者であった。発言は裏返せば、法科大学院在学中の司法試験合格へのプレッシャーがいかに強かったかを示している。司法試験科目以外の科目の履修、習得が求められていることを理解してはいるものの、現実には短答試験合格のための準備に迫られる生活の苦悩があったのだろう。

法科大学院のこのような理想と現実のギャップは、実際に法科大学院志望者を近年も如実に減らしているが³、現在の状況であれば社会人は法科大学院への入学は極めて難しいと述べる意見もあった(ケース 23)。

「客観的にというか、主観的からすると、これは法科大学院というよりも、合格者数の問題にもよってきますが、今の現状であれば、恐らく会社はやめることはなかっただろうと思います。恐らく大多数の方が……この司法試験を目指す人というのは、私は学部は* * 大学ですけども、正直、* * 大学は底辺レベルだと思います。東大、京大、慶應、早稲田、こちらで言えば最低でも関関同立レベルだと思います。そういう人たちがどういうところに就職しているかというと、大体大手企業です。その地位を捨てて目指すべきインセンティブというのが、正直今はないのではないかという気がしています。もちろんお金が目的というわけではないわけですけども、社会人であればあるほどお金の重要性を認識していますので、最低限、現状レベルを求めるのは当然だと思います。生活がありますから。それを捨てて目指す人がどれだけいるのか、現に減っていますけれども、当然、減ってくるのは当たり前だろうなという気がしています。法科大学院の制度自体がどうあるべきなのか、学部とどう違うのかということもありますね。特に国立の場合、1 学年 100 人ぐらいです。* * は少し多いですけども。そうすると少人数授業は学部でもやっているのではないですかという気がしますし、「学部卒業者に受験資格」というのと何が違うのだろうとか、そもそも受験資格を付与するためにその制度が必要なのかというところが、私個人としては……。 (以下略)」

上記の発言者は、社会人経験をした後、旧司法試験受験のために3年間予備校に通い、その後、地方国立の法科大学院を修了して新司法試験を経て弁護士になっている。社会人

³ 法科大学院受験者数は、設立当初の2004年は40,810名であったが、2015年は9,351名にまで落ち込んでいる。

が法曹を目指そうとした場合の現在の制度の問題点を明確に指摘していると思われる。

II. 司法修習における経験

1. 郵送調査からの知見のまとめ

郵送調査では、新司法試験合格者に対しては、弁護実務修習、民事裁判実務修習、刑事裁判実務修習、検察実務修習、集合修習の5つについて、その有益性を4段階で尋ねたが、「有益だった」「どちらかといえば有益だった」を有益だったとまとめると、弁護実務修習が92.0%、民事裁判実務修習が94.6%、刑事裁判実務修習が95.9%、検察実務修習が87.1%、集合修習が73.7%であり、いずれも有益性を評価した回答が多かった。

司法修習がどのような点で有益であったかについては、「実務技能の習得」が91.0%と最も高く、次いで「法知識の習得」が82.8%、「弁護士を選択する上での動機付け」が78.9%、「弁護士倫理の習得」が74.3%であった。

司法修習に対する改善意見を自由回答で求めたところ、53.8%の回答者が何らかの記述をしており、その関心の高さをうかがわせた。その内容は、前期修習の必要性を求める意見が最も多かったが、他に期間の延長を求めるものや、給費制の問題、修習の廃止を求めるものなど、内容は多様であった。

2. インタビューからの知見

a. 司法修習の有益性

概ね有益であったとの声が多かった。特に、実際の実務を経験することによる学習効果を挙げる意見が多かった。

「裁判所のプログラムなんですけれども、弁護士と検察官の若手の方がサポートしてくださったこともありまして、問題点というのが非常に立体的にわかるというか、裁判官も含めて三者の目から指摘していただいたというのがありますね。あとは、そのとき裁判官役をやったんですけど、これから一生することはないことをやろうと思って、検察官が裁判官をやろうと思って、そのことが、あの壇上から見て、当事者がどのように見えているのかというのも経験できたことが大きかったと思いますね。」(ケース5)

「今から思うと、ほとんどもうイソ弁に近いことをさせてくれていまして、こっちへ来たら、その結果は物すごく生きたと思います。刑事の接見をさせてくれて、弁論を書いたり、少年事件もやって意見書を書いたり、民事は訴状を書いて、証拠もちゃんと自分で考えて出したりというところまでやっていましたので、その結果はすごく生きていて。(以下略)」(ケース7)

「…検察なんかは本当に裏側から見られるし、取り調べもさせてもらえるし、すごく勉強になったんですよ。事件処理というのがどういうふうに行われているのかも、それは実務に直接生かせるんですけど、こういうことだから私は刑裁の成績が悪かったのかとも、今になってみれば思うような。」(ケース 2)

また、小規模庁での修習が有益であったとの声もあった。

(修習の全ての段階が有益であったとの答えについて)「これは、小規模庁に尽きるというところになるんだと思います。結局のところ。すべてが、やはり大規模庁の修習生の話の聞いていると距離感が、事件との距離感とか、裁判官・検察官・弁護士との距離感が全く違いましたから。検察修習なんかでも、**だとかちゃんと事件を持たせてもらえるんですよ。ペアに、2人1組なんですけど、1人は事務官役なので、自分が主任となるのは大体2人か3人持たせていただけるんですね。決済なんかもありますし、起訴状なんかも書いてという。一方で、大規模庁は4人で1つの事件をやるとか、そういう次元だったみたいですから。」(ケース 11)

上記の発言者は、同期が25名程度の庁での修習をした者である。第1志望は大規模庁を書き、第3位に書いた小規模庁に派遣されたが、細やかな指導を受けられたことに満足していた。やむを得ないことであるが、やはり派遣された庁によって、修習の内容が異なることを示している。

b. 司法修習の改善点

・期間の延長

司法修習の改善点を尋ねたところ、10名もの回答者(ケース 1, 2, 10, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 21)が、期間が短い、延長すべきであると述べた。

「…期間が短い。やっぱり全部2カ月単位で弁護修習、検察修習と行くんですけど、何となくその空気になれてくるのが大体2カ月ぐらいなので、「なるほど、大体こんな空気か。じゃあここを見ようかな」と思ったときにはもう次に異動になるので、そして2カ月という期日が大体1回しか入らないんですよ。1回の期日を見たら、それで終わり。だから、裁判所でいくと次回期日になるとときには違うところにいるので、もう追えなくなるというのがあるので、やっぱり期間は延ばしていただけたほうがよかったです。」(ケース 1)

「やっぱりもとの2年あるべきじゃないかという気がします。僕はロースクールで大体できているという印象はないです。」(ケース 10)

実務修習の期間が各2か月であることへの不満は多く、せめて1年半は必要であるとの声(ケース 1, 2, 5, 17)や、実務修習は倍の期間必要であるとの意見(ケース 18)、当初の2年が望ましいとの意見(ケース 10, 12, 19)があった。慣れてきた頃に移動となってしまう、消化不良を感じる回答者が多かったと思われる。

・前期修習の復活

期間の延長と同様に、前期修習を復活させるべきであるとの声(ケース 3, 5, 7, 8, 11, 12, 16, 20, 23)も多かった。

「私の場合は、まず民事裁判からだったので、始まった日に開会式みたいなのがあって、すぐにそのまま裁判官室に配属になって。修習というのが一体何をするのかというのが、いまいちイメージもつかないままだったので、いきなり裁判官室に所属して、記録を突然読まされたりするとかというところから始まったので、ちょっとそういうものが……。前期修習がどういうものかというのは、私は体験していないのでわかりませんが、ある程度、起案のやり方とかも、最初、教わって入ると思うので、そういうのが。白表紙とか、そういう教材は渡されますけど、いきなり読んでも余りよくわかりませんから。そういった意味で、事前にある程度、1カ月でも2カ月でもいいので、前期修習みたいな形でやっていただいたほうが、より実務修習に入ったときも効果的なんじゃないかなと。なれるまで1カ月ぐらいかかったら、あと1カ月で違う修習に入ってしまったりとかするので、そういった意味で、時間の使い方がもっと有意義にできたんじゃないかなとは、今思えば思いますけれども。」(ケース 2)

「突然、事実認定をして、判決起案をしと言われても、全く書けないんですね。なので、基礎的な部分は、もちろん教本を配っているんで、自分でやれよということなんですけど、結局、集合修習に入ったらやることなので、前半部分を分けて前に持ってくれば、それでよかったのかなという気はして。少しその辺の導入があれば、それを生かしてというか、そういう目線で実務も見ればよかったなというのが……。見る目線みたいなのが全くないままに行っても、何をやったらいいんだろうなというのがわからないまま過ぎてしまったので、もったいなかったですね。」(ケース 12)

前期修習を廃止した経緯としては、周知の通り、前期修習に相当する教育は法科大学院に委ねるとの判断があった⁴。しかし、法科大学院において実際に前期修習に相当する内容を実施することについては、不可能であるとするとの指摘があった（ケース3）。

「それができればいいと思いますけどね。それでもなお、法科大学院、出身校ごとに……」「レベルの違い……。レベルというのか、中身の違いなんですかね。出てくるのかもしれないなとは思っています。」（ケース5）

「（ロースクールでの実施は）期間的に、物理的に無理だと思います。」「そうすると、前提として法学部基礎科目を持っている人間が有利になると思います。」「結局、法学部行って、さらにロースクールという形になるんじゃないですかね。」（ケース11）

多様な人材に門戸を開くべきであり、実際に様々な学生を受け入れている法科大学院では、実務修習前の指導に当たる高度な知識を学生に習得させるのは困難であるということであろう。試験に受かった後に学ぶことが重要であるとの指摘もあった（ケース12）。

・改善を必要としないとの意見

もともと、少数ではあるが、自分が受けた司法修習に改善点を感じないとの意見もあった（ケース6）。

「余りなかったですね。結構ロースクールで要件事実とかも詳しく教えていただいたし、ロースクールで修習に入る前に、現役の検察官の先生が検察起案について教えてくださいだったり、刑事弁護の得意な先生、弁護士の先生を読んで、ロースクールが主催して、事前に起案の仕方とか、証拠の読み方とか、教えてくださいだったので、そういう事前のフォローがあったので……」（ケース6）

上記の発言者は、小規模の私立法科大学院修了者である。法科大学院での教育が、当初の目的通り、前期修習の役割を果たしていたために司法修習で問題を感じなかったのかもしれない。

・司法修習廃止論

1名ではあるが、司法修習を廃止すべきとの意見もあった（ケース9）。

⁴ 最高裁判所司法修習委員会平成16年7月2日会議（第8回）資料「議論の取りまとめ（資料29）」
http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80316004.pdf（2016年2月10日アクセス）参照。

「僕は弁護士自治の観点からなんですけど、そもそも自治を言うのであれば、そのスタート地点を国に握られているというのは全くナンセンスだと思います。それを自分たちの——国から援助があっても別にいいと思うんですけど、メーンは日弁連がメーンになって後輩を育てていかないといけないというのが1つと、もう1つは、それをやることによって、裁判官とか検察官も弁護士経験者でなければならぬというふうに制度改革をするきっかけになるんじゃないかというふうに思っています。」(ケース 9)

上記の発言者は、大規模の私立法科大学院修了者である。弁護士自治や法曹一元の価値について認識した上での発言と思われる、どのような教育経験により、上記のように考えるように至ったのか、興味深い。

Ⅲ. インタビュー調査にみる制度的問題点

インタビュー調査からは、郵送調査からすくい上げることが難しい、初期の法科大学院制度を経験した第 62 期弁護士の「ナマの声」を聞くことができた。それらは一般化することが難しい個別の意見ではあるものの、郵送調査に基づく統計データよりも説得力のある現状を語りかけるものであった。

特筆すべきは、法科大学院制度のごく初期の段階において、既に司法制度改革審議会意見書で謳われていた法曹養成教育における「点から線へ」の移行は十分に実施されていなかったのではないかとということである。法科大学院生にとっては、やはり司法試験合格へのプレッシャーは払拭できず、法科大学院側もより多くの合格者を輩出するために、正規授業とは別枠のプログラムを作り、司法試験準備をさせる。法曹に求められる能力の一つとして文書作成能力があることは疑いがなく、その意味では受験指導等の全てが学生に悪影響を与えていたわけではないだろうが、プロセスとしての教育を実施すべき法科大学院生活において、いささかバランスを失した状況は設立当初からあったのではないだろうか。

認証評価基準によるカリキュラムの標準化の試みがある一方で、各大学間の教育の質に差があったことも否めず、仮にそのような大学が募集停止となっているのであれば致し方ない部分もあるのであろう。しかし、撤退の主要な理由が司法試験合格率の低迷を理由とした募集人員割れや、これにともなう補助金の削減にあるならば、結局のところ、各法科大学院は生き残りをかけて司法試験合格者増員に主眼が向かざるを得なくなってしまう。そのような状況においては、学生もより司法試験合格という「一点」に着眼する傾向が強まってしまい、法曹としての将来を見越した学修が困難になる。

第 68 期より、司法修習に導入修習が加えられたが、その背景には、上の発言で見られたような問題点があったものと思われる。法科大学院で前期修習に相当する教育が実施で

きるようになることを待つよりも、司法修習の方を改善する方が現実的であったということであろう。多くのインタビュー回答者が、司法修習において初めて実務とはこういうものだ、と認識してその有益性を評価している現実を見るならば、やはり法科大学院、司法試験、司法修習がその改革の理念通りには当初から十分に機能していなかったのだと考える。

このような理念と現状の矛盾が確認された一方で、インタビューからは明らかに法科大学院教育によってより多様な人材が法曹界に参入してきたことは確認できた。他学部出身者の多くが、法科大学院の存在故に法曹になったと述べており、その意味で、司法制度改革の理念は確実に実現された部分もある。また、法科大学院在学中に実務家教員と触れ合うことによって、その後のキャリアに大きな影響を受けた者もいた。法科大学院という「プロセス」を利用して、自らの弁護士としてのビジョンを明確化し、法曹になった者も少なからずいたことに鑑みるならば、法科大学院制度に深刻な問題があるとはいえ、制度としての存在意義は否定し難いと考ええる。法科大学院、司法試験、司法修習のより有機的なつながりと、この過程におけるより効果的な教育の在り方を追及していくことは、関係者の社会的責務である。

第3章 キャリア・トラジェクトリー

藤本 亮

本章では、第62期弁護士のカリヤ・トラジェクトリーについて、第1回郵送調査の量的分析に基づく知見の背後にある状況を、面接調査で得られた発話から探ることを目的とする。はじめに、量的分析による知見の概要を示した上で、本面接調査の回答内容をみていくこととする。とくに注目するのは、登録時期、職場の特性、職場での地位などである。

I. 質問紙郵送調査データの分析にもとづく知見の概要

1. 就職決定時期

就職決定時期については、旧司合格者が修習中に80% (68人)、新司合格者は実務修習中に58.4% (313人)、選択修習中に15.7% (84人) が決定している¹。この点で新旧司法試験間の顕著な差はみられない。

また、登録遅延についての多変量解析では、「職場選択にあたって「業務内容」や「過疎地」を重視するという、どのような弁護士になるのかといったイメージがはっきりしていると思われる者は遅延しない傾向がみられた」²。

2. 職場選択の理由と職場の特性

第62期調査では、登録地にかかわる変数が2つあり、それらを合わせて因子分析を行い、職場選択の理由として、「勤務条件」、「業務内容」、「出身地」、「修習地」、「過疎地」の5因子を得ている〔第1回第2報: 92頁〕。

最初の職場の特性については、「〔問8〕でたずねている最初の職場の登録弁護士会は、東京三会が261 (42.0%, 有効回答中の百分率, 以下同じ)、大阪が60 (9.8%), その他の高裁所在地が96 (15.6%), その他の弁護士会が198 (32.2%) となっている。弁護士全体の都道府県別分布では東京に半数前後が集中しているが、新規登録者においても同様に東京・大阪に集中する傾向がみられる。〔問9〕では職場の所在地をたずねているが、東京

¹ 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」『青山法務研究論集』第4号 (2011年) 108頁。(以下、本文中において「第1回第1報」とし、ページ数を添える。)

² 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」『青山法務研究論集』第6号 (2013年) (以下、本文中において「第1回第2報」とし、ページ数を添える)。

23区、政令指定都市、県庁所在地で505(82.4%)、その他で108(17.6%)となっている。事務所が所在する市区町村内の弁護士が10名未満のケースは140(23.3%)である。新旧合格者間でこれらの分布の傾向に違いはみられない。」[第1回第1報:111頁]

3. 最初の職場での地位

大多数は「勤務弁護士」であり(482, 78.6%)、いわゆる「即独」弁護士は14(2.3%)や「独立採算弁護士」31(5.1%)が全体に占める割合は小さい。62期弁護士については登録年が2009年から2010年にかけてであり、「就職問題」が注目されていても、その大多数のキャリア・トラジェクトリーは伝統的なパターンにそっていたということが明らかとなっている[第1回第1報:112頁]。

4. 職場を変えたケース

職場を変えたケースは621ケース中69ケース(11.1%)であり、大都市部から地方への移動が観察されている。この移動ケースに注目すると、「登録弁護士会では、東京、大阪、高裁所在地が減り、その他の弁護士会が28.8%から49.1%にまで増えている。職場の所在地では、東京23区・政令指定都市が減少し、「上記以外」が11.1%から32.4%に増えている」[第1回第1報:113頁]。本章で分析する面接対象者23ケースの内、職場を変更したケースは7ケースある。

旧司合格者(17.6%)の方が新司合格者(10.1%)に比べ、やや移動する傾向が強いことも観察された[第1回第2報:99頁]。最初の職場の選択理由として、旧司合格者は「業務内容」、新司合格者は「勤務条件」を重視していた場合に、移動しない傾向がみられた[第1回第2報:99-101頁]。

II. 訪問面接調査からの知見

1. 就職決定時期

郵送調査データの分析にみるように、面接調査においても、修習中に就職が決定した時期はばらつきがみられる。「受かってすぐ」(ケース4)、「年明けの民裁修習中か検察修習のときですね。」(ケース23)、「2月ぐらい」(ケース15)、「6月」(ケース16, 19, 20)などとなっている。

就職活動の開始時期も多様であるが、法科大学院の指導で早めに準備を始めているケースがある。また、自ら、積極的に電話をかけるケースや合同説明会などを利用してつながりを求めるケースと従前のつながりをそのまま活かして決定に至るケースとがある。

「早かったです。実務修習中とは書いていますが、合格してすぐにロースクールの先生に就活は早いほうがいい、〇〇も大分厳しくなったと言われて、どこか事務所見学に行きなさいと言われて・・・、勝手に決めて、だれにも相談せず、そのまま事務所に電話をかけたんです。」(ケース 2)

「要するに、大学時代に既に今の弁護士と知り合いで、勉強もいろいろと教えてもらったりしていたものですから、それで、特に言われたことはなかったのですが、受かったときに、「受かりました。ありがとうございます」と言ったときに、「じゃあ、うちに来るかい？」と言われて、それまでいろいろ話をさせてもらっていて、同じようなことをやりたいなと思ったので、「はい。お願いします」ということで。なので、入所が決まったのは受かってすぐなんです。」(ケース 4)

法テラスでの従来スキーム(法テラス採用の養成事務所への採用)によりスタッフ弁護士募集に応募した場合は、法テラス側の手続きの関係で、法テラスへの採用が決定した後、養成事務所が決定するまで少し期間があいている。

「はい。採用された段階ではまだ未定で、採用後 2 カ月、内定後 2 カ月ぐらいで〇〇に決まった気がします。」(ケース 10)

このケース 10 では法テラスへの採用は 4 月頃に決定しているので、行き先がわかったのは 6 月ということになる。

他方、早い段階でオファーがあっても、断っている例もある。ケース 15 は他の事務所との比較してみたいということで、いったんオファーを断っている。ただし、最終的には最初のオファーのあった事務所に就職している。

「受かったときに「うちに来るか」みたいな話をされたんですけども、1 回断ったんですよ。正直、順位もそこそこでしたし、年も若かったので、いろいろなところを見てみたいというのがあったので、とりあえず返事はしなくて、ちょっといろいろなところを見えますとって見たんですけども、いろいろな事務所へ行って、余り行きたいなという事務所がなかったし、魅力的だなと思う人もいなかったの、だったら、最初に言ってくれたんで、じゃあお願いしますというような形になって決めたということですね。」(ケース 15)

ケース 6 は、医療系専門職資格を持っているケースだが、みずから「軒弁」を希望して、

勤務弁護士としてのオファーを断っている。

「ほかに勤務弁護士として入れてくださるところはあったんですけども、勤務弁護士よりもノキで入りたいかったので。というのも、(子ども)が受験生だったので、勤務弁護士とならずずっと仕事をするのは嫌だということ、自分の好きなときに好きな仕事だけをしたいというのがあって。それと、どっちみち2年ぐらいで独立したいと思っていたので、勤務弁護士になって給料をいただくのは申しわけないので、最初からノキのところだけを探して。自分で。」(ケース6)

問7で尋ねている就職決定時期は、最初に入所した事務所への決定時期であり、必ずしも最初のオファーを受けた時期ではないということにも留意する必要がある。

2. 職場選択の理由と職場の特性

職場選択の理由あるいは経緯については、ふたつの特徴をみることができる。ひとつめは、強い職域ないし業務への関心があるケースである。ふたつめは就職決定に至る偶然も含む多様な経緯である。

少年事件を扱いたいという強い希望をもって就職活動をする中で、内定寸前まで行っている事務所では少年事件をやりたいという希望に渋い顔をされているときに、その話をした別の事務所ではたいへん共感され、さらにたまたま空きがでたという事例がケース1である。

「いや、これも私としてはできたら〇〇県で就職したいと実は思ってたんです。・・・今でも将来的には〇〇県に帰ろうとは思ってるんですけど、・・・自分はちょっと頭が足りてないところがあって、就職の履歴書に少年事件をやりたいということと、会務活動とかを積極的にやっていきたいと全然利益にならないようなことばかりをバババツと書いて、全部出したんです。決まりそうなところまで行ったんですけど、最終のときに少年事件を結局、何件受理していいんですかと聞いたら、すごく渋がられて、確かにありがたいことはありますがたいんですけど、そういうところで自分がやりたい仕事じゃないと、やっぱりやってておもしろくないなというのがあって、ちょっとというときに私が修習地で、今のボスなんですけれども、〇〇弁護士が逆に、対照的に、私が修習のときに初めて行って、「私は少年事件がやりたいんです。将来的には箱をつくりたい」とかという話をワーッと語って、「だからそういうふうな弁護士になりたいんだ」と言ったら、すごく共鳴していただいて、法科大学院が設立されて、そういういわゆる異分野というか、今まで余りなかったところに

興味を持つ弁護士を待ってみたい話になって、そこがすごく意見に共鳴して、そのときにちょうど今の所属している弁護士に決まった弁護士が突然、やめるということになって、ぽつとあいたわけですよ。そのときに「就職がうまくいってないんですよ」みたいな話をして、「じゃあ」みたいな話になって、今のところに決まったという流れです。」(ケース 1)

過疎地勤務への強い希望が前提としてあり、その意味でしっかりと養成してくれる事務所という点を重視しているのがケース 11 である。

「そもそも過疎地域に行きたいと思っていたんですけども、行ってちゃんと仕事ができるかという不安が常にあったものですから、ちゃんとしたところで養成、修行をしないといけないと思ったんですね。私の性格からしても、いい意味でも悪い意味でも、最初の環境というのがその後の弁護士の人生を決めるのではないかなと思ったんです。弁護士の業界というのは、楽すれば多分楽できる業界であると思うんですよ。そういう先生方も見て来ましたから。多分、そこに行くとこんなものだろうという仕事しかないだろうと思ったんですね。そうなったときに、やはり厳しい環境に身を置くべきだと思ったものですから、そうしたら〇〇弁護士と△△弁護士がいて、びしびし厳しいことを言っているんですけど、何か温かみもあったものですから、こんなおもしろいところがあるんだと。」(ケース 11)

ケース 18 は、以前より会社経営をしていたので、「即独」を希望しつつ、そのために弁護士事務所のない地域を希望している。

「そうですね。事務所がないだけではなくて、いろいろな先生に事件がないと言われたんです。会社をやって食べていくという方法があるというより、むしろそっちを比較的やりたかった気があったので、であれば、だれも行かないところに行ったらいいんじゃないかと。」(ケース 18)

会務やプロボノの自由度を理由として挙げている場合、その自由度は以下のように語られる。

「完全に自由ですね。うちのボスはそういうのをむしろ積極的にやれと言う人なので、そこは本当に、例えば子供の権利委員会の合宿だとかいうことであれば、常に「行ってこい、

行ってこい」というふうな感じです。」(ケース1)

「ボスが起案と一緒に確認したい時間にいれば、あとはいつ出てもいいので、委員会で
もきょうは絶対に外せないと言ったら、起案の時間をよそにずらしたりもしてもらえます
し、よっぽど機嫌が悪くなければ大丈夫。」(ケース2)

前節で触れたケース8は、就職活動中に配遇者の転勤が決まり、就職先地域を変更した
例である。

「そうですね。今の主人が、私が修習中に〇〇に転勤になったんですね。会社員なので
自由がきかないですから、動けるのは私かなと思ひまして。」(ケース16)

やや副次的理由としての言及ではあるが、ケース17は墓守ということを理由としてい
る。

「兄は早々と出て行っちゃった。あと、家を継がないといけないという。墓守みたいな感
じです。」(ケース17)

さまざまな出来事や人のつながりを介して就職が決定していること、しかも偶然とも言
えるようなきっかけが就職につながったケースが少なくないことがよくわかる。

「東京の事務所で私は決まっていたんですよ、本当は。・・・霞が関に通勤するのが嫌だっ
たので。」「さっき言った、一緒にゼミをやっていたおじさんが、うちの所長と大学時代、
要するに、おじさんなので、大学時代の友達か何かなんですよ。それで、「いい子がいない
か」みたいな話があつて、私はそれを耳にして、一度訪ねようかなということだったんで
すね。」(ケース8)

「うちのボスと父親は昔からの友人なんですね。それで、ちょっと言ってもらってという
のもあつて。たまたまこちらも採用する……。1回はだめだったんですけど、ちょっとま
た事情がこちらの事務所内部で変わられて、採用されるというふうなうちのボスになった
ので、その辺のマッチングがうまくいきました。」(ケース13)

「今のところの全然採用情報は公開されていたわけじゃなかったの、たまたま・・・ロ
ースクールのときに一緒に勉強していた仲間の1人が、先に受かっていたので〇〇県に就
職していたんですね。この(現在所属している)事務所のある先生とちょっと一緒に事件

をやったりとかで、募集しているという話を聞いたらしくて、まず電話か何かで教えてくれたんですね。それで、ここに連絡をしてというのがきっかけですね。」(ケース 14)

「大学の同級生がここの事務所に修習で来ていたんです。私は途中で〇〇県に就職するほうに変えました。最初は東京で就職活動をしていましたんですけど、途中で〇〇県に変えなければいけなくなって、その友達に相談したところ、自分の指導担当に・・・、聞いてみてくれたようで、考えてもいいと。」(ケース 16)

「実は旧司法試験と一緒に勉強していた友人がここの事務員をやってまして、合格したときに昔の仲間が 5, 6 人で祝賀会をやってくれたときに、事務の者がやめて今、てんてこ舞いになっている、手伝いに来ないかと。合格後、修習前に、それはぜひ、勉強にもなるしということで、お邪魔させてもらって、その縁で「うちに来るかい」と言っていたいたというのが経緯です。」(ケース 23)

その他、就職先が決定される経緯についていくつか特徴的なものに言及しておこう。複数事務所からのオファーを受けている場合に、両者を比較して決めたことについてケース 21 は次のように述べる。ふたつの多面的に比較して選んでいることが伺える。

「職場環境が大きいんじゃないですか。施設というか。もう 1 つの……。こっちの事務所は弁護士に個室も用意されてというようなことがあって。あとは、事務所の扱っている事件の内容とか、そこら辺で比較……。あとは、いる弁護士の期のバランスですね。先輩からずっといる。その比較ですね。」(ケース 21)

その逆に他に選択肢がなかったを挙げている場合、その多くはオファーをその事務所から得られなかった場合であるが、断ったら就職ができないのではないかと不安が次のように語られている。

「1 つあって、2 番目にちょっとそこと近い事務所があって、どちらかといえば一番入ってたところがあったんですけど、そこははっきり断られまして、2 番目に入りたいと思っていた事務所は、前年も採ったので、その年、採るかどうか自体、明らかにしていなかった時期だったんですね。まだ 2 月ぐらいだったの。それで、もし〇〇先生を断って、もしそこも「ことは採らないよ」と言われてしまったら、本当に行くところがなくなってしまうので、そんな待ってられないやと思ったので、すぐに決めてしまったところがありました。」(ケース 12)

同じようにひとつしかオファーがなかったケースで、他の選択理由や勤務条件は考慮さ

れていない（できなかった）ことも示唆されている。

「条件交渉はしていないですけど、それはもう、私が行くところもなかったわけですから、あれですけども。」「ほかでは決まらなかったということ……。独立という選択肢はありましたけど。」（ケース 13）

3. 職場での地位

職場の地位が「勤務弁護士」であるのは、11 ケース（1, 5, 13, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23）である。

自己受けが可能な弁護士の場合、給与と自己受け事件の収入に占める割合は 2 割から 7 割とばらつきがある。

「今でいくと、大体 2 割ぐらいが自己受けになりますかね。」「いや、ちょっと少ないぐらいですかね。基本的に自己受けといっても刑事弁護がメインですけどね。」（ケース 1）

「（申告所得に占める給与の比率は）今、半分ぐらいですか。・・・前はもっと多かった。1 年目は自分の事件が少ないですから、7 割ぐらいだったのでしょね。（ケース 20）

「うーん。去年はどれぐらいやったかな。7：3 か 6：4 ぐらいですね。」（ケース 22）

収入共同型の場合、自由に自己受けができる場合であっても、どちらかといえば勤務弁護士だという認識も示される。

「仕組み……別に法人化しているわけではないですから、弁護士がそれぞれ収入を持っていると。給与としてではなく、報酬として、「あなたには幾ら渡しますよ」と決めています。もちろん労働審判などで争えば、従業員制にはなると思います。今ではある程度自分の裁量で事件を進めたりなどはありますけれども、1 年目からその形態でやっていますので、もともとは勤務弁護士だろうと。もちろんボスからおりてきた事件については、その都度、相談をしたり、大体こういった理由があるのでこの方法で進めますという形で報告はしていますが、自分個人でとってきたものについては、ほぼ自分で処理方針を決めて動いています。そういう意味では若干、勤務……まあ、会社員もそうですからね。買い主さんを探してこいとか、自分でとってこいという話ですけども。逐一、上司に報告するかというと、そういうことはないの、ある意味、自分でとってきた事件を自分で処理しているからといって、全額を事務所に納めていればそれは普通の営業マンだろうという気もしますから、一瞬、事業者制があるのかという気もしましたが、やはり勤務弁護士ではないかと

いう気はします。」(ケース 23)

職場での地位が、「経営弁護士の一人」であるのは、ケース 2, 4, 8, 12, 14, 18 である。ただし、ケース 18 の事務所は自ら創設した事務所であり、その後別弁護士が加わったということである。

「一応 1 年目はアソシエートになるんです。事務所から給料が出る。ただ、自分で稼いだ分はパートナーと同じように割り振るんですけど。要するに、最低額が決まっていると。2 年目以降は当然、独立採算制になり、一定のパーセンテージを事務所に納めるという形になるんですね。なので、私はもう 3 年目に入ったので、もう納めるということになっています。」(ケース 12)

「(全員がパートナーという扱いかという問いに対して) はい。ただ、一応そうなんですけれども、今は経費負担はしていません。かつ、一定の売り上げに達しない場合には補填があるというような……。してもらうことはもうないんですけれども。」(ケース 14)

事務所を設立したケースは、ケース 6 と 18 となる。ケース 6 は医療関係の専門資格があり、ここまででみたように「軒先弁護士」として 1 年間の経験の上、当初の目標通り、独立した。ケース 18 は、もともと会社経営をしており、その経営を続けながら、弁護士がいない市に「即独」開業したケースである。

ケース 3 は「独立採算弁護士」と回答している。

「そうですね。基本的には全部(自分の責任で仕事を受ける)。うちのボスとやるときも共同受任でやりますので。ということですね。(保障されている給与などは) そういうものはないですね。はい。・・・結構、最初はすごく将来が不安だったんですけど、だんだん動き始めるので、何とかやっていけるかなという感じになって、よかったんですけど。」(ケース 3)

ケース 7, 9, 10 は法テラスとの常勤弁護士である。ケース 7 と 10 は複数弁護士が所属している事務所である。ケース 9 は法テラス採用の従来スキームによる養成事務所を経て、法テラスの単独事務所に勤務している。ケース 9 は養成事務所を自ら探しているが、当該事務所は、法科大学院で授業を受けた実務家教員の事務所であり、また、司法試験受験後に合格発表まで数ヶ月アルバイトとして勤務していた事務所という事務所であった。その

後修習中に自ら電話して養成を受けてもらっている。

ケース 10 は法テラスが養成事務所を割り当てている。

「いわゆる地方の普通の 30 期代の先生がやっている事務所ですから、企業もあり、民事もあり、刑事は、ボスはやっていないんですが、若手がやってみてみたいな形の、よくあるパターンだとは思いますが。」(ケース 10)

ケース 7 は当初決まっていた養成事務所から事務所側の不測の事態で別の事務所に急遽変更になっている。

法テラスの常勤弁護士は勤務時間等の制約がきついが、会務についてケース 7 が次のように述べる。

「ただ、会務はやっぱり弁護士としては必要なことなので、丸一日、事務所をあけない限りはいいということになっています。」「今は法教育委員会に属してしまして、ジュニアロースクールと称して、中学生の方に法的な物の考え方を教えたり、あるいは刑事系でいえば模擬裁判をやったりということをやっています。」(ケース 7)

法テラス常勤弁護士の任期については、3 年ぐらいで移動することが地域にとってもよいという認識も示される。

「ちょうどいいかなと思っています。3 年で交代で、もしやめたければ別の職場に行けばいいしというので。ちょうどそれぐらいの期間でかえていくのが地域にとってもいいかなとも思いますし。」(ケース 9)

また、ひまわり基金法律事務所等と比較して、より組織的な支援がされていないかという問いに対しては、以下のように研修面での支援に言及がされている。

「組織的な支援……。うーん……。どういう部分でしょうかね。研修とかはそうですね。あるでしょうね。」(ケース 9)

ケース 10 は、刑事事件に法科大学院時代から興味があったため、法テラスが国選を扱うというのも法テラスを選択した理由としてあげているが、派遣先事務所が過疎地にあるため刑事事件の少なさ、とりわけ裁判員裁判がほとんどないことを嘆いている。

「一般事件をやるのもいいんですけど、いかんせん、刑事が過疎地はない。・・・本庁がないので、裁判員はない。」(ケース 10)

4. 職場を変えたケース

職場をかえたケースは、養成事務所から法テラス勤務となったケース 7, 9, 10 の他に、ケース 6, 11, 12, 20 の 4 ケースである。

ケース 6 は当初よりできれば登録から 1 年後の独立を考えており、勤務弁護士ではなく軒先弁護士として 1 年間別の事務所に登録した後独立したケースである。

ケース 11 は過疎地勤務を考えており、1 年後に過疎地になんらかのかたちで赴任することを条件として有力な養成事務所に採用されている。1 年間勤務した後、ボス弁から過疎地事務所への応募を告げられ、過疎地の事務所に勤務するに至った。

「(過疎地事務所の公募に) 応募してもらうことになりましたと。(笑) 5 月です。半年ぐらいたったところに、ちょっといいかなと言われて、いつもだったらオープンのスペースで事件の相談とかするんですけど、奥の相談室に。・・・何の前触れもなく、本当に応募してもらうことになりましたと。」

ケース 12 は、結婚を機に、弁護士たる配偶者が先に開設した事務所に入所する形で同一県内の別の都市に移っている。

「ああ……。うーん。「何年いてもいいよ」と(ボスの) 先生からも言われていたんですけど、結婚して遠距離状態で何年もやっていくというのはちょっと自信がなかったの。」(ケース 12)

最初の事務所の人間関係で、別の事務所に移ったのがケース 20 である。

「一番は、ボスも含めて事務所内での人間関係がうまくいかなかったと思いますね。そう言われました。やはり小規模なところですので、個性が合わないと思うと思います。」

「前の事務所を出て行くことが決まって相談をしたら、「君、なかなかいいやつだから来てくれないか」ということになりました。」(ケース 20)

移動先を見つける際には、さまざまな人間関係の中で探すことになり、多くの場合は「仕事上、委員会の関係で深く知っている先生にお話を持ちかけるということになりますね。」

(ケース 20) との発言がある。修習生が就職先を見つける際にさまざまな「きっかけ」があるが、移動先を探す際には弁護士としての人間関係が大きな要素となっていることが伺われる。

Ⅲ. まとめ

ここまでみてきた面接調査から明らかとなった弁護士の業務に関する知見を簡単にまとめておこう。

修習中のみならず法科大学院進学準備中・在学中に明確な業務形態や職域についての考え方をもっている場合には、就職活動の中でその希望に沿わないオファーを断っているケースがあった。積極的に自ら「軒先」弁護士としての就職先を求めたり、当初より弁護士不在市町村での開業を計画していたりのケースである(ケース 6 と 18)。他方で、そのような希望を意識しつつもオファーがひとつしかなかったことから就職先を選んでいるケースもある。

就職先がみつかる経緯あるいはきっかけはばらばらであり、偶然性にもかなり規定されていることが伺われる。公募や就職説明会にかぎらず、旧司受験時代の仲間、ロースクールの教員やクラスメイト、そして家族の知人など、どの人間関係が修習生にとって最初の就職に繋がるかはきわめて多様である(ケース 8, 13, 16, 23)。法科大学院在学中、受験後合格発表までの期間、司法修習中に多様な人間関係を構築することは、採用される側にとって重要なだけでない。新人を採用する側も、このような多様な人間関係のネットワークを、意識的・無意識的に活用して適切な人材を獲得しようとしている姿が浮かび上がってくる。

職場を移動する際のきっかけも多様ではあるが、すでに弁護士としての活動歴があることから、専門職内での人的ネットワークがもっとも強い経路となっている。

予想されたことであるが、勤務弁護士ないし独立採算弁護士のあり方も事務所によって多様であることが裏付けられている。経費負担の有無、自己受けの可否、収入共同の有無、給与等の定額給付などの要素により、その位置づけは多様になっている。弁護士の業務態様についてこうした採用形態の多様性を類型化して調査研究を進めていくことも重要である。

第4章 業務活動と専門分化

武士俣 敦

本章では第 62 期弁護士に対する第一波質問紙郵送調査に対応して実施された訪問面接調査によって得られたデータにもとづいて、業務活動と専門分化に関する量的分析の知見を質的な角度からフォローすることを目的とする。

I. 質問紙郵送調査データの分析にもとづく知見の概要

1. 弁護士業務の平均的な姿

a. 労働時間

週あたりの平均総労働時間をたずねたところ、回答者の平均値は 59 時間であった¹。週 5 日働くとして 1 日 12 時間弱、週 6 日働くとして 1 日 10 時間弱ということになる。

b. 活動領域

弁護士の活動領域は多様であるが、その中心は個々の依頼者から受任する法律業務である。その中でも報酬の支払者が依頼者本人であるか、あるいは法律扶助のような第 3 支払者なのかの違いがありうるし、受任が単独であるか、あるいは複数の弁護士による共同受任であるかの違いもある。さらに、依頼者からの法律業務を伴わない活動もある。例えば、法に関する教育、非常勤公務員、あるいは議員など兼職にあたる活動である。この他、直接的には職業活動とはいえないが、弁護士自治制度の下で弁護士会の会務は重要な意味をもつ活動といえる。

さて、こうしたさまざまな活動領域がある中で、若手弁護士は何をどれだけ行っているのだろうか。第一波調査データの集計結果によると [第 1 回第 1 報：問 11-2]、受任した自己の依頼者から報酬を受ける通常業務に 45%、法律扶助などから支払を受ける公益的業務に 15%、自己の案件以外の補助的業務に 26%が使われている。他方、報酬には直接つながらない弁護団活動やプロボノ活動には 3%、弁護士会活動には 6%が充てられている。兼職に相当する活動は合わせて 2%未満とわずかである。

この中であまり明確でないのが約 4 分の 1 を占める補助的業務の内容である。おそらくキャリアの浅い若手弁護士であることと関連すると想定されるが、面接調査データにより

¹ 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要—記述統計の提示—」『青山法務研究論集』第 4 号（2011 年）116 頁。

実態を詳しく明らかにすべき点であろう。

c. 民事業務の領域

刑事事件の業務と異なり、民事事件の業務は広範である。それを分類整理する枠組みとして一般的に用いられるのは紛争業務と非紛争業務を区分し、前者をさらに紛争業務を裁判所業務と裁判所外紛争業務に区分するものである²。本調査でもこの枠組みに沿って民事でどの業務領域をどれだけ行っているかを労働時間ベースで測定した。

集計の結果、若手弁護士にあっては平均的に紛争業務への時間配分は63%であり、非紛争業務へのそれは37%であった〔第1回第1報：問12〕。そして、紛争業務の中では訴訟の他、調停や執行などを含めた裁判所業務の割合が60%とほとんどを占め、裁判所外紛争業務はわずかである。このような状況は平均的にみれば弁護士業務の一般的傾向と軌を一にしているように見えるが、非紛争業務や裁判所外紛争業務とはどのようなものか。その具体的な姿を面接調査の質的なデータにより探してみたい。

d. 業務分野

弁護士の業務分析のとくに重要な焦点として業務の構造や専門化を分析するために、アメリカの代表的弁護士研究である「シカゴ・スタディ」に示唆を得て³、実体的な見地から日本の弁護士業務の全体をカバーしうられる36の業務分野を設定し、充当労働時間にもとづく取扱いの程度を測定した。ただし、充当時間の程度の測定は実時間でも時間割合でもなく、回答者の主観的判断にもとづく4段階のスケールを用いた⁴。

集計の結果、取扱い弁護士の多い分野と少ない分野の状況が明らかとなった。前者の上位分野には「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「任意整理・個人破産」、「遺言・相続」、「債権回収」などがあり、他方で「税金問題個人・零細企業代理」、「税金問題その他企業代理」、それに「行政事件企業代理」などは、取扱い弁護士が最も少ない分野であった〔第1回第1報：問13〕。

さらに、複数の分野を同時に取扱う確率にもとづく分野間の結びつきの関係を多変量解

² この民事業務のカテゴリー区分は、日弁連が1980年から10年ごとに実施している「弁護士業務経済的基盤に関する実態調査」でも一貫して用いられている。

³ その成果は、John P. Heinz and Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, revised edition, Northwestern University Press and American Bar Foundation, 1994〔以下 *Chicago Lawyers*〕と、John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur and Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, University of Chicago Press, 2005〔以下 *Urban Lawyers*〕として刊行されている。

⁴ 「まったく時間を使わなかった」、「ほとんど時間を使わなかった」、「ある程度の時間を使った」、そして「かなりの時間を使った」の4段階である。

析の手法で分析した結果、一定の結合関係にある分野のクラスターが2つ識別された⁵。一つは主として個人顧客に対応するもので11分野からなり⁶、もう一つは大企業顧客に対応するもので企業法務として括られうる5つの分野からなっていた⁷。両クラスターは日本における弁護士の分化を反映しているものと想定される。

e. 依頼者層

弁護士の依頼者層は個人と企業、それに官公庁を区分とすることが一般的である。本調査では、個人をさらに報酬支払能力のある一般個人と支払能力に乏しい個人（法律扶助・国選弁護を利用した依頼者）に分け、企業を全国規模の大企業、地元の大企業、そして中小企業に区分した。

では、若手弁護士はどのような依頼者の業務をどれだけ行っているだろうか。集計の結果では、個人の依頼者が最も多く、その内一般個人で34%、次いで法律扶助を受ける個人で24%である。企業の依頼者はそれより少なく、大企業が21%で中小企業が17%となっている〔第1回第1報：問14〕。ただ、大企業といっても全国規模の大企業が主で、地元の大企業の割合はごく小さい。このような構成比は弁護士一般のそれとほぼ同様であるが、これら顧客の獲得がどのようになされ、業務内容とどうかかわっているかについてより立ち入って探求する価値がある。

2. 業務分野の構造と関連要因

すでにふれたように一定の業務分野は相互に関連しあって2つの明瞭なクラスターを形成している〔第1回第2報：図5-2〕。すなわち、我々はそれぞれを依頼者の特性と対応付けて「個人顧客中心型分野」と「大企業顧客中心型分野」と名づけた。個別分野でみると、前者には伝統的もしくは古典的分野が含まれ、後者には新しいもしくは先端的分野が含まれる。これらの分野類型への従事を規定するものが何であるかを探ろうと、いくつかの要因を独立変数として回帰モデルを立て、因果的連関の有り様を探った。モデルに組み込まれた要因群は大きく分けて人的属性、教育的背景、業務環境、職業意識特性である。具体的に言うと、人的属性は性別と年齢、教育的背景は出身法科大学院、業務環境は弁護士登

⁵ この分析方法や知見について詳しくは、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」『青山法務研究論集』第6号（2013年）第5章を参照。

⁶ 「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「任意整理・個人再生・個人破産」、「遺言・相続」、「交通事故原告側」、「債権回収」、「労働問題労働者側」、「少年事件」、「消費者問題消費者側」、「不動産賃貸借借り手側」、「企業倒産・整理・再生」の11分野である。

⁷ 「企業合併・買収」、「渉外・国際取引」、「独占禁止」、「知的財産」、「その他の企業法務」の5分野である。

録地域、所属法律事務所の規模、それに所属法律事務所（職場）内地位の3変数、そして職業意識特性とは、弁護士という職業を志望した理由⁸である。

分析の結果、各要因群の一定の個別変数と業務分野類型との間に統計的に有意な連関が認められるとともに、その関係には個人顧客中心型分野と大企業顧客中心型分野では対照的なパターンもみられた。これらについては面接調査データの分析と絡めて後述する。

3. 専門分化の状況

弁護士業務の専門化は若手に限らず、弁護士一般の業務のあり方をめぐる議論の主要な焦点の一つである。本調査では62期を対象に専門化の実情の探求を試みた。方法論として、専門化の概念を個別分野への投入労働時間の程度と当該業務分野以外の他の取扱い分野の数の多寡という2つの要素からなるものと考え、測定のために、この2つを組合わせた数値指標を作成した⁹。そして、各業務分野についてこの専門化指標の値を算出した¹⁰。

その結果、専門化の度合いが高いのは順に「渉外・国際取引」、「独占禁止」、「企業合併・買収」、「その他企業法務」、「知的財産」などであり、これら5分野はすべて2つの分野類型のうち大企業顧客中心型分野を構成する個別分野である。一般的に言えば、企業法務の諸分野は他の諸分野より専門化が進んでいるといえる。これらに続く分野には、「刑事弁護」、「任意整理・個人再生・個人破産」、「家族・親族国内事件」、「遺言・相続」、それに「交通事故原告側」など取扱い弁護士比率の大きい分野がある。これらは分野間結合からみた個人顧客中心型分野を構成している諸分野である。しかし、同じくこの類型に属する「消費者問題消費者側」や「労働問題労働者側」は専門化の度合いの順位は低い。

他方で、上の2つの分野類型とは結合関係をもたない「行政事件企業代理」と「税金問題企業代理」は企業法務分野に匹敵するほどに指標の値は大きく専門化の度合いが高い¹¹。総じて、企業、特に大企業を顧客とする分野は専門化が進んでいるようにもみえるが、判

⁸ 調査票の問6「法曹三者の中で弁護士を選んだ理由」から、「社会正義を実現できるから」、「在野性に魅力を感じたから」、「経済的に恵まれているから」、「知的に興味深いから」、「将来のキャリアアップのため」という5項目を取り上げた（前出注1「第62期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」179頁）。

⁹ 我々は専門化の分析にあたって「シカゴ・スタディ」の方法に準拠した（*Urban Lawyers*, 37-38, 323; *Chicago Lawyers*, 26-29）。なお、「シカゴ・スタディ」における専門化の分析についての簡単な要約は、宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化—2008年全国弁護士調査第2報」『青山法務研究論集』第4号（2011年）206-207頁（以下、「2008年調査第2報」という）参照。

¹⁰ 詳しくは、前出注4「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」126頁。ちなみに、この指標の値は、各個別分野の取扱い弁護士が当該分野のみを取扱っているとき最大値0.95をとり、観測された取扱い分野数の最大値の22分野を全て取扱っているとき最小値0をとる。当該取扱い分野を含めて11分野取扱っている場合には0.5となる。

¹¹ ちなみに、大企業顧客中心型分野の5分野の専門化指標値の平均は0.62であるのに対して、「行政事件企業代理」は0.6、「税金問題企業代理」は0.56である（前出注4「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」127-128頁）。

然としないところも残っている。さらに質的な分析を通して理解を進めていく必要がある。

II. 訪問面接調査からの知見

1. 業務分野と関連要因

a. 業務環境

・開業地域と弁護士業務分野

量的な分析から明らかとなった業務構造は個別的な業務分野が個人顧客中心型分野と大企業顧客中心型分野の2つのクラスターに別れているということだった。この構造に関連する要因の一つは開業地域であった。すなわち、個人顧客中心型分野の多寡は高裁不所在地、東京以外の高裁所在地、そして東京の順に取扱いが多くなるという関係がみられ、大企業顧客中心型分野においてはこの逆の関係がみられた¹²。この関係の具体的様相はどのようなであろうか。この点を面接調査データで探ってみよう。

面接調査対象の23ケースの開業地域をみてみると、実施済みのうち、東京は調査対象外であった。高裁所在地では大阪市(ケース17, 18)、福岡市(ケース14)、広島市(ケース2)、高松市(ケース10)、仙台市(ケース8)、札幌市(ケース3, 4)があり、高裁不所在地には県庁(府庁)所在地(ケース1, 5, 6, 7, 12, 15, 20, 21, 22)の他、大都市に近隣する市(ケース13, 23)、それに、いわゆる弁護士過疎地域(ケース9, 11)ないしそれに近い地域(ケース16, 19)があった。

都市化の程度という一般的な規則性が作用するのであれば、個人顧客分野の取扱いが最も顕著に現れると思われる地域は弁護士過疎地域である。ケース9とケース11がそれに該当する。事務所形態はそれぞれ法テラス4号地域事務所とひまわり基金事務所である。実際、個人顧客が圧倒的であり、しかもそのうち一般個人よりも扶助・国選案件の個人が多くを占める。

当然、業務内容は典型的な個人顧客の分野となり、「刑事弁護」と「任意整理・個人再生・個人破産」が二大分野である。それ以外では離婚を中心とした「家族・親族国内事件」と「交通事故原告側」がほぼ共通する。一見して意外と思われたのがケース11で挙げられた「行政事件個人代理」である。具体的には、この内容は生活保護の申請代理である。これについては、次のように説明された。

「最近ですよ。一応、日弁連の委託事業の中にありますね犯罪被害者支援とか高齢者

¹² 重回帰分析の結果によれば、個人顧客中心型分野を従属変数としたときの東京という地域変数の標準偏回帰係数は-.304($p<.01$)、大企業顧客中心型分野を従属変数としたときの東京という地域変数の標準偏回帰係数は.243($p<.05$)であった。(前出注4「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」119, 121頁)。

支援とか、付添人制度の枠の中の1つに生活保護。52,500円いただけます。」

「それでこういう依頼者が、相談があって、これはやはり生活保護申請を手助けする必要があると私が考えた事案を法テラスに申込をしておおむね通りますので。」(ケース11)

生活保護の申請業務については弁護士過疎地に限らず他のケースでも言及があり、一定の地域的広がりをもっているようである。例えば、ある高裁所在地の弁護士は次のように述べている。

「今年はとても多くて、国選弁護と法テラスを使った少年事件と、あとは生活保護の同行申請なんかも結構法テラスからお金もらえてしまうので、実は200弱ぐらいはあったんです。」(ケース2)

顧客の種類で見ると、弁護士過疎地域でも個人顧客以外にわずかながら中小企業顧客がみられるが、これは対象ケースの以下の発言から判断すると、総じて個人顧客に近い存在といえそうであり、依頼案件も会社経営に関するものは少ないのかもしれない。

「個人経営の有限会社とか、そういうレベルですね」(ケース9)

「あと、中小企業は本当に数件ですよ。こちらの中小企業というと、ほとんど実態は個人事業主みたいなものもありますし。」(ケース11)

法テラス事務所や公設事務所以外の他の地域では業務分野はより多岐にわたるが、一般的に個人顧客の代表的分野、すなわち「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「任意整理・個人再生・個人破産」、「交通事故原告側」などはどこでも共通して取扱が多い。そうした中でとくに目を引く業務分野の取扱いを取り上げ、その事情を探ってみよう。

本調査では一定の業務分野で原告側と被告側で弁護士が分化する可能性を想定し、それぞれについて取扱いを測定した。それをふまえた今回の面接調査から、消費者問題、労働問題、医療事故などではそうした分化に所属法律事務所の性格が影響していることがみいだされた。

まず、医療事故の場合、ケース5では所属事務所が病院の顧問をしているため、患者側の受任が困難であることに不満が表明されている。

「一旦病院の顧問とか代理人とかをすると、事実上ですけれども、いわゆる協力医、患者側の協力医が協力してくれないということがあるようなんですね。だから、話を最初に

聞いたときも、医療過誤というのはどうなんだろうということを聞いたら、うちができないから、患者側はできないからということでは言われていましたですね。」(ケース 5)

消費者問題と労働問題の場合、ケース 8 は高裁所在地で消費者問題消費者側と労働問題労働者側を多く扱っているが、これについては次のように述べている。

「基本的に労働事件と消費者事件が多いですね。」「労働者側と消費者側ということで。」「使用者側は、だから、一切受けないということにしているんですよ。それでもう 40 年くらいやっている事務所なので」(ケース 8)

対照的に労働問題では使用者側を扱っているケース 21 は、その理由について次のようにいう。

「私個人としては、会社というか、使用者側の業務をしたいなというのもあったので、そういう事務所だったということですね。」(ケース 21)

いずれか一方の側に立つというのではなく、両方の側の代理業務を行っている場合もみられた。ケース 12 は、消費者問題を消費者側だけでなく業者側も扱っていることを回答しているが、この場合の業者側の業務の取扱いの事情について、「(就職してから) 後々わかったんですけど、会社関係 (の事件が多い事務所) ですね。」「金融というか、それもボスの顧問なんですけど、リース会社の顧問だったので。」と述べ、所属事務所の特色との関連性を指摘し、消費者側の業務のほうが本人の志向であるとも述べている。(ケース 12)

主要分野の 1 つである交通事故の業務については原告側と被告・保険会社側の 2 つのサイドに分野を分けたわけだが、ここでは必ずしもいずれか一方の側だけに取扱いが分かれるのではないという状況がみられた。このような状況をもたらしている要因として、事務所の性格あるいは特色という要因とはまた別の要因がみられた。これは損害保険の弁護士特約である。この事情については以下のような説明がなされる。

「損保会社の契約弁護士ということになっていまして、顧問ではないんですけれども、主に加害者側、損害を与えてしまった方について、特に損保会社がいわゆる保険代理の交渉が行き詰まったような状態になったときに、委任しますと。保険会社を通じてその当事者の方から委任があるということになります。訴訟へ行かないまでも、その間のところで

被害者の方と直接、あるいは被害者の代理人と交渉するという業務が、数が結構ありますですね。」という一方、原告側についても「原告側もあります。最近、弁護士特約というのがついていますので、それを利用される方が増えているんだと思うんですね。」(ケース 5)

「(損保会社と契約しているので) 示談交渉が多いですね。それが多分、私の今抱えている案件の中では 3 割ぐらいは占めていると思いますね。」という一方、原告側に対しても時間を使うことが、「あり得ますね。これは、要は、今、弁護士特約があるので。顧問会社の保険に入っている人が相手方を訴えたいとやってくるというのは多いですね。」(ケース 21)

行政事件の場合、本調査では「個人代理」、「企業代理」、「行政機関代理」に分野を区分したが、いずれも一般的に言って取扱いはきわめて少ない。だが、幸い、面接対象ケースの中に行政機関代理の多いレアケースがみられた。ケース 16 である。これは高裁不所在地の中でも弁護士過疎地域に準ずるような地域で即独した民間事務所である。行政機関代理が多い理由について、

「そうですね、(開業時には地元自治体から) 歓迎されています。」「(この地域で事務所は) うちしかないというのが多分一番大きい。」と述べている。(ケース 16)

開業地域の特性によるところが大きいといえるが、地域的には似た特性と思われる公設事務所のケース 11 とは行政事件に関する対照的な有り様が興味深い。

大企業顧客中心型として類型化された、いわゆる企業法務の 5 分野の取扱いについては全般的にまれであった。これは面接調査の対象に東京の弁護士が含まれていないことが関係しているであろう。とはいえ、若干の例外的ケースがみられた。一つはケース 22 で、「独占禁止・不正競争」と「知的財産」の分野である。苦労と受任の経緯について次のように述べている。

「そもそもこの分野は全く勉強したことがなかったので、初めの出だしからがすごく時間を割かれたので。」「(依頼は) 事務所の顧問先です。」「一応うちは事務所で共同受任の形をとるので。私も受けた。」(ケース 22)

もう一つは前述のケース 16 である。このケースにあつては、地裁支部もなく独立簡裁があるだけの、いわゆる弁護士過疎地域に準ずるような事務所の立地条件なのだが、意外なことに「企業合併・買収」、「独占禁止」、「涉外・国際取引」などの分野が登場する。その説明は次のようである。

「いろいろあるんですけども、渉外・国際取引については、対中国関係の輸入と輸出をやっている企業が市内にいくつかあるので、それに関するものですね。独禁法については、公取に対する申告事件というのが一番多い。ただ、申告そのものを目的にしているというよりは、申告を対企業の交渉の武器の1つとして使っているからそうになっているところですね。企業合併・買収については、これは事業承継の関連が多いです。企業の再生・整理のところの一環として行っているもので、ある程度資金を出してくれるところを見つけておいて、本業黒字だけれども、過去の負債で赤字になっているような会社を分割して、かわりに幾らかお金を入れるとか、そういうような形。あるいは、収益部門を売却して、売上金から債権者に対して返済することで債権者の承諾をとるとか、そういう形の手続です。」(ケース 16)

さて、業務分野は刑事弁護のような典型的な個人顧客分野から渉外・国際取引のような典型的な企業顧客分野まで多岐にわたるが、交通事故、消費者問題、労働問題、医療事故、行政事件などの問題領域ではそれぞれ当事者サイド別に分野が区分される。以上の面接データからは、こうした当事者サイド別の分野への取扱いの分化の有無や程度に関する一定の示唆が得られるように思われる。

分化の要因として、1つには「労働者側をやりたい」、あるいは「使用者側をやりたい」といった弁護士個人の志向がみられる。しかし、第2に、就職した事務所が加害者側、業者側、使用者側、病院側か、それとも被害者側、消費者側、労働者側患者側なのかという事務所の性格によって影響を受ける。理論上は、個人志向と事務所の性格との一致があれば一方サイドに分化して行くであろうし、不一致があれば双方サイドの取扱いの方向に向かうであろう

第3に、これとは別に、双方サイドの分野の取扱いに対しては保険特約が影響している。事務所が保険会社と契約しているかどうかは、事務所の性格や特色とは独立した要因と考えてよいように思われる。

「渉外・国際取引」や「独占禁止法」などの企業法務が必ずしも大都市だけの業務分野ではないという興味深い知見も得られた。これがどの程度一般化できるかは不明であり、その可能根拠が何であるかをこれだけで捉えきることはできないが、弁護士の職域の拡大・発展という弁護士界が直面している喫緊の課題にとって重要な意義を有するものと思われる。

・事務所の規模と弁護士業務

所属法律事務所の規模もまた、量的分析において業務構造に関連する要因として見いだ

された。すなわち、個人顧客中心型分野の多寡は事務所の規模が小さいほど取扱いが多くなるという関係がみられ、大企業顧客中心型分野においてはこの逆の関係がみられた¹³。この関係の具体的様相はどのようなであろうか。この点を面接調査データで探してみよう。

面接調査対象の民間事務所(ひまわり基金公設事務所を含む)の所属弁護士数をみると、調査時点で単独事務所(ケース 6, 11), 2 人事務所(ケース 5, 12, 15, 18, 19, 22), 3 人事務所(ケース 3, 13, 16, 17, 20, 23), 4 人事務所(ケース 2), 5 人事務所(ケース 14), 6 人事務所(ケース 1, 8, ケース 21), そして 10 人事務所(ケース 4) が最大であった。その他に、法テラスの地方事務所(ケース 7, 10)と地域事務所(ケース 9)であった。

量的データ分析の結果そのままに規模が大きければ単純に個人顧客分野の取扱いが少なくなるというものではない。ケース 4 は弁護士 10 人を擁する高裁所在地の大手の事務所の弁護士であるが、もっぱら個人顧客の分野を扱っている。それは就職した事務所がもっぱら個人顧客の分野を扱っているからである。

就職のいきさつと事務所のカラーについて「(就職にあたり)権力に対しては断固けんかをうらなきやいかんのだ、この世の中は間違っている部分があるんだ、それを法律の力だけではないが、法律の力と社会的な運動と、そういうので変えていくべきなんだという話を(所長から)聞いて、「そう思います」ということで、それで非常に共感したというところですよ。」「カラーがはっきりしている事務所ですので、使用者側からは依頼が来ない。」と述べている。(ケース 4)

ケース 8 も似たようなケースである。高裁所在地の 6 人規模の事務所、地元で 3, 4 番目の大手ということであるが、企業相手の仕事はないという。

「基本的にもう法テラスばかりなんですね。」「もう法律扶助が多い。場合によっては、普通の一般事件より多いので。」「消費者委員会の構成メンバーなんですよ。ほとんどうちの事務所は。」「消費者事件にすごく熱心なので一緒にやっています。」「使用者側は、だから、一切受けないと言っているんですよ。それでもう 40 年くらいやっている事務所なので」と述べている。(ケース 8)

¹³ 重回帰分析の結果によれば、個人顧客中心型分野を従属変数としたときの事務所規模(所属弁護士数)の標準偏回帰係数は $-0.248(p<.01)$ 、大企業顧客中心型分野を従属変数としたときの事務所規模(所属弁護士数)の標準偏回帰係数は $0.290(p<.01)$ であった。(前出注 4「第 62 期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第 1 回郵送調査第 2 報—」119, 121 頁)。

しかし、高裁所在地以外の県庁所在地のような地方都市で事務所規模が5人とか6人とかの規模になると大手事務所ということになり、企業や官公庁の顧客の業務が多くなるという傾向も垣間見える。そして、このような事務所では法律扶助・国選弁護の案件は若手に、企業関係の案件などはボス弁やシニア・パートナーとの間で業務分野の一定の振り分けがなされている場合もある。

ケース1は、自分の所属事務所について、「事務所はいわゆる行政側と保険会社側で、いわゆる権力側ですね。」「いわゆるかたいお客さんが多いですね。いわゆる行政側の人とか、保険会社側の人がほとんどなので、うちとしてはいまだに一見さんお断りの事務所ですね。無料法律相談とかいうところから来たやつもちろん受けるんですけども、それはあくまで法律相談の紹介なんだというやつで、いきなり来た分については受けない。ホームページを作成してないのも、それを作成しても勝手にポンとかかかってきたものについてはなかなか応じにくいと。」と述べる一方、「それと、一方でいわゆる法律扶助で法テラスでの案件は積極的に受けていこうというところがあって、ちょっとでも困っていたり、いわゆるお金がなかなかない人については、できるだけそっちの委託援助のほうで受けていきましょうとか、法テラスのほうで受けていましょうということにしています。」とも述べ、自己の業務では後者を多く扱っている。(ケース1)

ケース21も、自分の主たる業務とそうではない事務所事件の違いについて、「(行政事件は)事務所自体はあるんですけど、私がやっていないだけです。」「(環境問題は)ありますけど、多分それも私がやっていないだけで、事務所のボスとかはやっていますね。」というように述べている。(ケース21)

東京を除いた今回の面接対象ケースの中では、弁護士数6人から10人の、地域では大手の事務所所属が4ケースあった。このうち、2ケースは高裁所在地でもっぱら刑事弁護や使用者側でない個人顧客中心型分野に特化した業務を行っているが、これは所属事務所の性格もしくは特色によるものであった。おそらく、この規模の大手事務所はむしろ企業関係の業務を多く扱うのが一般的と思われるが、この規模でこうした性格の事務所がどの程度存在し、そして何故に可能となっているかはさらなる探求事項である。

4ケース中の残りの2ケースは高裁不所在地の大手事務所所属の弁護士であった。事務所自体は地域で確立した事務所で、企業や官公庁の顧客が多くなるが、そうした顧客の案件はシニアのパートナーが引受け、若手は刑事弁護や個人顧客分野を中心に引き受けているようにみえる。こうしたパターンはどの程度一般的なのか、2人事務所、3人事務所で

もあることなのかどうかはさらに探求する必要がある。

・事務所内地位と弁護士業務

量的分析では、調査設計の上で、事務所内地位を経営弁護士と勤務弁護士というカテゴリに区分し、業務分野の構造との関連を探究した。その結果、経営弁護士の地位が個人顧客中心型分野との正の有意な相関を示した¹⁴。しかし、62期弁護士の大きな割合を占める勤務弁護士（少なくとも調査時点で）がどうであるかについてははっきりとした傾向はみられなかった。こうした結果がどのような現実を捉えたものなのかは理解困難なところが残されている。そこで、面接調査データから取扱い業務と地位のあり方との関係を具体的にみていきたい。その際、分析の切り口として業務活動の中の補助的業務に焦点をあてたい。

本調査では事務所内地位は、基本的に単独事務所の経営弁護士、いわゆるパートナーと呼ばれる共同経営事務所の経営弁護士、それに勤務弁護士に区別される。面接調査では、法テラス事務所の3ケースを除くと、単独事務所の経営弁護士が2ケース（ケース6, 11）、共同経営の経営弁護士が6ケース（ケース2, 3, 4, 8, 14, 16）、そして、勤務弁護士が12ケース（ケース1, 5, 12, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23）であった。

通常、若手弁護士は最初は勤務弁護士として活動することが想定されるので、業務面でボス弁との関係がどうなっているかが注目される。そこで、まず、その関係の現れの着目点が補助的業務の側面である。その量と内容はどうかであろうか。

実際、経営弁護士と回答したケースでは補助的業務はほとんどないが¹⁵、勤務弁護士と回答したケースでは割合の大きさに散らばりがみられた。とくに補助的業務の割合が大きいのはケース12（50%）、ケース15（60%）、ケース18（90%）、ケース23（70%）である。逆に、勤務弁護士で割合の小さいのはケース1（10%）、ケース5（0%）、ケース13（5%）、ケース17（10%）、ケース19（10%）、ケース20（15%）、ケース21（5%）である。

まず、補助的業務の割合の多いケースの発言をみてみよう。

「どちらかというと、事務所の事件、先生に言われた事件をやるという感じだった。」「過払い金は、事務所はほとんどなくて、私の個人的なものがすごく多かったですね。」「私が個人で受けるものが、どちらかといえば扶助のほうが多いので。」（ケース12）

¹⁴ 重回帰分析の結果によれば、個人顧客中心型分野を従属変数としたときの経営弁護士という地位の標準偏回帰係数は $-0.079(p<.05)$ であったが、大企業顧客中心型分野を従属変数としたときには経営弁護士という地位は有意な関連はみられなかった。（前出注4「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」119, 121頁）。

¹⁵ ただ、ケース2は10%あると回答しているが、一定の所得保障があり、典型的な経営弁護士とはいえない。また、ケース14も15%あると回答しているが、形式的に勤務弁護士でないということで、共同受任という形で実質的な補助的業務もなされているとのことであった。

このケースは会社関係中心の事務所の勤務弁護士で補助的業務の割合が 50%を占める。その具体的内容は不明だが、次のような発言から、自分個人で受ける事件との対照がはっきり現れている。

「(補助的業務の割合が高いのは) そうですね。多分それをやっていると思うんですけどね。」「(給料と自分の事件での収入の比は) 去年は多分 7 : 3 ぐらいで、給料が 3 ぐらいです」(ケース 15)

このケースは 2 人事務所の勤務弁護士で補助的業務の割合が 60%だという。ただ、なぜか収入は給与と自己受け事件の報酬の比では給与がかなり小さく、逆転した面白いあり方を示している。

「(補助的業務ではなく自分で事件を受任することは) はい、やっていないです。」「それはしてもいいんですが、むしろやれと言われているんですけども、今は時間的にできない状況ですね。」(ケース 18)

このケースは大阪の 2 人事務所の勤務弁護士で、補助的業務の割合が 90%ときわめて高い。ただ、これは女性弁護士で産休・育休が明けたばかりという個別的事情によるところが大きい。

「(補助的業務の割合が高いのは) 指示に基づいて、……いったん事務所で受けて配点されるということがありますので。」(ケース 23)

このケースは大阪府内の 3 人事務所の勤務弁護士で、補助的業務の割合は 70%と高い。この高さの背景事情としては、国選・法律扶助を含めて個人でとってきた事件もすべて事務所に入り、収入は固定給のみというしくみがある。

次に、補助的業務の割合の少ないケースの発言をみてみよう。

「(補助的業務の具体的内容は) 法務回答書ですね。いわゆる保険会社とか行政からこういう事案があるんだけど、これについての例えば過失割合がどうか、これに対してどういうふうな回答をすればいいとかという回答書作成が補助的業務としては一番多いですね。」(ケース 1)

このケースは高裁所在地ではない県庁所在地の弁護士 6 人規模の大手事務所の勤務弁護士である。補助的業務の割合は 10%にすぎない。これは自己受けが認められていることと関連していると思われる。

「(補助的業務は) いや、もうほとんどないです。」「(やりたい仕事自由でできるかという点で) そうですね。後のほうにもちょっと出てくるんですけども、2人で受任することもまだ結構あるんですが、それでもなお、私の判断を尊重してくれることが結構ありまして、書面をつくっても、もちろんおかしいところは直すようにという話があるんですが、ほとんど私の主張を変えない形でやらせてもらうということもできますし。」(ケース5)

このケースは、高裁所在地ではない県庁所在地で、ボス弁とともに本人の名前が法律事務所の名前になっているという2人事務所の勤務弁護士として給与を受けつつも、業務自体はパートナーに近い形で行っている。

「ちょっと調べてみてくださいみたいなのはありますね。」「その程度です。」(ケース13)
このケースは県庁所在地ではない地方都市の3人事務所の勤務弁護士で、収入は事務所からの給与である。

「(補助的業務は事務所の事件で) 基本、でも、事務所の事件の書面書くの、ほとんど僕なんで、大体僕が書いているので、その補助的業務というか。」「事務所の事件をやっているほうが10とか15%とかですね。」(ケース17)

ケース17は大阪市にある3人事務所の勤務弁護士である。事務所事件と個人事件が分けられていて、収入は給与に個人事件からの収入がプラスされる形となっている。

「(所長弁護士から) ちょっと調べておいてくれなど、補助的なということですね。それは10%ぐらいですね。」(ケース19)

このケースの受任案件はすべて事務所事件として事務所経由で当人に配点され、個人事件はない。収入はすべて給与である。

「それ(補助的業務)は給与に入っています。」「(給与と個人事件の申告所得の比は) 今、半分くらいですか。」「前はもっと多かった。1年目は自分の事件が少ないですから、7割ぐらいだったのじゃないかな。」(ケース20)

このケースも給与の他に自分の収入になる事件が受任できる。そして、補助的業務は給与に含まれている。

以上のデータから何がわかるだろうか。補助的業務の具体的内容については詳しくはわからないが、多寡については勤務弁護士の地位の内実との関連がうかがわれる。勤務弁護

士の地位には、給与のみが収入になる場合と、給与に加えて自己受け事件の報酬が収入になる場合が区別された。そのことが補助的業務の多寡に関連しているようにみえる。補助的業務は個人事件ではなく、事務所の事件に関する業務ということで、それが多くなれば補助的業務の割合は多くなる。そして補助的業務の報酬は給与に含まれる。

しかし、自己受けが認められず、給与のみの場合であっても補助的業務の割合は小さい場合もあれば、大きい場合もあった。それは補助的業務というとき、上司の案件の一部の補助を特定の指示される場合もあれば、勤務弁護士個人が獲得した事件であっても、すべての事件が一旦事務所に入り、その上で事務所から事件を配点されること自体が補助的業務と考えられている場合もあるからである。後者の場合には、勤務弁護士にどこまで事件処理の自由度があるかはさらなるデータと分析を必要とする。

b. 教育的背景

・法科大学院経験と弁護士業務

若手弁護士の業務と教育的背景との関連の有無やそのあり方は分析にあたっての焦点の一つであった。本調査の設計上、教育的背景にかかわる変数は法科大学院における教育と学部段階における教育の2つである。量的分析の結果からは出身法科大学院と業務構造との間に一定の関連がみられた。すなわち、東京に立地する主要な5つの法科大学院のうち、特定の法科大学院の出身者に大企業顧客中心型分野の取扱いが多くなる一方、個人顧客中心型分野の取扱いが少なくなるという傾向がみられたのである¹⁶。残念ながら、面接調査からはこの点を立ち入ってフォローするには十分なデータが得られていない。なぜなら、今回の面接調査の対象者には上記の法科大学院出身者が1人も含まれていないからである。

そこで、ここでは法科大学院在学中の関心事項と実際の業務との関連についてみてみよう。具体的には、関心があると同時に司法試験の受験科目として選択した分野と業務の現実との一致やズレに目を向けてみたい。得られた関連データは以下の4ケースである。

ケース8は労働法を司法試験科目として選択し、また、労働事件に関心を持ち、実際にも労働事件の業務をこなしている。

「(労働法を選択したのは)労働事件をやりたかったからです。」「(労働事件をやりたいと考えるようになったのは)大学生のころですかね。労働事件をやっている弁護士の話を聞

¹⁶ 重回帰分析の結果によれば、個人顧客中心型分野を従属変数としたときの慶応大学法科大学院出身の標準偏回帰係数は $-.067(p<.05)$ で、一橋大学法科大学院出身のそれは $-.071(p<.05)$ であった。また、大企業顧客中心型分野を従属変数としたときには東京大学法科大学院出身の標準偏回帰係数は $.101(p<.01)$ で、一橋大学法科大学院出身のそれは $.099(p<.01)$ であった(前出注4「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」119, 121頁)。

く機会があって、労働者側の先生だったんですけど、労働者のためにがんばっているという事で。」「家族・親族」の「国内事件」。要するに、私は離婚事件とかDVとかがとても多いんです。あと、「労働問題」の「労働者側」ですね。労働事件がとても多い。」(ケース8)

ケース10は県庁所在地の法テラス事務所で、取扱い分野は刑事弁護と少年事件を併せて圧倒的な割合を占め、それに任意整理・個人再生・個人破産でほとんどだという。司法試験の選択科目は労働法であった。

「(選択の理由は)1つには分野としておもしろかった。」「学部生時代は、労働法はたしかさほど詳しくないというか、ほぼ授業も履修しなかったと思います。ロースクールになって、倒産法とか、他の分野に比べれば興味が持てたのと、教員が魅力的というか、非常にわかりやすく授業をしてくださる方だったというところですよ。」「

「(実際に期待した分野に関して)もう少し家事が多いかなと思っていましたね。家事、労働が多いかと思っていましたが、法テラスに来る顧客が意外と労働関係で未払い賃金とか、そういう人が少ない。むしろやっぱり、いっぱい破産まで来ている人が多い。家事は意外とみんな自分で調停なんかはやる。本当にどうしようもないときだけ来るという感じですね。」「(ケース10)

ケース17は経済法に関心があり、司法試験の選択科目としているが、実際には業務につながっていない。

「(選択科目にした理由として)倒産法、知財、環境法、労働法、経済法は一応全部授業履修したんですけど、経済法が一番成績よかったというのと、余り民事訴訟法は苦手だったんでちょっと倒産はあれかなというのと、その当時は労働法にそんな楽しさを見出せなかったのもあったんで、経済法が一番おもしろかったし、成績もよかったんで経済法を選んだんですけど。」「(授業の満足度に関して)しましたね。**大学が何かの先生が来られていて、授業以外に問題を出してくれて、それを答案書いてPDFにしてメールで送ったらその解答が返ってくるという形で、結構授業以外のフォローもすごいしてくれた先生だったので、あれは。」「(経済法の今の実務との関係について)全く使わないです。それで言うと、倒産法とか労働法とかというのをもっとやっておけばよかったなと思いますね。やっぱり大阪で経済法というのは余りないですね。就職活動のときも大手の事務所に行って、経済法すごく興味ありますと言ったら、大阪では余りないねという話があったので、そういう面でいうと、下請法とかああいうのになってくるとまあまああれですけど、やっぱり経済法の試験科目にも独禁法しか入っていないので、余り使ったことないですね。」「(ケー

ス 17)

ケース 19 の選択科目は環境法であり、学部段階から環境問題に関心があったが、その関心にマッチした業務はないという。

「(環境法を選択した理由について)経済学部では環境経済学をゼミでやっていましたので環境問題に関心があったことと、ほかの科目は民法の延長線だったり普通の法学という感じでしたが、環境法はそうではなくて法政策学をやるので、少し毛色が違うので、ふだんの勉強と違う勉強ができるということで息抜きにもなりますし。」

「(環境法と自分の業務との関連については)事件としてはなかなかないですね。」「ほとんど研究会に出ているだけで、実際にはなかなかないですね。相談は1件、2件ぐらいあるかなというところですよ。」「環境といっても町並み保存とか、自然環境保護のほうに興味があり、それは全国的なことになるので、京都だけではなかなかないのです。」(ケース 19)

上記のデータからは、法科大学院での学修上の関心と弁護士業務の現実とのズレが浮かび上がってくる。労働法への関心のある2つのケースでは、一方は業務を行っているが、他方は無かった。経済法、環境法の関心ケースではいずれも業務につながっていない。

理想からいえば、法科大学院時代から業務への関心を育むことが望ましいと思われるが、学習科目とそうした関心はリンクしていないようである。面接データを見る限り、選択科目の選択は、多くの場合、司法試験合格のための便宜か、もしくは弁護士業務の一般的な現状認識を前提した実務で使う頻度を考慮してなされている。

また、仮に関心が育まれたとして新しい分野や先端的な分野では実際の業務に結びつかない現実も克服されなくてはならない。二重の政策的問題を提起しているといえよう。

・他学部経験と弁護士業務

法科大学院時代の若手弁護士の教育的背景をみるときの注目点の1つは法学部・法学科以外の他学部出身者、いわゆる純粋未修者の参入である。他学部で受けた教育が弁護士となって仕事をする上で何らかの特色をもたらしているかどうかは興味深い点である。しかしながら、量的分析によれば業務分野との関連について格別の知見は得られていない。そこで、断片的ではあるが、面接調査のデータから、他学部経験と弁護士業務との関連を示唆すると思われるケースを拾い上げてみたい。面接調査の対象者の中には、6つの該当ケースが含まれている。学部別にみると、経済学部出身が2ケース、商学部、総合政策学部、薬学部、商船学部の出身が各1ケースである。

おしなべて、こうした背景が、実際に取り扱っている業務分野との関連において特徴あ

る態様を示しているということはないといえる。ただ、こうした背景がそれと関連した業務への志向をもたらしているケースはみられた。

例えば、ケース 13 は商船学部の出身であるということから、海事補佐人となり、海難事件への関心を示している。

「海事補佐人登録をしていますけど、残念ながら今のところ声はかからないですね。」「それから、海事関係を本当にできるのであれば、大きな船会社のという、そんなのは無理ですけども、そうじゃなくて、一般の小型船の事故とかがありますよね。漁船の事故とか。そういうので、もし何か案件があれば、やってみたいなのというのがありますね。」(ケース 13)

同様に、前述のケース 20 は、経済学部で環境経済学を専攻したことから環境問題の業務、とりわけ環境保全の仕事への関心を示している。ただ、ケース 13 もケース 20 も実際の仕事の獲得には結びついていない。

これに対し、薬学部出身の薬剤師であるケース 6 の場合は、この背景が業務の獲得に通じている興味深い例である。

「(弁護士を選択した理由として) もう 1 つは、自分の薬剤師としての知識、医療の知識を融合させて、もう 1 つランクを上げることができるとか、そういう、多分、型にはまらない活動によってキャリアアップができると。」「(業務開拓の困難さについて) いや、特に感じませんでした。多分、薬剤師というのがあるので、例えば、法律相談に行っても、医療系だったら「お願いします」と言ってくれるし、交通事故でいろいろアドバイスすれば、「医療の知識があるところをお願いします」と言われるし。今度は、交通事故の、1 人、すごくいい、東京都をやめた方がいるんですが、その方は自分が行っている病院に行って「あの先生がいいから行っておいで」と言って、ばんばん口コミで来てくれたりとかがあって、そんなに事件で困ったことはない。どちらかというと、受けられないぐらい忙しくなって、同期に回したりしていました。」(ケース 6)

上記のデータから、他学部経験が弁護士業務にとっていかなる意味をもつかについて、一般的なことは何もいえない。ただ、多様な背景をもつ弁護士が現に存在し、それに関連した多様な業務を志向しているという事実は重要である。そうした志向が志向にとどまることなく、実際の業務を可能にしていくことは弁護士制度改革の理念に沿うものであろう。そのための主体的、客体的条件をさらに探っていく必要があろう。

2. 専門分化の状況

すでに述べたように、量的分析では、業務分野の限定と投入時間の量という 2 つの観点

から独自の専門化指標を作成して業務分野の専門化の度合いを測定した。その結果、企業、とくに大企業を顧客とする「渉外・国際取引」、「独占禁止・不正競争」、「企業合併・買収」、「知的財産」などの分野で、相対的に専門化の度合いが高いことが見いだされたが、個人顧客の諸分野では「刑事弁護」、「家族・親族国内事件」、「任意整理・個人再生・個人破産」といった取扱い弁護士比率の大きい伝統的な分野が企業法務分野に準じて専門化の度合いが高い一方、「医療事故」、「行政事件個人代理」、「労働災害」、「犯罪被害者支援」などの分野は専門化の度合いが低い。言い方を変えれば、上の企業法務の諸分野を除けば、新しい、もしくは先端的な分野は専門化した分野ではない。一般的に言って、分野からみるかぎり、業務の専門分化は進んでいないといえるだろう。これが、量的分析からの一応の総括である。

では、実際、日本の弁護士の主要部分を占める個人顧客の弁護士業務で専門化の動きは存在しないのであろうか。東京以外の弁護士を対象とした今回の面接調査データから専門化にかかわる実情を探ってみよう。数は少ないが、以下の4つのケースの発言の中に実務の現場レベルでの専門化の有り様の一端が示されている。

まず、「刑事弁護」は量的分析においても専門化の度合いの高い分野であるが、ケース10は法テラス法律事務所にあつて自覚的にこの道を進んでいる。

「私の業務のうち、時間でいくと、件数は別として、おそらく8割ぐらいが刑事、少年、公益活動で残り20%が民事。そのうち、事務員さんにかなり手伝ってもらっていて、聞き取りとかで時間を取られているのが破産という感じですね。過払いの訴訟は、訴状も知れているので。」「(刑事と少年の内訳は) まあ、難しいです、時間は。2つ合わせると。でも、少年のほうはずっと少ないです。そのうちの、8割の中の7割、1割みたいな感じか、6.5、1.5かみたいな感じですね。」「(刑事の比重の高さは) 満足しています。」(ケース10)

弁護士過疎地の法テラス地域事務所で働くケース9は、特定分野というより、刑事国選事件と民事法律扶助事件に集中している。

「(任期が来たとき法テラスを続けるか) 続けるよりは、もっと別のことをしたいなというようなところが大きいですね。」「(留学というのと) 基本的に迷っているのが、もう1回大学に入って社会福祉士か、精神社会福祉士かの資格を取るのをちょっと考えています。」「基本的に法テラスでやっていると、やはりそういう関係の方が多くて、そういう人を支援するときに、当然、行政のことなので、行政以外でも福祉関係者とある程度コミュニケーションをとらなければいけなくて、そういうときに資格を持っているのと、持っていないのでは、全然相手の対応も違うと思いますし、自分でできることの幅も広がると思いますので、それでちょっとしばらく弁護士をやめてそっちに行くというのもあるかな

と思っています。」「(福祉関係の勉強の必要性を感じるのは)一番多いのは、やはり債務整理の関係ですね。債務整理をやっていると、生活保護の関係もそうですし、精神的な問題を抱えている方もいらっしゃるんで、そこら辺と、あとは刑事の関係もそうですね。刑事もやはり犯罪と貧困、あるいは精神病というのがある程度結びついているので、そこら辺の……。あとは知的障害もそうですね。ちょっと何かできることをふやしたいなというのがあります。」(ケース 9)

薬剤師としての背景を弁護士としての専門化につなげようとしているのが、ケース 6 である。司法修習の選択型実務修習で選択した「交通事故研修」について次のように述べる。

「福岡の弁護士会で1週間だけなんですけれども、交通事故の事故処理、事件処理といいますか、民事事件なんですけれども、それについて本当に詳しく教えていただいたんですが、保険の基礎からその交渉術までかなり勉強になりました。実務に直結するところで。このときに、後遺症の認定などで医療の知識が必要だということがわかって、交通事故の被害者救済をライフワークにしていこうと決めました。」「(弁護士会の交通事故委員会に入って)もう中心メンバーとして活動しています。」(ケース 6)

他方、専門性追求への迷いもみられる。ケース 22 は小規模事務所の勤務弁護士ながら企業顧客もそれなりに多く、独禁・知財事件も扱っている。将来に不安を感じる点に関して次のように述べる。

「これは最近思ったこともそうなんですけど、いろんな会合とかがあったりして、参加させてもらいに行ったりするんですけど、最近のはやりなのかわからないんですけど、どの士業でもみんな専門性を追求していかれていて。そうやって士業同士で組んだりして、その専門としてやっていくとか。企業の人と話していても「全般でできるというなら渉外まで手を出してもらわないととても頼めない」と言わはるし、かといってこんな事務所で渉外なんて手を出したらもう回らなくなりますから、そんなんでいいし。じゃあ、専門性を追求していかなあかんのかと言われても、このままどう専門性を追求できるかというのがとちょっとまだ見えないので。」「本当の希望は、「何でもやります」が希望なんです。だから、余りそういうこと(渉外事件)を追求していないんですけど。」「そのまま突っ切って、じゃあ、やっていけるのかというのが、その不安なんですよね。」「(独立性を持てるかという不安については)それも同じことなんですけど、専門性を追求することは、独立して専門性を追求するというか、ある企業とかの顧問としてそういうふうな分野だから頼んでいますとなったら、言い方は悪いですけど企業の犬的な感じに弁護士がどんどんなっていくんじゃないかとちょっと思っただけです。」「企業側の要求が、最近そういうふうに思うよう

になったので、どうなんだろうな、弁護士はと。弁護士全体のね。」(ケース 22)

顧客、したがって業務内容では対照的なケース 10 も同様に専門化にかかわる将来の不安を「業務の偏り」という表現で次のように述べている。

「(業務の偏りというのは) 負担というよりも、何でしょうね。なんていうんだろう・・・」
「次の「将来への不安」につながるんですかね。」「技能(の偏り)とかというよりは、コネクション、人脈みたいなほうですかね、どっちかという。技能は多分、事件を前にすれば、今の技能でいけるところはあると思うんですけど。それも・・・。でも、特にやっぱり顧客でしょうね、おそらく。お金がある人とは縁がないですから。技能も、まあ、不安はありますが、でも、そんなものですね。弁護士はやっぱりほとんどがみんな初めての仕事をやりますから。」(ケース 10)

専門化には 2 つの意味が区別される。1 つは端的に業務分野の限定という意味での専門化である。専門化はこの意味では客観的な事象であり、測定がし易い。もう一つはいわばクオリティ・タームとしての専門化であって、役務の質の向上という意味で使われる。この意味での専門化は客観的には捕捉しづらい。

ケース 10 は業務分野の限定という意味での専門化が明瞭に現れている。ただ、量的分析の結果と照らし合わせてみれば、「刑事弁護」の分野以外ではこの意味での専門化は日本の現状ではないといってよいだろう。しかしながら、ケース 9 は、いわゆる「司法ソーシャルワーク」¹⁷を通じた法テラス業務の質的深化を目指しており、特定分野への限定ということではないが、これは質の向上という意味での専門化の動きを現しているということもできよう。

専門化にかかわることとして、ケース 6 のように将来どういう弁護士になるかを見定めている場合もあるが、ケース 22 のように専門性の追求に迷っている場合もみられる。こうした専門化に対する意識が全体的としてどうなっているのか、これだけではよくわからない。専門化に関しては、量的なデータに加えて、今後、さらに質的データを収集し、意識の布置状況を探索する必要があるだろう。

Ⅲ. まとめ

最後に、62 期第 1 回郵送調査の対象者に対する面接調査から明らかとなった弁護士の業務に関する知見を簡単にまとめておきたい。

¹⁷ 司法ソーシャルワークについては多くの文献があるが、例えば、太田晃弘「司法ソーシャルワークとは何か」『法律のひろば』66 巻 3 号 (2013 年) 21-26 頁。

1 若手弁護士の業務のあり方の規定要因としての所属事務所

面接データから明らかになったことの第1は、所属事務所が業務のあり方に及ぼしている大きな影響である。すでにふれたように、種々の業務分野の取扱いの差異は、1 つには「労働者側をやりたい」、あるいは「使用者側をやりたい」といった弁護士個人の志向と、他方で、就職した事務所が加害者側、業者側、使用者側、病院側か、それとも被害者側、消費者側、労働者側患者側なのかという事務所の性格によって影響を受けていた。また、一般的な傾向に反して、大手事務所でももっぱら個人顧客分野を扱い、小規模事務所でも企業や官公庁の案件を取り扱うのも事務所の性格もしくは特色によるところが大きいようにみえる。

我々は、郵送調査で、所属事務所の所在地と弁護士数でみた規模については客観的に測定し、量的な分析で利用することができた。しかし、所属事務所の性格ないし特色、あるいは“売り”といったことは測定の困難さもあり、調査項目には含めなかった。

今回の面接調査からは、量的調査で把握しきれなかった所属事務所の質的な特性が媒介変数として重要な意味を持っていることが明らかとなったといえる。これが大きな成果といえよう。

さらに、若手弁護士の業務活動の自由度について、この面接調査は実情をかなり詳しく明らかにしたといえる。郵送調査では事務所内での地位を尋ねているが、経営弁護士か勤務弁護士か以上のことは不明であった。面接調査からはより詳しい情報が得られた。勤務弁護士の地位には、報酬の見地から、給与のみが収入になる場合と、給与に加えて自己受け事件の報酬が収入になる場合が区別された。そのことが業務活動のあり方に、具体的には補助的業務のあり方、つまりは業務活動の自由度に関連していた。もっとも、われわれが用意した「補助的業務」という用語の理解は一樣ではなく、勤務弁護士の報酬のあり方と事件処理の自由度の関係は必ずしも明確に把握しきれていない。とはいえ、事務所内における勤務弁護士の地位と業務との関連について従来知られていなかった貴重な知見を得ることができたといえよう。

このような成果が得られたわけだが、今回の面接調査は郵送調査の質問票に即して所定の時間内でインタビューがなされているため、そのことに随伴する限界もある。今後のさらなる探求のためには、事務所の特性に関する調査項目を定式化することがなされてよいであろう。具体的には、例えば、事務所が扱う当事者のサイド、事務所が掲げる職業理念、事務所構成弁護士の移動性などが挙げられよう。さらに、業務のあり方を従属変数とする因果的連関図式を構成するためには、若手弁護士の初職事務所、あるいは移動した所属事務所を媒介変数として、そこに至った諸事情を変数化する必要があるだろう。時間的には、法科大学院や司法修習の段階となる。そのためにも今回の面接データは手がかりとして有用

であろうと思われる。

2 業務と教育的背景の関係、及び専門化の規定要因について

すでにみたように、量的分析においてと同様、面接データからも法科大学院での経験や他学部経験と実際の弁護士業務との関係はほとんどみられない。もっとも、面接データからは、個別的な事例として、教育経験を業務につなげていこうとする若手弁護士の志向をみいだすことができた。政策的議論の1つの貴重な資料となるであろう。

また、業務の専門化も、量的な分析以上のものを発見できたとはいえない。今回の面接調査では、専門化がそれなりに進んでいる企業法務分野の取扱いが想定される東京が除かれている。それもあってか面接データでは、業務の限定という意味での専門化は、刑事弁護で一部みられるほかはほとんどみられず、その規定要因を論ずる余地もないのが現状といえる。しかし、回答弁護士の”語り”を通して、専門化の意味について若手弁護士がどのように考えているかを知る若干の手がかりを得ることはできたといえよう。

第5章 所得，満足度，及び将来不安

上石 圭一

I. はじめに

本章では，新人弁護士の所得，満足度，及び将来への不安感について，これまで実施してきた計量的な分析の結果と，インタビュー調査の結果とをもとに，検討を行う。

これまでに我々が行ってきた分析によれば，新人弁護士の所得については，弁護士になってから1年余りたった時点では，所得200万円未満といった極端な低所得者や，所得2,000万円以上といった極端な高所得者はほとんどいなかった¹。しかし，所得のばらつきは大きかった。そして，所得は，性別や出身ロースクール，事務所の種類や規模，主として従事している業務分野など，様々な要因の影響を受けていた²。また，満足度は，所得に比例してはいるものの，所得200万円未満といった極端な低所得の者を除けば，過半数が「満足」もしくは「どちらかといえば満足」しており，逆に，不安感³は，満足度に反比例してはいたものの，過半数が「不安」もしくは「どちらかといえば不安」と回答していた³。

現在，若手弁護士の貧困化がしばしば指摘される⁴。われわれが行ったアンケート調査でも，所得200万円未満という弁護士はわずかではあるが存在していた。彼らは何故に低所得になっているのだろうか。また，満足度について見てみると，所得が低くても，満足度は高いという弁護士が多かったが⁵，それはなぜなのだろうか。弁護士が一般に社会的な地位が高い職業であるということも⁶，満足度を高める一つの要因かもしれないが，所得が200万円以下であれば，民間企業や官公庁の正規労働者・職員の所得よりも低いと考

¹ 第1回調査では，回答者616人中，所得200万円未満の者は6人（回答者の1%）しかいず，2,000万円以上の所得の者はいなかった（第1回第1報118頁）。

² 第1回第1報156～179頁参照。

³ 全般的満足度について，第1回調査では，616人中469人（76.2%）が「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答していた。このほか，「収入に対する満足度」でも72.9%が，「労働時間管理の自由度に関する満足度」では72.6%が，「日常の業務内容に関する満足度」では，77.1%が「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答していた。（第1回第1報132-136頁）。

⁴ たとえば新田龍「年収百万円台…食えない弁護士急増 借金&高額費用かけ超難関試験合格も仕事なし」Business Journal2015年5月（http://biz-journal.jp/2015/05/post_10077.html）。

⁵ たとえば第2回第2報135頁を参照。

⁶ 10年ごとに行われる「社会階層と社会移動」（SSM）調査では，職業毎に職業威信を調査しており，「裁判官・検察官・弁護士」の職業威信は，医師，歯科医師，大学教員と並んで高い。たとえば，1995年調査における職業威信については，「1995年版職業威信スコア表」都築一治編『1995年SSM調査シリーズ5 職業評価の構造と職業威信スコア』231頁

（http://srdq.hus.osaka-u.ac.jp/PDF/SMM1995_r5_sukoa.pdf）を参照。

えられる⁷。それでも満足なのはなぜだろうか。こうした疑問点について、アンケート調査の分析によっては、明らかにならない。また、先に実施したアンケート調査の分析では、満足度や不安感について、決定的な規定要因ははっきりしなかったが⁸、これは多くの要因が過剰に決定しあっていることや、ケース数が少ないため詳細な分析を行うことが困難なことなどが、原因として考えられる。

そこで、本章では、これまでアンケート調査結果の分析で得られた知見に加え、弁護士へのインタビューによって得られた回答をもとに、新人弁護士の所得と満足度、不安感について検討する。

II. 弁護士の所得

我々が行ったアンケート調査の結果によれば、62期の弁護士の所得は、第1回調査を実施した2010年と、第2回調査を実施した2013年とを比較すると、この3年間に、全体として所得は上昇している。しかし、過去3年間の所得の変化を所得階層別にみると、所得1,000万円以上の層では、半数以上の者が所得は上昇したと回答していたのに対して、所得200万円未満の低所得層では、回答者5名のうち4名は所得が減ったと回答しており⁹、新人弁護士であっても、所得格差が拡大していることが読み取れた。

我々の実施したインタビュー調査は、多くがこの2つのアンケート調査の間に実施されたものであるため、インタビューによる回答は、こうしたアンケート結果に比較的近いものになると思われる¹⁰。

1. 高所得の弁護士のケース

a. 最初から高所得のケース

我々のアンケート調査では、所得が1,000万円以上のケースは、1回目が11.6%だったのに対して、その3年後の2回目では、26.4%であり¹¹、2回目の調査の方が高所得者の割合は高かった。

弁護士の所得は、事務所内の地位や事務所での収入配分の方式による影響を少なからず受けている。ケース15では、複数の弁護士がいる事務所の中の経営弁護士をしており、事務所からの固定的な給与と、自分の事件として受任したものとを合わせて、1,000万円

⁷ 国税庁の平成26年分民間給与実態統計調査によれば、平成26年分の民間の平均給与は415万円となっている。<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2015/minkan/index.htm> を参照。

⁸ 第1回第2報179～200頁、第2回第2報134～154頁を参照。

⁹ 第2回第2報114～115頁。

¹⁰ もっともアンケート調査で得られたデータについては、回答者の特定はできないため、インタビュー結果をアンケートでの回答状況と突き合わせて検討することはできない。

¹¹ 第2回第1報73頁。

以上の所得になっていた。

ケース 15

面接者：確定申告の時に申告所得という言い方ですけども、1,000～2,000 万円。これは今年の確定申告ですね。

回答者：そうですね、2011 年分。

面接者：10 年だとカテゴリーが違いましたか。

回答者：10 年もギリギリ 1,000 万円という感じですね。

（中略）

回答者：僕も事務所の給料としては 600 万ぐらい。

面接者：プラス自分。

回答者：プラス個人事件で去年に関しては 1,200 万ぐらいは売り上げられたので、ほんまに自分の頑張り次第でなんぼでもたぶん増やせると思いますね。

このケースでは、事務所からの給与では 600 万円だが、個人での売り上げが 1,200 万円程度あったために、所得は 1,000 万円以上であったという。そして、それだけの所得を得ることができたのは、「自分の頑張り」によるものと言う。このケースでは、インタビューはこの後、次の通り続いた。

ケース 15

面接者：弁護士業というのはそういう性質のものだと。

回答者：と思うし、正直、昔はたぶんお客さんが来てくれるのを待っていたらいいかと思っていますけれども、今はやっぱり自分で顔広げていったりしないと多分だめだと思いますし。だから、2010 年とかってというのは、異業種交流会とかいろいろな人と飲みに行ったりするんで、200 万ぐらい多分僕飲み代に使ったんですよ。1 年間で 800 枚ぐらい名刺も配りました。結局そのときにつながっていった人脈から今やっぱり大分仕事をもらったりしているので、そういうふうに出ていけばなんぼでも多分稼げるようになると思いますね。

この弁護士の場合、異業種交流会に積極的に参加して飲みに行ったり名刺を配ったりして人脈を広げたことで、個人の仕事もたくさん入るようになってきたのだという。逆に言うならば、十分に稼げないのは昔と同様に、「たぶんお客さんが来てくれるのを待って」いて「自分で顔広げて行ったりしない」からではないかというわけである。

このため、しばしば報道されるような弁護士の貧困問題は、この弁護士にとっては、本人の努力不足のせいとして位置づけられることになる。

ケース 15

面接者：よく報道される、若手弁護士の貧窮というのはどういう印象を持っておられます？

回答者：若手弁護士ということは、うーん。

面接者：そういう人いるのかなという。

回答者：いや、いるんでしょうけど、ただもっと自分が頑張ればいいんじゃないかと思っ
てしまいますね。

(中略)

面接者：そうすると、時々マスコミが取り上げるのは非常に特殊な例？

回答者：と思いますね。即独してお金落ちになっている人は多分（以下不明）あると思う
ので。やる気がないとまでは言いませんけれども、もっと頑張ればいいんじゃないか
いという風に思います。

面接者：工夫のしようがあるんじゃないかという。

回答者：と思いますね。

この弁護士によれば、稼げていない弁護士というのは、「非常に特殊な例」に過ぎないので
あり、「もっと頑張る」「工夫」すれば、十分に稼げるのではないかというのである。

この弁護士は、関西の私立大学法学部の出身で、4年生の時に司法試験を受けて落ち、
そのまま法科大学院に進学して、新司法試験を1回目の受験で合格し、直ちに修習を受け
て弁護士となっている。したがって、弁護士になるまでに、民間企業に勤めるといったこ
とをしておらず、社会経験は乏しい。そうであるにもかかわらず、昔ながらの弁護士の業
務スタイルに安住せず、異業種交流会に出席して大量に名刺を配るなどの営業活動を行っ
て十分に利益を上げることができ、逆に収入の低い弁護士について、「工夫のしようがある」
「もっと頑張ればいいんじゃないか」と評しているわけである。もっとも、この弁護士が
このように考えるのには、本人の家庭的背景が影響しているかもしれない。というのは、
この弁護士の父親は、自営業者だったからである。

b. 所得が上昇して高所得になったケース

さすがに弁護士になって1年目から1,000万円以上の所得のある弁護士はわずかしはい
ないが、年を経るにつれて所得が上がり1,000万円を超えたという弁護士は少なくない。

ケース 17

面接者：2010 年は 1,000 万に近い方の 800 万円ぐらい？

回答者：多分そうですね。

面接者：昨年度は 1,300 万円ぐらいじゃないかと。

回答者：多分そうですね。

この弁護士の場合、弁護士が 2 人からなる民間法律事務所で勤務弁護士をしており、収入は事務所からの給与と自分の事件での収入とからなる。その内訳は 3 : 7 であり、自分の事件からの収入の方が多かったという。

ケース 17

面接者：（前略）給料とご自分の事件での収入も入れたら、どれぐらいだと思いますか。

回答者：去年は多分 7 : 3 ぐらいで、給料が 3 ぐらいです。

面接者：そうですか。ご自分の収入の方が多かった？

回答者：そうですね。

もともと、弁護士になってかなり早い段階ですでに事務所からの給与よりも自分の事件での収入の方が上回ったのには、事務所からの給与が低めであったことも影響している可能性がある。

ケース 17

回答者：うち、給料がそういう意味ではその当時としても多分安かったはずなんですね。

それで、給料の話になった時に先生から説明があったんですね。事件は幾らでも受けてもらっていいから、それを自分で稼げる弁護士になってほしいので給料が安いんですという話で、それはそうかと思って。

この弁護士の場合、「自分で稼げる弁護士になってほしい」という事務所の方針で、事務所からの給与は低めに設定されていた。その代わり、自分で「事件はいくらでも受け」ることで収入を得られるようになっており、本人が事件を「いくらでも受け」ようとした結果、高所得になったという訳である。先のケース 15 もそうであるが、この弁護士の場合も、本人の努力——ただし、どのような努力をしたのかは明らかではないが——によって、所得は上げることが可能だという主張にもなっている。

c. 副収入のあるケース

所得が 1,000 万円以上の所得の者の中には、副収入があるために高所得になっているというケースもある。

ケース 6

面接者：(前略) 所得ですけど、かなり多いですね。もう 1,000 万円以上 2,000 万円未満。

回答者：ほかの収入があるので。不動産の収入と、ここ以外の不動産の収入と。

面接者：なるほど。弁護士としての収入だけだとどのぐらいですか。

回答者：そんなにはないと思います。

面接者：次のカテゴリーぐらい？ 1,000 万円未満。

回答者：そうですね。それぐらいはあると思います。

この回答者の場合、弁護士業務だけであれば、所得は 1,000 万円未満だが、事務所の所在地以外にも不動産を持っており、そこからの収入があることで、所得は 1,000 万円以上だという。しかし、弁護士業務だけの所得では 1,000 万円未満であったとはいっても、それは稼げなかったからではない。

ケース 6

回答者：1 年目は結構あったと思うんです。去年は余りないと思うんですけど。でも、売
り上げでいけば 1,000 万近くはあったと思うんですけど。でも、最初なのでいっ
ぱい経費を計上して、なるべく少なくしていたんですけど。…中略…でも、1 年
目はかなり仕事をしました。ほとんど断らずにすべて受けて仕事をしました。と
いうのは、やっぱり早く勉強して独立するためにいろんな事件をやりたかったの
で。

この弁護士は、最初は民間法律事務所の独立採算弁護士であったが、翌年には独立している。1 年目は「早く勉強して独立するためにいろんな事件をやりたかった」から、「ほとんど断らずにすべて受けて仕事をし」たので、所得は多かった。だが、独立をした 2 年目は「最初なのでいっぱい経費を計上」したために、売り上げは 1,000 万円を超えたものの、所得としては 1,000 万円を下回ったというのである。

このように見てくると、所得が 1,000 万円を越える高額所得を得ている、もしくは高額所得を得たことのある弁護士は、本人の努力によって、所得は上げることが可能なものとして捉えていたことが分かる。

2. 低所得のケース

a. 出産・育児休暇をとっていたケース

しかし、すべての弁護士が、1,000 万円以上という高所得を手にはしていない。逆に、所得 200 万円未満という極端な低所得者の者もいる。その一つの、原因は仕事がなかったためではなく、本人の意思で1年間を通して業務を行っていなかったためであった。

ケース 16

面接者：（前略）申告所得ですが、200 万円未満というのは2010 年ですか。

回答者：2011 年です。去年です。

面接者：去年？2つ書いていただいているんですが。

回答者：これが2010 年。2 [200 万円以上 500 万円未満] の方は2011 年。

面接者：そうか。2010 年の方が多かった。2010 年というと1年目の金額になりますよね。

回答者：はい、そうです。

面接者：2年目は産休・育休だったから？

回答者：3か月ぐらいしか働いていないので。

回答者は、出産のための休暇をとっていて、3か月しか業務を行っていなかったため、2011 年の所得は200 万円未満になり、2010 年よりも所得が下がったのだという。この回答者の場合、インタビュー調査の時点では、職場に復帰して入るものの、育児を重視して、勤務日数・時間を抑えている。

ケース 16

面接者：現在の労働時間が40 時間。先ほど少しおっしゃっていましたが、産休・育休が明けたばかりなのという……

回答者：はい。

面接者：いつから復帰されたわけですか。

回答者：1月から徐々に……。でも、1月は週に2回しか来ていなかったんですけども、2月からは週3回になりまして、4月からは毎日ということにしています。

面接者：そうすると、いつごろから普通の勤務体制になる見込みなんですか。

回答者：いつごろでしょう。当分こういう感じなのではないかなと思っています。

この回答者は、大阪で法人格を持つ民間法律事務所に所属する女性の勤務弁護士であるが、このように勤務時間を抑えているため、回答者の調査年(2012 年)の所得も低くなると考え

られる。フルタイムで働いていたら、所得がどうなっていたかについては、明言していないが、弁護士として2年目である2010年の所得が200万円以上500万円未満であったこと、また「給与」制であると述べていることから、これと同程度にはなっていたらと考えられる。

b. 節税の結果としての低所得

先のケースとはちがって、年間を通して弁護士業務に従事していたにもかかわらず、所得が少なかったというケースもある。だが、そのこととは必ずしも収入が少なかったということを意味しない。むしろ、収入はそれなりにあっても、必要経費を多めに計上することで、結果として低所得になるということもある。次のケースはそのような例である。

ケース 20

面接者：申告所得が200万円以上500万円未満のカテゴリーですけれども、これは2010年度も2011年度も同じですか。

回答者：そうです。

面接者：しかし、先ほどお話があったように給与の占める割合が変わったと。

回答者：はい。

面接者：ということは、移られて少しはふえてきた。

回答者：ただ、申告所得ですから、いかに経費で落とすか、わざを使って。

面接者：要するに売上としてはふえているわけですが、申告所得ということになると話は別だと。

回答者：はい。

面接者：(前略)日弁連の統計によれば、申告所得が70万未満という人が相当の数に上りますが、それは要するに節税ということだと思いますか。それで生活できるわけではないですからね。

回答者：できません。そうだったら、自宅の家賃も全部入れているような感じですね。

面接者：(前略)自宅が事務所ですと、それを経費にできるわけですか。

回答者：はい。税務調査が入ると、もっと詳しく記述しなさいと言われると思いますが。

2011年に事務所を移って給与の占める割合は高くなったというこの回答者は、申告所得が200万円以上500万円未満であるが、それは「技を使って」「経費で落とす」し、節税を行った結果であると述べている。続けて、この回答者は、他の低所得のケースについても、「自宅の家賃も全部(経費に)入れ」るなどの方法で必要経費の額を増やして節税を行っ

ている可能性を示唆する。

この回答者は、大学を卒業後、直ちに法科大学院に進学し、卒業後2回新司法試験を受けて司法修習に入ったという人であり、弁護士以外の職を経験することなく、民間の法律事務所に勤務弁護士として入っている。そのような新人の弁護士であっても、すでに「わざを使って」節税を行っているということは、こうした節税法がかなり若手の弁護士の間でも広がっている可能性がある。

世間では、しばしば、貧困な弁護士が存在するということが語られる。しかし我々の面接調査からは、そうした弁護士の存在は語られなかった。むしろ、明らかになったのは、出産や育児のために休暇をとったり¹²、うまく節税策を講じて所得を意図的に引き下げたりしているという姿であった。もちろん、今回のアンケート調査やインタビュー調査に対しては、本当に稼げていない——したがって、収入が少なく所得も少ない——人は、回答に応じていないという可能性は否定できない。だが、そうした本当に貧しい弁護士が知り合いにいてという話も聞かれなかった。こうしたことから考えると、若手弁護士が貧窮化しているという言説は、若手弁護士全体でみるならば、適切ではないように思われる¹³。

3. 弁護士を取り巻く経済環境

若手弁護士が貧窮化しているという主張は適切ではないにしても、若手の弁護士を取り巻く経済環境が厳しくなっていることは、確かなようである。勤務弁護士の場合、事務所から支払われる固定的な給与の額は下がっているという発言が見られたことから、そのことを推測することができる。

ケース 19

面接者：例えば 600 万か 700 万か正確には存じませんが、それぐらいの給与は〇〇

県では普通の水準ですか、高目ですか。

回答者：同期の弁護士、62 期ではそのあたりか。

面接者：初任給 500 万とよく言われていますが、それは明らかにクリアしている。

¹² 新人弁護士に占める女性弁護士の割合は、現在ではだいたい 20%台にのっており、新司法試験が始まる以前と比べると、高くなっている（新人弁護士に占める女性弁護士の割合については、たとえば最高裁判所事務総局編『裁判所データブック 2015』（法曹会、2015 年）を参照）。そうした女性弁護士が出産や育児のための休暇をとれば、その間、彼女たちの所得は低くなるということは十分に考えられる。

¹³ 弁護士登録の請求取り消し者の内訳を分析することで、裁判官や検察官への復職や留学などを除く登録取り消し者の過半数は旧世代の弁護士であって、新世代の弁護士ではないということを明らかにしたものとして、伊藤歩「データで検証！ 「弁護士は食えない」のウソ：「就職難」と「貧困化」は裏付けられるのか」東洋経済 ON LINE（2015 年 6 月 15 日）（<http://toyokeizai.net/articles/print/67629>）がある。

回答者：〇〇はそうですね。ただ、1期、2期下の人たちは多分、大阪と同じような感じだと思います。

面接者：下回っているのではないかと。

回答者：それは確実に。

面接者：大阪はどのぐらいだと言われているか。

回答者：月に20、25と聞いています。

面接者：（それでは年に）300万ですよ。

回答者：聞いている話ですから、どの辺まで本当の話かわかりませんが、それに少し色がついているぐらいと聞いています。

この弁護士は、「聞いている話ですから、どの辺まで本当の話かわかりません」と留保しながら、〇〇県では62期の弁護士に対して事務所から支払われる給料は600万か700万円程度であるのに対して、「1期、2期下の人たち」は大阪と同様に、自分たちの給料を「下回って」おり、「月に20、25」万円の給料しか支払われていないと述べており、経済環境が悪化している可能性を述べている。

このように経済環境が厳しくなってきたことの背景の一つとして、弁護士数が大幅に増員されたことで個人顧客が減っているということを挙げる回答者がある。

ケース 18

面接者：〇〇県弁護士会も増員反対なわけですね。

回答者：今反対です。それは反対すると思いますよ。

面接者：現実には△△（市）の弁護士さんたちは経営が大変になっていると思いますか。

回答者：△△よりも先に□□（市）とか▽▽（市）の先生のほうにしわ寄せがいつているなど。

…中略…

面接者：個人顧客が減っているということですか。

回答者：そうだと思います。

インタビューの中で、この弁護士は、所属弁護士会が弁護士増員に反対している理由として、弁護士増員によって「経営が大変になっている」「個人顧客が減っており」「しわ寄せが行っている」と語っている。しかし、我々のインタビューの中で、個人顧客が減った原因として挙げられたのは、弁護士数の増加だけではなかった。過払い金をめぐる依頼が大幅に減ったということも、大きな要因の一つとして指摘された。

ケース 13

面接者：過払い金というのはまだあるんですか。

回答者：過払い金は、うちなんかはもう大分減りましたね。もうほとんどないに近いですね。やっぱり大きいところが宣伝されているので、あっちに行っているんじゃないかなと思うんですけど。

…中略…

面接者：実際にお客さんがそういうのに行っている気配というのはありますか。

回答者：いやあ、多分行っているんじゃないかなと思うんですね。それから、テレビとかでコマーシャルされている無料で相談というところにどんどん行っているのとは違うかなと思いますね。過払い系のものはね。

ここでは、過払い金をめぐる問題は、「テレビとかでコマーシャル」している大手の事務所に流れていると思われること、その結果として、「うちなんかはもうだいぶ減りました」「もうほとんどないに近い」と語られている。過払い金の問題は、今や普通の事務所にはほとんど来ないというのである。

他方、過払い金事件は地方にはまだあるという意見もあった。次に見るケースは、東北地方の法律事務所で勤務弁護士をしている弁護士である。

ケース 8

面接者：その広告を打っているところは、もう過払い金バブルはないから……。

回答者：いや、過払いもまだあさって……。地方には残っています。

面接者：まだやっているんですか。

回答者：残っています。

つまり、大都市部ではともかく地方には、まだ過払いの事件はあるというのである。しかし、この弁護士も、そうは言っても過払い事件が減った影響は少なくなかったと述べている。

ケース 8

面接者：2 年間、勤務弁護士で、3 年目から経営弁護士ということは、一応この事務所では、あるいは〇〇（市）では、2 年、勤務弁護士をやれば、あとは自分で顧客が獲得できるだろうなという、そういう感覚なんですか。

回答者：昔はそうだったみたいですね。1 年ということも多かった。

面接者：でできた？

回答者：過払いの時期なんか、そういう意味で余裕だったと言って。私たちはちょっとそれができるような状況じゃなかったんですけど、事務所経営も厳しいので、イソ弁でお願いするわけにはいかないと言って。

かつては、「2 年、勤務弁護士をやれば、あとは自分で顧客が獲得できる」ようになった、とりわけ過払いの事件が多かった時期は、自分で顧客をとれるようになるには1年間あれば十分だったが、今では「ちょっとそれができるような状況じゃな」というのである。

しかし、都市部で過払いのケースが全くなかったというわけでもなさそうである。

ケース 10

面接者：過払いというのは減っているんですか。世間で一般にそう言われていますが。

回答者：簡単な金額の数十万のやつはまだまだありますね。100 万を超えるようなのは少ないと思いますけど。

過払いのケースについて、かつては「100 万を超えるようなの」があったが、お今では「少ない」というのである。つまり、現在では、過払いの事件があっても、以前ほどに高額報酬が取れるわけではない、ということであろう。

まとめるならば、弁護士を取り巻く経済環境は、全体としてみると、悪化していると認識されている。その背景としては、過払いをめぐるケースでは、事件数そのものの減少、とりわけ高額な事件数の減少に加えて、大々的にコマーシャルをしている大規模事務所の地方進出により、通常法律事務所に回ってくるケースが減少していること、さらに、弁護士数の大幅増員といった要因が挙げられている。

しかし、一時のように高額な過払い事件を処理することで高額な所得を手にするということは困難であるにしても、たいていの場合、新人弁護士であってもそれなりの所得を手にすることができておけるようである¹⁴。そうであるにもかかわらず低所得の弁護士が存在するのは、出産・育児のために休暇をとるなどして業務を減らしていたといった場合や、上手く節税を行った結果として申告所得の引き下げに成功した場合などが存在するからであって、若手弁護士が貧困化しているとは、必ずしも言えないと思われる。

¹⁴ 法テラスの勤務弁護士の場合のように、最初から所得が決められているため、本人の努力の程度とは別に、所得が決まってしまうというケースもある。

Ⅲ. 弁護士の満足度

弁護士の満足度については、我々がこれまでに行ったアンケート調査の分析から得られた知見によれば、所得と満足度との間には正の相関が見られたものの、極端な低所得の場合は別として、過半数の弁護士は、所得の多寡にかかわらず満足度が高かった¹⁵。

1. 収入満足度

収入に関する満足度についても、たいていの弁護士は満足していた。たとえば、ケース4は、所得が低くても好きなことをしているから、満足度は高いという例である。

ケース4

回答者：いや、私はちょっと「所得が」低いほうだと思いますね、やっぱり。それは、お金になる事件をやっていないのは、周りと比べると明らかです。

面接者：なるほど。しかし、満足度という点では満足していますと。

回答者：ええ。大満足です。

面接者：簡単に言うと、自分の問題関心に応じた事件ができていますということですね。

回答者：ええ。やりたいことをやっていますので。

面接者：それで、「自分の収入あるいは給与」については「満足」。(以下略)

このケースの弁護士は、民間の法律事務所に所属し、すでにパートナーになっているが、「自分の問題関心に応じた」「やりたいことをやっいて」、「お金になる事件をやっいて」、所得も「ちょっと低いほう」だが、収入についても満足しているというのである。つまり、所得の多寡は、必ずしも収入の満足度には直結しないというわけである。

一方、比較的高所得であっても、法律扶助の報酬が低すぎるという不満を挙げたケースがあった。

ケース17

面接者：(前略) どちらかといえば不満なんですからけれども、収入あるいは給与、結構よろしいんではないかと思いますが、違いますか。

回答者：給与は、特に僕は余り何も文句ないんですけれども、法律扶助をもう少し高くしてほしいです。それ以外は別に。特に国選はもうちょっと高くしてほしい。

面接者：扶助、国選ですね。

回答者：はい。やはり国選とか、あれだけ被告人・被疑者に文句言われるのに、あの安さ

¹⁵ 第2回調査第2報139頁参照。

はないだろうという感じがします。それ以外は、変な話ですが、給料が僕はこの金額で割に満足なんですけれども、事件数減らしたいんですね。もうちょっと事件をやりたいので、そういう意味で不満足なんです。

このケースでは、回答者は、事務所からの給与については「文句ない」と言っているが、法律扶助とりわけ国選弁護については、「あれだけ被告人・被疑者に文句言われるのに、あの安さはないだろうという感じが」と言う。国選弁護の報酬が私選弁護と比べて安価であるから不満なのではなく、業務の内容、とりわけ業務を行うことに伴う負担—ここでは被疑者・被告人に文句を言われること—に鑑みて不満足だというのである。

本人が一般の事務所であれば稼げるであろうと思っているような収入額を手にしているかどうか、収入に関する満足度には大きな影響を及ぼす。

ケース 7

面接者：しかし、「収入あるいは給与」という点では「不満足」であると。

回答者：結局、もっと稼げるんじゃないかなとは思ってしまう。

面接者：一般事務所であれば。

回答者：であれば、もうちょっと稼げたんじゃないのかなと思うので、ちょっとややこしくて申しわけないんですけど、そういうことです。

このケースの弁護士は法テラスの常勤弁護士であり、本人の努力とは関係なく、所得は固定している。それゆえ「一般事務所であれば」「もうちょっと稼げたんじゃないのかなと思」っており、収入満足度について「不満」と回答している¹⁶。

収入満足度についてまとめるならば、所得の多寡は収入満足度と比例関係にあるとはいっても¹⁷、必ずしも収入満足度に直結しているわけではなく、むしろ業務の内容が自分の思う通りかどうか大きく影響しているようである。

2. 時間管理の自由度に関する満足度

われわれの調査では、時間管理の自由度に関する満足についても尋ねている。これに関する不満というのは、忙しすぎるということであった。

¹⁶ この弁護士は、インタビューの中で、法テラスを「正直に言って、今はやめたい」とも言っている。法テラスの勤務弁護士のすべてが、このように法テラスをやめたいと思うわけではないであろうから、特殊なケースである可能性はある。

¹⁷ 第1回第2報188～189頁、第2回第2報144～145頁。

ケース 4

面接者：(前略)「自分の労働時間の管理の自由度」という点だけ、「どちらかといえば不満足」…(中略)…なんですけど、労働時間については、要するに、忙しいということですか。

回答者：ええ。そういうことです。一言で言えば、そういうことです。

面接者：それは、御自分で管理しようと思えば、減らすことができる？

回答者：ええ。それは、ほかの人から仕事を振られたときに、嫌だと言えればいいんですけど、それがちょっとなかなかできない性格もあるので、管理できなくなつて、「もう振らないでくれ」という気持ちがあるということですね。

この弁護士は民間事務所でパートナーになっている。この弁護士の不満は、「ほかの人から仕事を振られたときに」断れなくて「管理できなくなつて」しまうほどに忙しいということであった。

3. 満足度に関するまとめ

このように見てくると、弁護士の満足度については、全般的に満足しているというものの、収入に不満を持っているケースや、労働管理の自由度について不満を持っているケースがある。収入満足度は所得との関連が高いものの、必ずしも直結するわけではなく、本人の業務内容に本人が満足しているかも、大きな影響を及ぼしている。おそらく、このことが、第1回第2報や第2回第2報で収入満足度の規定要因を分析したときに必ずしも決定係数が高くなかった一因であろう。一方、労働管理の自由度については、忙しすぎるというのが、不満足の原因として出てきた。これは、先に行ったアンケート調査の分析結果と同じである。だが、先の分析で決定係数が高くなかったということは、忙しいということだけでは説明できない可能性を暗示しているのであり、今後、より詳細に検討を行う必要がある。

IV. 弁護士の将来不安

われわれが以前に実施したアンケート調査の結果によれば、弁護士の持つ将来不安は所得に逆比例する傾向が見られたが、他方では、大半の弁護士はある程度は将来に不安を持っていた¹⁸。その具体的な内容の一つは、自分の収入が今後も維持できるかどうかというものである。

¹⁸ 第2回第1報198頁。

ケース 14

面接者：「将来への不安」。これは「不安がある」。これは、では、御説明いただければと思います。

回答者：そうですね。

面接者：4 [不安がある] ですね。

回答者：うーん。非常に不安ですね。去年と同じぐらい売りが上がるかどうかとかも不安ですしね。やっぱりいろいろ偶然が重なって去年ぐらいいっていますからね。あの偶然が全部裏返ったらどうなるかなとか、いろいろ思いますしね。それは、もちろん業界がこういう状況だということもありますし、そうじゃなくてもそうなのかもしれません。

面接者：売りが上がるということですね。

回答者：まあ、そうですね。端的に言えば。

面接者：しかし、今の収入を考えると、同期ではかなりいいほうではないんですか。

回答者：うーん。そうですね。渉外に行った人なんかはもっともらっている人もいますけどね。

ケース 14 の弁護士は、民間事務所で経営弁護士をしており、「同期ではかなりいい」収入を得ている。そうであっても、「去年と同じぐらい売りが上がるかどうかとても不安」だというのである。こうした不安は、自己の売りが所得に直結している多くの弁護士にとって共通の不安なのかもしれない。

このほか、先に記したように、弁護士を取り巻く経済環境が現実には悪化しているという認識が共通認識としてあると思われるだけに、弁護士増員等による競争激化のため、今後とも仕事が安定してあるかどうかというものもある。

ケース 13

面接者：しかし、将来については「不安がある」。「競争の激化によって、仕事、収入が減少するのではないかという不安」がある。これは同じ世代の人たちの共通の認識ですか。

回答者：そうですね。

面接者：何か新しいお客さんを開拓しようと思えばできないことはない？ そんなことはない？

回答者：うーん。だから、それを考えないといかんかと、みんなで言うてはいるんですけどね、それぞれ。同期ともよくお酒を飲んでいて、そういう話にはなりますね。

ケース 20

面接者：(前略)「将来の不安」は、どちらかといえば不安があると。需要の不安定性は実感されますか。

回答者：まだ2年しか経験していないので、昔がわかりませんが、「昔よりどんどん減っている」ということも言われますし、訴訟案件が統計上減っていることも見て知っていますので、この後どうなるのかということは少し不安ではあります。

面接者：御自分の事件としてはふえていますね。

回答者：1年目より2年目のほうがふえていますので、これぐらいが維持されるのであれば、自分と家族1人ぐらいはどうにかなるのか。

競争激化のために仕事や収入が減少するということへの不安は、同世代の弁護士にとっての共通認識となっているというわけである。しかし、面接対象の弁護士は弁護士になってからまだ日が浅いので、自身の経験として需要が減っているというのを実感しているわけではない。仕事や収入が減ることに対する不安というのは、何か具体的な事実—たとえば前年と比べて仕事が減ったといった—に基づくというのではなく、「訴訟案件が統計上減っていること」に基づいている。それゆえ、個人としては「自分の仕事はふえてい」ても、将来については不安だというわけである。

将来不安には業務環境が影響しているケースもある。たとえば法テラスの常勤弁護士の場合、顧客に偏りがあることも、将来に対する不安につながる。

ケース 10

面接者：ちょっと今身につけている技能、あるいは専門能力が偏り過ぎているかなという感じを持つということですか。

回答者：技能とかというよりは、コネクション、人脈みたいなほうですかね、どっちかというと。技能は多分、事件を前にすれば、今の技能でいけるところはあると思うんですけど。それも……。でも、特にやっぱり顧客でしょうね、恐らく。お金がある人とは縁がないですから。技能も、まあ、不安はありますが、でも、そんなものですね。弁護士はやっぱりほとんどがみんな初めての仕事をやりますから。

ケース 10 の弁護士は法テラスの常勤弁護士である。面接者は、法テラスでは業務内容が偏っているために、「身につけている技能、あるいは専門能力が偏り過ぎている」という点で不安を感じるのかと尋ねている。これに対し、技能については「弁護士はやっぱりほとんどがみんな初めての仕事をやりますから」「不安はあ」るが「今の技能で行けるところ

はある」という。しかし、「お金のある人とは縁がない」という点で、「顧客」につながる「コネクション、人脈」がないことに不安を感じていた。

このほか、ワークライフバランスに関わることであるが、女性弁護士の場合には、夫の仕事の関係で、今のままの弁護士を続けてゆくことができるかどうか不安を感じているというケースもあった。

ケース 16

面接者：将来への不安。不安がある。いつまで弁護士を続けることができるか。そう思いますか。

回答者：またうちは、いつ転勤があるかもわからないので。今すぐというわけではないんですけど、転勤できるかわからないことと、私がほかの場所に行って就職先を見つけれられるかということですとか、そういう不安はあります。いつまでもできるか、ちょっと不安があります。

面接者：私がお会いした女性の弁護士の方で、〇〇（地方）の弁護士さんですけど、△△（地方）から御主人が引っ越したという例がありました。

回答者：本当ですか。

面接者：それで、そこの企業に就職したという……

回答者：本当ですか。（笑）

面接者：それはそれぞれの考え方なので。実際にそういう問題は大きいですね。

回答者：そうですね。先が見えないというところがありますので。

面接者：御亭主の会社では、それは考慮してくれないんですか。

回答者：うーん……。余りしてくれそうにないような感じがします。

このケースでは、回答した弁護士は女性で、現在は民間法律事務所の勤務弁護士であるが、本人が修習中に会社員である夫の転勤があり、それに伴って、夫の転勤先の事務所に就職している。夫は、今後も転勤があることが予想される、しかも、妻の仕事があるということを考慮してくれない気がするため、夫が再び転勤になったときに、新たな転勤先で所属事務所が見つかるかという不安を駆っているというわけである。この弁護士の場合、現在の勤務地を選んだ理由は、夫が転勤になったからであった。面接者は、夫が妻の職場に近い企業に転職したケースを紹介してはいるが、回答者と夫との関係では、そういう選択肢は今のところ現実的でなさそうである。こうしたことが将来の不安につながっているものと考えることができる。

以上をまとめると、たいていの弁護士は将来に対する不安を抱いている。それは、弁護

士が増加してゆく一方で、事件が増加しないことが主として語られる。しかし、それは、彼らが業務を始めてから抱える事件が現実には減少したためではない。むしろ、歩合・業績が自分の収入に直結していることから、弁護士が増加してゆく中で将来事件数が減少していくのではないかという、一般的な不安感であるように思われる。顧客に大きな偏りがある法テラスの勤務弁護士が持つ不安も、任期後に一般事務所に移った場合の不安として、同種のものであろう。他方、夫が転勤のある企業に勤めている女性弁護士の場合には、夫が次に転勤になった時、新天地で事務所に所属できるか、あるいは弁護士を続けることができるかという意味での将来不安を抱くケースがある。

V. まとめ

本章では、新人弁護士の所得、満足度、将来不安について、面接データを中心に検討してきた。この検討から得られた知見を以下でまとめておくことにしよう。

まず、所得については、所得が年間 1,000 万円以上ある高所得者は、高所得を手に入れていることを、顧客獲得のための努力の賜物として捉えていた。一方、年間 200 万円未満の低所得者については、出産・育児休暇をとったことで、年間トータルで見たときの勤務時間が短いケースと、うまく節税したことによるものがあった。その中には、独立するため、あるいは独立したことにより、必要な図書・備品等を購入して必要経費として計上したため、所得が圧縮されたというものもあった。

第2回アンケート調査を統計的に分析したときには、全体では所得が上昇する傾向がある中で、低所得者の所得は減少の傾向が見られたことから、弁護士間で所得格差が拡大している可能性を指摘した¹⁹。だが、面接調査を見る限りでは、もともとうまく節税策を講じているために低所得者になっていた弁護士が、よりうまく節税するようになったという可能性も否定できない。低所得の弁護士を対象に、面接調査とアンケート調査を組み合わせ、より詳細に検討してゆく必要がある。

弁護士を取り巻く経済環境については、面接調査では、たいていの弁護士は苦しくなっていると回答していた。その説明として挙げられていたのは、(1) 弁護士増員によって競争が激化しているということと、(2) かつては過払い金事件がたくさんあったが、今では、そうした事件は数は少なく、あっても金額が小さく、あまり利益にならないということであった。

このうち、(2) については、一時は過払い金バブルと言われるほど、過払い金をめぐる事件がたくさんあったのが、今では数が少なくなっているということは事実である。だが、面接対象であった弁護士が弁護士登録をした時には、すでに「バブル」と言われる時期で

¹⁹ 第2回第2報 115～116 頁。

はなくなっている一見方を変えれば、過払い金バブルが始まる以前の状態に戻った一のであって、このことをもって、弁護士を取り巻く経済環境が悪化したというのは、適切ではない。むしろ、彼らが、先輩弁護士やマスコミ等を通して得た過払い金バブルの時の経済状況と、現在、自分が置かれている状況とを比較しているという要素は否定できない。

しかし弁護士が増加していることは確かであり、事件が増えなければ、競争が激化するというのは当然のことである。しかし、面接調査を行った範囲では、回答者はいずれも、前年度よりも収入は増えている。法テラスに所属する弁護士を除いては、顧客もできていくと思われる。そうであるにも関わらず、経済環境が悪化しているというのは、なにか自分自身が業務を行う中で何か具体的に経験し実感しているというよりは、やはり世間で弁護士を取り巻く経済環境の悪化という報道の影響を受けている可能性がある。

満足感については、たいていは満足しているという回答であったが、収入満足度と時間管理の自由度に関する満足度については、不満足という回答があった。このうち、収入満足度については、自分の満足する業務内容であれば、所得にかかわらず収入満足度は高くなっているということが明らかになった。一方、労働管理の自由度に関する満足度については、忙しすぎるものが不満足として挙げられた。このこと自体は、アンケート調査の結果とも一致するものであった。だが、先に記したように、それ以外の要因も影響している可能性があるものであり、これについては、今後の分析の課題である。

将来に対する不安については、多くは競争激化に基づくものであった。しかし、彼ら自身が、かならずしも現実に競争激化を実感しているわけではなさそうである。むしろ不安感を感じるというのは、顧客からの売上げが収入に直結するという職業の性格からくるものではないかと思われる。

このほか、女性弁護士の中には、夫の転勤先にある事務所に就職したという者もあり、夫の転勤が次あったときに、新任地の近くで所属する事務所を見つけることができるかどうか、弁護士業を続けることができるかどうか、不安に感じているという者がいた。日本社会における両性の不平等の問題が、そのまま反映したものであり、性別によって、将来不安の内容に際のある可能性を示唆している。この点については、今後の分析の課題としたい。

第6章 ワークライフ・バランスをめぐる状況

石田 京子

本章では、インタビューデータを基礎として、62期弁護士のワークライフ・バランスについて検討する。自明のことであるが、ワークライフ・バランスの問題は、回答者の私生活の状況に大きく関係する。今回の調査対象であるインタビュー回答者23名（男性18名、女性は5名）のうち、既婚者は12名であった。また、子どものいる回答者は6名に過ぎなかった。もっとも、ワークライフ・バランスとは文字通り仕事と私生活のバランスを問題とするものであり、婚姻の有無に関わらず存在する問題ともいえる。インタビューからは、男性回答者の多くが長時間労働に従事している様子が現れており、以下ではそのような働き方の問題も含めて検討する。

I. インタビュー調査にみる「働き方」：ジェンダーの視点を交えて

1. 郵送調査からの知見

郵送調査の結果では、週当たり平均総労働時間を性別でクロス表分析すると、男女間で有意な差があることが認められている¹。すなわち、回答者の労働時間の平均である60時間を中心として、週45時間以下、46～59時間、60～73時間、74時間以上の4カテゴリで男女を分類すると、男性が各カテゴリで9.1%、29.8%、49.4%、11.7%であるのに対して、女性は13.0%、39.5%、39.5%、8.1%であり、平均である60時間よりも短い労働時間の女性が男性に比べて有意に多い。

労働時間と所得が相関する一労働時間が長いと所得も高い傾向にある—ことは本郵送調査でも確認されている。すなわち、男性に比べて労働時間の短い女性もまた、男性よりも所得が少ない傾向が認められた。何が女性の労働時間を短くするかを検討した分析からは、配偶者のいる女性は配偶者のいる男性に比べて労働時間が短くなる傾向のあることが認められた。そして、回帰分析の結果、「配偶者のいる女性」でない方が、「所得500万円未満」になりにくいことが確認されている。

¹ 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士侯敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感—第1回郵送調査第2報—」『青山法務研究論集』第6号（2013年）170頁以下（上石執筆）参照。

2. インタビューからの知見

インタビュー回答者のうち、最も長い労働時間を回答した者は78時間（ケース17）であった。この者は独身男性である。この他の男性回答者も、70時間が5名（ケース4, 14, 15, 18, 23）、60時間～70時間未満が8名（ケース1, 5, 9, 10, 11, 13, 19, 21）、50時間～60時間未満が3名（ケース3, 20, 22）、45時間と答えた者が1名（ケース7）であった。男性回答者18名中、週当たりの労働時間が60時間以上の者が14名、3分の1にあたる6名が70時間以上であり、やはり長時間労働の傾向がうかがえる。一方、女性回答者5名のうち、最も労働時間が長かったのが60時間で2名（ケース8, 12）おり、残りは50時間が2名（ケース2, 6）、40時間が1名であった。もっとも、最後の40時間と答えた者は産休明けの女性であった。傾向としては、郵送調査と同様、同期であっても男性弁護士の方が長期労働に従事する傾向があるようである。

「僕らの仲いい子は大体こんなものと違いますかね。週1回休みあって、1日12時間働いているとして72時間、もっと多いかもしれないですけど、わからないですけど。」（ケース15, 既婚男性）

上記の発言者は、既婚で未就学児一人を持ち、配偶者は無職（専業主婦）である。あまり自身の労働時間が長いという感覚は無いようであった。

（週平均労働時間75時間について）「これは一応、私の計算では平日5日間は9時～23時で14時間。あとは、14時間働いていないときもあるんですけど、そういうときは土曜日に5時間とか働いて。」「基本的には日曜日も働いているので。ただ、平日がそんなに、ずっと5日間、毎日14時間ではないので、75～80とか、そんなイメージだったんですね。」（ケース4, 独身男性）

長時間労働をしている者の多くが、「労働時間の管理の自由度」については「満足」または「どちらかといえば満足」と答えており、大きな不満を抱えている者はあまりいないようであった。もっとも、全員が望んで長時間労働をしているのではなく、長時間労働をせざるを得ない状況に置かれている者もいるようである。

「それは、ほかの人から仕事を振られたときに、嫌だと言えればいいんでしょうけど、それがちょっとなかなかできない性格もあるので、管理できなくなって、「もう振らないでくれ」という気持ちがあるということですね。」（ケース4, 独身男性）

「そうですね。多忙ですね。昼間に相談が入ったりすると、やっぱり家に持って帰って夜中、明け方までやらなきゃいけないことがあるので。」(ケース 6, 既婚女性)

「そうですね。今、土日、両方とも出てくることになっていますから、ちょっときつかなという感じはありますね。」(ケース 14, 独身男性)

長時間労働者が多数存在したにも関わらず、ワークライフ・バランスという視点からは、インタビューではあまり発言は見られなかった。そのこと自体が一つの問題を示していると考え。多くの弁護士、特に男性弁護士が、長時間労働を「当然のこと」と思っているのではないだろうか。そのように考える背景には、所属の事務所で他の弁護士が同じような働き方をしていたり、同期も同様に多忙であることがあろう。しかし、そのような働き方を「標準的な弁護士」とするのであれば、標準的な弁護士になりうる人材は一定の属性の者に限られてしまわないだろうか。家に帰宅して寝れば良いだけの身軽な独身者か、自分や幼い子供の面倒を見てくれる者が側にいる者でない限り、一日 12 時間の労働や、保育園の空いていない週末の労働は不可能なはずである。実際、インタビューで週当たりの労働時間が 70 時間を超えていた男性回答者 6 名の内訳は、独身者が 4 名、既婚で専業主婦を配偶者とする者 2 名であった。そのような働き方を弁護士キャリアの初期で経験しなければ、その後の弁護士キャリアが展開しない、あるいは事務所でパートナーにはなれないということであれば、それは自ずと妊娠中や乳幼児を持つ女性弁護士を排除することにならないだろうか。

II. キャリアを積む上での負担

1. 郵送調査からの知見

第 1 回郵送調査の時点で、配偶者のいた回答者は 38.1%、未就学児のいる回答者は 10%であった²。配偶者の職業をたずねた質問に対しては、男性回答者の配偶者の 41.1%が「無職」すなわち専業主婦、36.1%が「公務員・民間企業役員従業員」であるのに対して、女性回答者の配偶者の 31.1%が「法曹三者」、51.4%が「公務員・民間企業役員従業員」であり、「無職」は 5.4%に過ぎなかった。既婚男性弁護士の 4 割が専業主婦を配偶者に持つのに対して、既婚女性弁護士のほとんどは共働きであることが確認された。

配偶者の年収についても、男性回答者では「なし」が 34%、200 万円未満が 15.6%、200 万円以上 500 万円未満が 30.6%であるのに対して、女性回答者では 500 万円以上 1000 万円未満が 50.7%、1000 万円以上が 18.3%であり、女性回答者のほうが配偶者の年収は明

² 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士保敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要—記述統計の提示—」『青山法務研究論集』第 4 号 (2011 年) 95 頁以下 (石田執筆) 参照。

らかに高い傾向にあった。

このような私生活の状況は、「キャリアを積む上での負担」を尋ねた回答にも反映されているようであり、「家事」、「育児」を負担であると回答した女性は男性に比べて有意に多い一方、「生活費を得ること」が負担であると回答した男性は女性に比べて有意に多かった。

2. インタビューからの知見

前述の通り、インタビュー回答者 23 名のうち、子供のいる回答者は 6 名であった。このうち、4 名は男性（ケース 1, 5, 13, 15）であり、2 名が女性（ケース 6, 16）であった。男性弁護士であっても、育児がキャリアを積むうえで負担になっていると答える者もいた。

「子供がやっぱりまだ 2 人とも小学生で、いろんな行事がたくさんありますし、もちろん宿題の面倒を見ないといけないしということで。それもやっぱり自由な時間はなかなか家でもとれないというのはあると思います。家事についても同様で、一応私ごとですが、つい最近、家を建てたので、ちょっとその家の中のことをやる……。まだちゃんと中が整っていないので、そういったことも作業として出てくるというのはありますね。楽しいんですけどね、どっちも。楽しいので、仕事の時間が削られるとか、それで苦しいとか、そういったことではないんですが。」（ケース 5）

上記の発言者は、発言にある通り、子供が 2 人とも小学生、配偶者は公務員である。家庭の状況によっては、育児は男女問わず、キャリアを積むうえでの負担になることを示している。もっとも、残りの男性弁護士 3 名は、それぞれ未就学児がいるものの、育児は負担となっていないと答えている。

一方、子供がいる女性弁護士 2 名のうち、1 名は中学生以上の子供が 1 人いるものの、育児は負担になっていないと答えている（ケース 6）。もう 1 名は未就学児を持ち、産休明けであり、育児が負担であると答えた上で、自身のキャリア形成における不安を以下のように述べた（ケース 16）。

「やっぱりどっちかというと弁護士というのはすごく長時間労働をする人たちというイメージじゃないですか。でも、よく見ると、ほとんど奥さんは専業主婦なんですね。」「同期がすごく仕事をしている中で、自分の仕事の時間は限られていますので、そういう点では、負担といえば負担なのかなと思って。だからといって、仕事の時間を延ばそうと考えているわけでもないんですけれども。仕事の時間が短いということは、やはりおくれをと

るのかなと思っていますね。」(ケース 16)

上記の発言からは、育児とキャリアにおけるジレンマがうかがえる。子供が一定の年齢を迎えるまでは、どうしても手間がかかる。それは例え保育園に預けることができて、それですべて解消されるわけではない。保育園に預けられる時間は限られているし、風邪を引けば預けることもできない。夜も通して寝てくれるわけではなく、どうしても仕事の時間は限られてしまう。一方で、弁護士、とりわけ若手弁護士の多くが既に見た通り長時間労働をしている。これを標準の弁護士とするならば、上記の発言者は少なくとも一定の期間はそのような標準の弁護士業務は行えないことになる。例え育児自体を心理的な負担と思っていないとしても、自身のキャリアを考える際に、やはりジレンマを感じるであろう。

Ⅲ. 考察：弁護士キャリア初期におけるワークライフ・バランス

既に述べた通り、インタビュー調査では、全体としてはワークライフ・バランスに関する発言は少なかった。このことは、インタビュー回答者のうち 11 名が独身であり、キャリアもまだ初期段階であるため、「仕事」に専心することにそれ程疑問を持っていないことも一つの理由であろう。『弁護士白書 2015 年版』によれば、第 62 期弁護士の 25.2% (516 名) は女性である。第 62 期弁護士が弁護士経験約 5 年となる 2013 年に実施した第 2 回郵送調査では、女性回答弁護士の 23.0% と、男性回答弁護士の 33.2% が、未就学児がいると回答した³。おそらく現時点では、子供を持つ第 62 期弁護士はさらに増えており、よりワークライフ・バランスの問題を抱える弁護士は増えているかもしれない。

キャリア初期の段階で行った上記インタビューで、男性回答者の多くが長時間労働をしているにもかかわらず、さほど疑問に思っていないことは既に述べた。独身弁護士がそのような長期労働時間をキャリア初期に経験して、それを標準であると認識した後に配偶者や子供を持ったならば、その働き方は変わるのであろうか。自らが「標準の弁護士」をいったん辞めるのであればまだ良いが、その働き方を維持した場合、それが配偶者や周囲の弁護士にどのような影響を与えるかが懸念される。第 2 回調査で示した通り、女性弁護士で、配偶者もまた法曹（多くが弁護士と推測される）の場合、配偶者が他の職業の場合と比べて、統計的に有意に家事・育児がキャリアを積むうえでの負担となっている⁴。同業者を配偶者に持つ女性弁護士は、同業者を配偶者に持つ男性弁護士が抱えない、キャリア

³ 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」『青山法務研究論集』第 10 号（2013 年）156 頁以下（石田執筆）参照。

⁴ 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」『青山法務研究論集』第 10 号（2013 年）162 頁以下（石田執筆）参照。

上の負担や不満を持っているのである。

若い世代の弁護士には、キャリア初期の段階で目の当たりにする「標準の弁護士」像が、それ以前の弁護士の大半を占めた、男性弁護士で専業主婦を持つ者の働き方であったことに気づいて欲しい。そして、家庭内、法律事務所内において、多様な働き方を受容する環境が生まれれば、上で引用したような、乳幼児を抱えた女性弁護士が直面するジレンマも少しは軽減されるのではないだろうか。何より、多様な弁護士を許容する弁護士コミュニティがあって、初めて多様な法律サービスの提供に資することが可能になる。「働き方」の問題は、個人の価値観、弁護士としての価値観、社会の価値観など、様々な要素が複雑に絡むため、改善に困難を伴うが、まずは若い世代が問題を認識し、「標準の弁護士像」を改めようとすることに期待したい。

付録：第62期弁護士第1回郵送調査票

(実際のサイズはA4である。)

◎ 第 62 期弁護士キャリアパス調査 ◎

2011 年 1 月

(調 査 企 画) 第 62 期弁護士キャリアパス研究会
研究代表・宮澤節生 (青山学院大学)

(調 査 協 力) 日本弁護士連合会

(調査委託機関) 社団法人 中央調査社

(ご記入にあたってのお願い)

- ・ご記入は、すべて封筒の**あて名の先生ご自身**にお願いします。
- ・あなた様ご自身のことなどについて、少し立ち入ったこともお聞きしますが、統計的に分析することが目的で、他の目的に用いることは決してありません。
- ・回答者の識別を可能にする整理番号等はまったくつけておりません。
- ・回答の内容は、調査委託機関によって処理されたデータとしてのみ研究会に引き渡されることになっています。
- ・研究会メンバーや日本弁護士連合会関係者が個々の調査票を見ることは決してありません。
- ・欄外の①②などの数字は、調査委託機関がコンピュータで整理するための記号ですので、気になされずにご回答ください。
- ・ご記入は、黒色または青色の鉛筆・ペン・ボールペンをお願いします。
- ・質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものもありますが、その場合は指示に従ってお進みください。
- ・回答方法は、あてはまる答えについている数字を○で囲んでいただく場合と、マスの中に数字または具体的な回答を記入していただく場合とがあります。指示に従ってご記入ください。
- ・お忙しいところ大変恐縮ですが、ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて**1月31日(月)までに**ご投函ください。
- ・ご希望の方には調査結果の概要をお送りしますので、同封葉書にご氏名・ご住所をご記入のうえ、シールを貼って、**この調査票とは別に**ご投函ください。

⑤=1

問 1. 全員の方に、あなたが合格した司法試験についてお尋ねします。

問 1-1 あなたが合格した司法試験は、旧司法試験ですか、新司法試験ですか。(○は1つ)

1 旧	2 新
------------	------------

問 1-1-1 あなたが合格した司法試験の選択科目を教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

1 倒産法	5 労働法
2 租税法	6 環境法
3 経済法	7 国際関係法 (公法系)
4 知的財産法	8 国際関係法 (私法系)

次ページの問 1-2 へお進みください。

⑥

⑦

以下全員にお尋ねします。

問1-2 あなたが合格した年を教えてください。(西暦または和暦のいずれかに記入してください)

西暦	2	0			年	和暦	平成			年
----	--------------------------------	--------------------------------	----------------------	----------------------	---	----	----	----------------------	----------------------	---

⑧⑨

⑩⑪

問1-3 あなたが合格するまでの**新旧司法試験の受験経験**を教えてください。

旧司法試験		回	新司法試験		回
-------	----------------------	---	-------	----------------------	---

⑫⑬

⑭⑮

問1-4 受験準備は、主としてどのような機関等を利用しましたか。以下の(1)～(11)の機関等のそれぞれについて、利用したかどうか、利用した場合には**試験合格にどの程度役立ったか**、あてはまる番号に○をつけてください。旧司法試験合格者で法科大学院に入学したことがなく、(1)～(4)が該当しない方は、「X 該当しない」に○をつけてください。(それぞれ○は1つつ)

	該当 しない	利用 しな かった	【利 用 し た】			
			役に立たな かった	どちらかと いえば 役に立たな かった	どちらかと いえば 役に立った	役に立った
(1) 法科大学院の正規講義	X	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(2) 法科大学院の正規演習	X	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(3) 法科大学院による課外学習指導	X	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(4) 法科大学院での学生の自主ゼミ	X	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(5) 予備校の講義（短答用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(6) 予備校の講義（論文用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(7) 予備校の答案練習（短答用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(8) 予備校の答案練習（論文用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(9) 予備校の模擬試験（短答用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(10) 予備校の模擬試験（論文用）	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(11) 独学	☐	0	1 ———	2 ———	3 ———	4 ———
(12) その他で役立ったものがあれば、具体的に記入してください。 ()						

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

☐☐☐☐☐☐☐☐**【次ページの問2は旧司法試験合格者のみにお尋ねします。****新司法試験合格者の方は4ページの問3に進んでください。】**

問 2. 旧司法試験合格者の方に受験準備についてお尋ねします。

問 2-1 受験準備中の主な期間、生計は主として何によって支えられていましたか。(〇はいくつでも)

1	自己の収入	
2	自己の貯蓄	
3	借金(貸与型奨学金を含む) → (受験準備中の借金総額 約 万円)	☐
4	配偶者の収入	☐ ~ ☐
5	親の収入	
6	その他(具体的に記入してください: _____)	

【問 2-1 で「1 自己の収入」に〇をつけた方にお尋ねします。】

問 2-1-1 その収入は、どのような職場で得ていましたか。(〇は1つ)

1	民間企業	☐
2	官公庁	
3	自営業(具体的に記入してください: _____)	
4	その他(具体的に記入してください: _____)	

問 2-1-2 あなたの年収(税込)はどれほどでしたか。(〇は1つ)

1	200 万円未満	3	500 万円以上 1000 万円未満	☐
2	200 万円以上 500 万円未満	4	1000 万円以上	

問 2-1-3 その収入を得るために、週何時間ぐらい働いていましたか。具体的に記入してください。

週 時間	☐ ☐
--	---

【旧司法試験合格者の方、全員にお尋ねします。】

問 2-2 受験準備中の家族構成についてお尋ねします。受験準備中のいずれかの時点で生計を共にしていた場合に、「いた」に〇をつけてください。同居・別居を問いません。(それぞれ〇は1つずつ)

	受験準備中のいずれかの時点		
(1) 配偶者	1 いた	2 いなかった	☐
(2) 12 歳以下の子供	1 いた(人数をお書き下さい: _____ 人)	2 いなかった	☐ ☐
(3) 介護を要する家族	1 いた	2 いなかった	☐

問 2-3 以下の事項は、受験準備中に、勉強する上で負担になったでしょうか。負担になった場合には「負担になった」、ならなかった場合には「負担にならなかった」、これらの負担を負う必要のなかった場合には、「該当せず」に〇をつけて下さい。(それぞれ〇は1つずつ)

受験準備中に	該当せず	負担にならなかった	負担になった	
(1) 生活費を得ること	☐	1 _____	2 _____	☐
(2) 学費を得ること	0	1 _____	2 _____	☐
(3) 家事	0	1 _____	2 _____	☐
(4) 育児	0	1 _____	2 _____	☐
(5) 介護	0	1 _____	2 _____	☐
(6) その他で負担になったことがあれば、具体的に記入してください。 (_____)				☐

【旧司法試験合格者の方は 8 ページ問 5 に進んでください。】

問3. 新司法試験合格者の方に法科大学院についてお尋ねします。

【以下は新司法試験合格者のみにお尋ねします。旧司法試験合格の方は8ページ問5に進んでください。】

問3-1 修了した法科大学院の名称を記入してください。

☐

問3-2 修了した年月を記入してください。
(西暦または和暦のいずれかに記入してください)

西暦	2	0			年			月
和暦	平成				年			月

☐～☐
☐～☐

問3-3 修了したコース・課程等 (〇は1つ)

1 2年短縮コース	2 3年標準コース	3 長期履修コース
-----------	-----------	-----------

☐

問3-4 その法科大学院を選出した主な理由を3つ教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。
(3つまで数字に〇)

1 出身大学の法科大学院	9 授業料の額
2 大学の旧司法試験実績	10 授業料免除・奨学金
3 大学の社会的評価	11 教員
4 就職に有利	12 カリキュラム
5 通学の便	13 課外の学習指導
6 地域で唯一	14 その他
7 大規模校である	〔 具体的に記入してください: 〕
8 小規模校である	

☐
☐

問3-5 法科大学院での勉強内容に関して、履修の有無にかかわらず、下に掲げる法科大学院の開講科目等に対するあなたの関心はどの程度でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。
開講がなかった科目等にたいしては「開講されなかった」(番号0)に○をつけてください。

(それぞれ〇は1つずつ)

	開講されなかった	関心がなかった	どちらかといえば関心がなかった	どちらかといえば関心があった	関心があった
(1) 法律基本科目		1	2	3	4
(2) 民事実務基礎		1	2	3	4
(3) 刑事実務基礎		1	2	3	4
(4) 法曹倫理		1	2	3	4
(5) 模擬裁判	0	1	2	3	4
(6) シミュレーション科目 (面接、交渉、調停の技法など)	0	1	2	3	4
(7) エクスターンシップ (外部の法律事務所等への派遣による学習)	0	1	2	3	4
(8) 法律相談	0	1	2	3	4
(9) 民事系クリニック (具体的民事事件の処理をとおしての学習)	0	1	2	3	4
(10) 刑事系クリニック (具体的刑事事件の処理をとおしての学習)	0	1	2	3	4
(11) 課外の学習指導	0	1	2	3	4

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

問3-6 下に掲げる法科大学院の科目で、あなたがとくに積極的に取り組んだものがありますか。
それぞれあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

(1) 新司法試験選択科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(2) その他の展開・ 先端科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(3) 外国法科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(4) その他の基礎法学・ 隣接科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐

問3-7 下に掲げる法科大学院の開講科目等のうち、あなたが履修したものについて、あなたの満足度はどの程度でしたか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。開講がなかった科目等に対しては「X 開講されなかった」に、開講されたが履修しなかった科目等にたいしては「0 履修しなかった」に、それぞれ○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

	開講され なかった	履修しな かった	【履修した】			
			不満	どちらか といえ ば 不満	どちらか といえ ば 満足	満足
(1) 法律基本科目			1	2	3	4
(2) 民事実務基礎			1	2	3	4
(3) 刑事実務基礎			1	2	3	4
(4) 法曹倫理			1	2	3	4
(5) 模擬裁判	X	O	1	2	3	4
(6) シミュレーション科目 (面接、交渉、調停の 技法など)	X	O	1	2	3	4
(7) エクスターンシップ	X	O	1	2	3	4
(8) 法律相談クリニック	X	O	1	2	3	4
(9) 民事系事件受任型 クリニック	X	O	1	2	3	4
(10) 刑事系事件受任型 クリニック	X	O	1	2	3	4
(11) 課外の学習指導	X	O	1	2	3	4

問3-8 下に掲げる法科大学院の科目で、あなたが履修したものについて、とくに満足したものはありますか。
それぞれあてはまる番号を1つ選んでください。(それぞれ○は1つずつ)

(1) 新司法試験選択科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(2) その他の展開・ 先端科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(3) 外国法科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐
(4) その他の基礎法学・ 隣接科目	1 ない	2 ある (具体的科目名1つ:)	☐

問3-9 弁護士となって振り返ってみたとき、下記の事項のそれぞれにつき、法科大学院はあなたにとってどの程度有益だったと思いますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

(それぞれ○は1つずつ)

	学ぶ機会が なかった	有益で なかった	どちらかと いえば有益 でなかった	どちらかと いえば有益 だった	有益だった	
(1) 法知識の習得	0	1	2	3	4	⑥
(2) 弁護士を選択する 上での動機づけ	0	1	2	3	4	⑦
(3) 弁護士倫理の習得	0	1	2	3	4	⑧
(4) 実務技能の習得	0	1	2	3	4	⑨
(5) 事務所経営	0	1	2	3	4	⑩
(6) 特定分野への関心の 獲得	0	1	2	3	4	⑪
(7) 登録地に関する情報	0	1	2	3	4	⑫
(8) 就職先に関する情報	0	1	2	3	4	⑬
(9) その他で法科大学院が有益だったことがあれば、具体的に記入してください。 						⑭

問3-10 弁護士となって振り返ってみたとき、法科大学院についてとくに改善すべきだと思われるのはどのような事柄ですか。自由に記入してください。

⑮

問 4. 新司法試験合格者の方に合格までの生活状況についてお尋ねします。

問 4-1 在学中および法科大学院修了後に、生計は主として何によって支えられていましたか。(〇はいくつでも)

法科大学院在学中 (〇はいくつでも)	修了後合格までの主な期間 (〇はいくつでも)
1 自己の収入	1 自己の収入
2 自己の貯蓄	2 自己の貯蓄
3 借金 (貸与型奨学金を含む) (在学中の総額 万円)	3 借金 (貸与型奨学金を含む) (修了後の総額 万円)
4 配偶者の収入	4 配偶者の収入
5 親の収入	5 親の収入
6 その他 (具体的に記入してください) ()	6 その他 (具体的に記入してください) ()

【問 4-1 で「1 自己の収入」に〇をつけた方にお尋ねします。】

問 4-1-1 その収入は、どのような職場で得ていましたか。(〇は1つ)

法科大学院在学中 (〇は1つ)	修了後合格までの主な期間 (〇は1つ)
1 民間企業	1 民間企業
2 官公庁	2 官公庁
3 自営業 (具体的に記入してください) ()	3 自営業 (具体的に記入してください) ()
4 その他 (具体的に記入してください) ()	4 その他 (具体的に記入してください) ()

問 4-1-2 あなたの年収 (税込) はどれほどでしたか。(〇は1つ)

法科大学院最終学年時 (〇は1つ)	修了後合格までの主な期間 (〇は1つ)
1 200 万円未満	1 200 万円未満
2 200 万円以上 500 万円未満	2 200 万円以上 500 万円未満
3 500 万円以上 1000 万円未満	3 500 万円以上 1000 万円未満
4 1000 万円以上	4 1000 万円以上

問 4-1-3 その収入を得るために、週何時間ぐらい働いていましたか。具体的に記入してください。

法科大学院最終学年時	修了後合格までの主な期間
週 時間	週 時間

【新司法試験合格者の方、全員にお尋ねします。】

問 4-2 法科大学院在学中および新司法試験準備期間中の家族構成についてお尋ねします。法科大学院在学中、または新司法試験準備期間中のいずれかの時点で生計を共にしていた場合に、「いた」に〇をつけてください。同居・別居を問いません。(それぞれ〇は1つずつ)

	法科大学院在学中	法科大学院修了後合格までの期間	
(1) 配偶者	1 いた 2 いなかった	1 いた 2 いなかった	☐ ☐
(2) 12 歳以下の 子供	1 いた (人数をお書き下さい: 人) 2 いなかった	1 いた (人数をお書き下さい: 人) 2 いなかった	☐ ☐ ☐ ☐
(3) 介護を要する 家族	1 いた 2 いなかった	1 いた 2 いなかった	☐ ☐

問4-3 以下の事項は、法科大学院在学中および新司法試験準備期間中に、勉強する上で負担になったでしょうか。負担になった場合には「負担になった」、ならなかった場合には「負担にならなかった」、これらの負担を負う必要のなかった場合には、「該当せず」に○をつけて下さい。(それぞれ○は1つずつ)

	法科大学院在学中		法科大学院修了後合格までの期間		
	該当せず	負担にならなかった	該当せず	負担にならなかった	
(1) 生活費を得ること	☐	1 _____ 2	☐	1 _____ 2	☐
(2) 学費を得ること	☐	1 _____ 2	0	1 _____ 2	☐
(3) 家事	0	1 _____ 2	0	1 _____ 2	☐
(4) 育児	0	1 _____ 2	0	1 _____ 2	☐
(5) 介護	0	1 _____ 2	0	1 _____ 2	☐
(6) その他で負担になった事柄があれば、記入してください	[]		[]		☐

問5. 全員の方に司法修習についてお尋ねします。

問5-1 実務修習の場所はどこですか。配属裁判所名を記入してください。

() 裁判所 ☐

問5-2 実務修習の場所の希望順位は、1位に希望した場所でしたか。(○は1つ)

1 希望を出していない 2 1位だった 3 1位ではなかった ☐

問5-3 弁護士となって振り返って見たとき、司法修習の各段階は、どの程度有益であったと思われますか。それぞれの段階について、4段階評価のあてはまる番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

	有益でなかった	どちらかといえば有益でなかった	どちらかといえば有益だった	有益だった	
(1) 前期修習 (旧試験合格の方のみ)	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐
(2) 弁護実務修習	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐
(3) 民事裁判実務修習	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐
(4) 刑事裁判実務修習	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐
(5) 検察実務修習	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐
(6) 後期修習 (旧試験合格の方) または集合修習 (新試験合格の方)	1 _____	2 _____	3 _____	4 _____	☐

新司法試験合格の方のみにうかがいます。

問5-3-1 弁護士となって振り返って見たとき、選択型実務修習で有益であったものはありますか。

(○は1つ)

- 1 あり (具体的に記入してください) ☐
- 2 なし

【全員の方にお尋ねします。】

問 5-4 弁護士となって振り返って見たとき、司法修習は、下記の事柄に関してどの程度有益であったと思われますか。それぞれの事柄について、4段階評価のあてはまる番号に○をつけてください

(それぞれ○は1つつ)

	学ぶ機会が なかった	有益で なかった	どちらかと いえば有益 でなかった	どちらかと いえば有益 だった	有益だった	
(1) 法知識の習得	0	1	2	3	4	☐
(2) 弁護士を選択する 上での動機づけ	0	1	2	3	4	☐
(3) 弁護士倫理の習得	0	1	2	3	4	☐
(4) 実務技能の習得	0	1	2	3	4	☐
(5) 事務所経営	0	1	2	3	4	☐
(6) 特定分野への関心の 獲得	0	1	2	3	4	☐
(7) 登録地に関する情報	0	1	2	3	4	☐
(8) 就職先に関する情報	0	1	2	3	4	☐
(9) その他で司法修習が有益だったことがあれば、具体的に記入してください。						☐

問 5-5 弁護士となって振り返って見たとき、司法修習についてとくに改善すべきだと思われるのはどのような事柄ですか。自由に記入してください。

☐

【次のページへお進みください。】

【全員の方にお尋ねします。】

⑤=3

問6 法曹三者の中で弁護士を選んだ理由

法曹三者の中で弁護士を選んだ理由は何ですか。下記の(1)～(10)の理由について、4段階評価のあてはまる番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

	あてはまらない	どちらかといえばあてはまらない	どちらかといえばあてはまる	あてはまる	
(1) 弁護士のほうが社会正義を実現できると考えたため	1	2	3	4	⑥
(2) 弁護士の在野性に魅力を感じたため	1	2	3	4	⑦
(3) 弁護士のほうが経済的に恵まれていると考えたため	1	2	3	4	⑧
(4) 弁護士は仕事の内容や勤務地を自分で決められると考えたため	1	2	3	4	⑨
(5) 弁護士のほうが社会・市民や経済活動と近い立場にあるため	1	2	3	4	⑩
(6) 弁護士の仕事のほうが知的に興味深いと考えたため	1	2	3	4	⑪
(7) 法律家はすべからく一度は弁護士としての仕事を経験すべきであると考えたため	1	2	3	4	⑫
(8) 将来のキャリアアップにつながると考えたため	1	2	3	4	⑬
(9) 裁判官・検察官に任官しなかったが希望がかなえられなかったため	1	2	3	4	⑭
(10) 家族・親族に弁護士がいたため	1	2	3	4	⑮
(11) その他の理由があれば具体的に記入してください ()					⑯

問7 最初の就職が決まった時期

旧司法試験合格者・新司法試験合格者のそれぞれについて、最初の就職が決まった時期について、あてはまる番号に○をつけてください。(それぞれ○は1つずつ)

旧司法試験合格者の方	1 修習前	2 修習中	3 修習後	⑰
新司法試験合格者の方	1 短答合格前 2 最終合格発表前 3 修習開始前	4 実務修習中 5 選択型・集合修習中 6 修習後		⑱

問8 あなたの登録時期と登録弁護士会

	最初の職場	(職場を変えられた方のみ) 2つめの職場	⑲～□	□～□
登録時期 (空欄に記入)	西暦()年()月 または 和暦 平成()年()月	西暦()年()月 または 和暦 平成()年()月	□□ □□ □□	□□ □□ □□
登録弁護士会 (あてはまるもの1つに○)	1 東京三会 2 大阪 3 他の高裁本庁のある弁護士会 4 その他の弁護士会	← 1 ← 2 ← 3 ← 4	□	□

問9 あなたの職場（事務所）

あなたの職場（事務所）についてお尋ねします。職場（事務所）を変えたことがある方は、2つめの職場（事務所）についてもお答えください。

		最初の職場		(職場を変えられた方のみ)	
		↓それぞれあてはまる番号1つに○		2つめの職場	
		↓それぞれあてはまる番号1つに○		↓それぞれあてはまる番号1つに○	
職場の所在地	職場の所在地 (市区町村)	1	東京 23 区・政令指定都市	←	1
		2	その他の県庁所在地	←	2
		3	上記以外	←	3
	所在地の市区町村 内の弁護士数	1	弁護士が 10 名以上存在する	←	1
		2	弁護士が 10 名未満しか存在しない	←	2
	所在地の選択理由 (○はいくつでも)	1	家庭の事情	←	1
		2	出身地	←	2
		3	修習地	←	3
		4	希望する業務の可能性	←	4
		5	弁護士過疎地であること	←	5
		6	就職先の所在地だったから	←	6
		7	その他：具体的に記入してください 〔 〕	←	7 〔 〕
	職場について	あなたの 職場の種類と 職場での地位	1	民間法律事務所で唯一の弁護士である 「経営弁護士」	←
2			民間法律事務所で複数の弁護士がいる 中での唯一の「経営弁護士」	←	2
3			民間法律事務所で複数の「経営弁護士」 がいる中での「経営弁護士」のひとり	←	3
4			民間法律事務所の「勤務弁護士」	←	4
5			民間法律事務所の「独立採算弁護士」	←	5
6			公設事務所	←	6
7			法テラス法律事務所の「常勤弁護士」	←	7
8			法科大学院のクリニック	←	8
9			企業内法務部門の「責任者」	←	9
10			企業内法務部門の「スタッフ弁護士」	←	10
11			社内監査役	←	11
12			官庁内	←	12
13			国会議員政策秘書	←	13
14			その他：具体的に記入してください 〔 〕	←	14 〔 〕
↓あてはまる番号に○・空欄に人数を記入		↓あてはまる番号に○・空欄に記入			
職場の弁護士数	1	弁護士 () 名	←	1 () 名	
	2	外国法事務弁護士 () 名	←	2 () 名	
	3	外国弁護士 () 名	←	3 () 名	

☐ ☐ ~ ☐ ☐ ~ ☐ ☐ ~ ☐
☐ ☐ ~ ☐ ☐ ~ ☐ ☐ ~ ☐

問10 登録している職場（事務所）を選択した理由

あなたが登録している職場（事務所）を選択した理由についてお尋ねします。(1)～(23)の理由について、それぞれ、「1 あてはまらない」～「4 あてはまる」のいずれかの番号に○をつけてください。職場（事務所）を変えたことがある方は、2つめの職場についてもお答えください。（それぞれ○は1つずつ）

						職場を変えた方のみ						
最初の職場						2つめの職場						
番号	理由	あては まらな い	どちら かとい えばあ てはま らない	どちら かとい えばあ てはま る	あては まる	理由	あては まらな い	どちら かとい えばあ てはま らない	どちら かとい えばあ てはま る	あては まる		
(1)	所属弁護士に勧誘された	1	2	3	4	勧誘	1	2	3	4	⑥	☐
(2)	やりたい仕事ができる	1	2	3	4	やりたい仕事	1	2	3	4	⑦	☐
(3)	収入等の経済的条件がよい	1	2	3	4	経済的条件	1	2	3	4	⑧	☐
(4)	自分で事件を受任することができる	1	2	3	4	事件受任可	1	2	3	4	⑨	☐
(5)	入所先等に将来性がある	1	2	3	4	入所先将来性	1	2	3	4	⑩	☐
(6)	将来が希望どうりである (パートナーになれる等)	1	2	3	4	将来の希望	1	2	3	4	⑪	☐
(7)	契約期間	1	2	3	4	契約期間	1	2	3	4	⑫	☐
(8)	時間にゆとりがある	1	2	3	4	時間のゆとり	1	2	3	4	⑬	☐
(9)	産休、育休がとれる	1	2	3	4	産休・育休	1	2	3	4	⑭	☐
(10)	会務が自由にできる	1	2	3	4	会務	1	2	3	4	⑮	☐
(11)	プロボノ活動が自由にできる	1	2	3	4	プロボノ活動	1	2	3	4	⑯	☐
(12)	性別を活かした仕事ができる	1	2	3	4	性別	1	2	3	4	⑰	☐
(13)	良好な人間関係が期待できる	1	2	3	4	人間関係	1	2	3	4	⑱	☐
(14)	実家、地元に近い	1	2	3	4	実家・地元	1	2	3	4	⑲	☐
(15)	実務修習地の事務所だった	1	2	3	4	実務修習地	1	2	3	4	⑳	☐
(16)	出身法科大学院の所在地の事務所だった	1	2	3	4	出身法科大学院地	1	2	3	4	☐	☐
(17)	就業地の司法サービスの充実に貢献したい	1	2	3	4	司法サービス充実	1	2	3	4	☐	☐
(18)	弁護士過疎地に就職したかった	1	2	3	4	過疎地	1	2	3	4	☐	☐
(19)	社会人経験を活かした仕事ができる	1	2	3	4	社会人経験	1	2	3	4	☐	☐
(20)	司法試験合格前の所属企業だった	1	2	3	4	元所属企業	1	2	3	4	☐	☐
(21)	家族・親族の事務所だった	1	2	3	4	家族・親族事務所	1	2	3	4	☐	☐
(22)	他に選択肢がなかった	1	2	3	4	他に選択肢なし	1	2	3	4	☐	☐
(23)	自分で事務所を開設した	1	2	3	4	自分で開設	1	2	3	4	☐	☐
(24)	その他の理由があれば具体的に記入してください ()					その他の理由があれば具体的に記入してください ()					☐	☐

問 11 労働時間

問 11-1 **弁護士登録後**の活動を振り返ってみて、あなたの**週あたりの**平均総労働時間は、およそ何時間になりますか。概算で時間数をお答えください。

週平均	およそ			時間		□～□
-----	-----	----------------------	----------------------	----	----------------------	-----

問 11-2 **弁護士登録後**の活動を振り返ってみて、あなたの総労働時間のうち、次に挙げる業務または活動にあてられる時間はどれくらいの割合を占めますか。**全体が 100%になるように**、それぞれの割合（パーセンテージ）をお答えください。

	週あたり平均総労働時間に占める割合	
(ア) あなた自身の、もしくはあなたの所属組織の報酬基準にもとづいてクライアントから報酬を受領する通常の弁護士業務	%	□～□
(イ) 企業・官庁の組織内弁護士として、雇用されている組織のために行う弁護士業務	%	□～□
(ウ) 所属事務所あるいは組織の上司の指示に基づいて行う補助的業務	%	□～□
(エ) 国選弁護や法律扶助など公的機関から報酬を得て行う弁護士業務	%	□～□
(オ) 弁護団活動、プロボノ活動など、低報酬または無報酬で行う公益業務	%	□～□
(カ) 大学（院）教員・チューターなどとしての教育活動	%	□～□
(キ) 国や自治体の非常勤公務員、議員、社外取締役・監査役、講演など、社会における活動	%	□～□
(ク) 研究活動・著述活動など	%	□～□
(ケ) 弁護士会における活動（会務、研修、研究会など）	%	□～□
(コ) その他（具体的に： ）	%	□～□
合 計	1 0 0 %	

問 12 民事分野の労働時間配分

⑤=5

あなたの業務内容のうち、**民事分野についてのみ**お尋ねします。あなたは、**弁護士登録後**、民事分野で取り扱った業務で、下の各種別の業務のそれぞれにどれくらいの時間を費やしていますか。**民事分野業務全体が 100%になるように**、そこに占めるおおよその割合（パーセンテージ）でお答えください。

	民事分野の種類	民事の業務の週あたり平均総労働時間に対する割合	
紛争案件	(ア) 訴訟案件	%	⑥～⑧
	(イ) 調停案件	%	⑨～⑪
	(ウ) その他裁判所手続案件(労働審判、非訟事件、執行、管財など)	%	⑫～⑭
	(エ) 準司法手続案件(行政不服申立て、審査請求など)	%	⑮～⑰
	(オ) その他紛争案件(行政機関・民間等の ADR 利用を含む)	%	⑱～⑳
非紛争案件	(カ) 依頼者のための交渉、調査、文書作成など	%	□～□
	(キ) 企業・官庁の組織内弁護士としての、組織トップ・他部門などのための交渉、助言、調査、文書作成など	%	□～□
	(ク) その他非紛争案件	%	□～□
	合 計	1 0 0 %	

問 13 業務分野別の労働時間配分

弁護士登録後、依頼者（顧問先を含む）または所属組織（組織内弁護士の場合）のためにあなたが取り扱った業務で、どのような業務にどれほど時間を使いましたか。下に挙げる業務分野ごとに、どれくらい時間を使ったか、その程度につき、あてはまるものを1つ選んでください。

（（ア）～（ヤ）のそれぞれを横に読んで、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください）

		使 ま つ た く 時 間 を	使 ほ と ん ど 時 間 を	時 あ る 程 度 の 時 間 を 使 つ た	時 か な り の 時 間 を 使 つ た	
刑事	（ア）刑事弁護	1	2	3	4	☐
	（イ）少年事件	1	2	3	4	☐
	（ウ）犯罪被害者支援	1	2	3	4	☐
一般民事	（エ）遺言・相続	1	2	3	4	☐
	（オ）近隣関係問題	1	2	3	4	☐
	（カ）不動産売買	1	2	3	4	☐
	（キ）建築紛争	1	2	3	4	☐
	（ク）債権回収	1	2	3	4	☐
	（ケ）労働災害	1	2	3	4	☐
外国人の人権問題	（コ）外国人の人権問題	1	2	3	4	☐
消費者問題	（サ）消費者側	1	2	3	4	☐
	（シ）業者側	1	2	3	4	☐
環境・公害問題	（ス）環境・公害問題	1	2	3	4	☐
交通事故	（セ）原告側	1	2	3	4	☐
	（ソ）被告・保険会社側	1	2	3	4	☐
医療事故	（タ）患者側	1	2	3	4	☐
	（チ）医師・病院側	1	2	3	4	☐
家族・親族	（ツ）国内事件	1	2	3	4	☐
	（テ）国際事件	1	2	3	4	☐
不動産賃貸借	（ト）貸し主側	1	2	3	4	☐
	（ナ）借り手側	1	2	3	4	☐
労働問題	（ニ）労働者側	1	2	3	4	☐
	（ヌ）使用者側	1	2	3	4	☐
行政事件	（ネ）個人代理	1	2	3	4	☐
	（ノ）企業代理	1	2	3	4	☐
	（ハ）行政機関代理	1	2	3	4	☐
税金問題	（ヒ）個人・零細企業代理	1	2	3	4	☐
	（フ）その他企業代理	1	2	3	4	☐
倒産処理・債務整理	（ヘ）任意整理・個人再生・個人破産	1	2	3	4	☐
	（ホ）企業倒産・整理・再生	1	2	3	4	☐
	（マ）破産管財人・再生監督委員	1	2	3	4	☐
企業法務	（ミ）企業合併・買収	1	2	3	4	☐
	（ム）独占禁止	1	2	3	4	☐
	（メ）知的財産	1	2	3	4	☐
	（モ）渉外・国際取引	1	2	3	4	☐
	（ヤ）その他の企業法務	1	2	3	4	☐

問 14 依頼者・所属組織の種類と労働時間配分

弁護士登録後、あなたが依頼者（顧問先を含む）あるいは所属組織（組織内弁護士の場合）などのために行った業務を振り返ってみて、どのような依頼者・所属組織の業務にどれだけの時間を費やしましたか。下に挙げる依頼者・所属組織の種類ごとに、**全体が 100%となるように**、そこに占めるおおよその割合（パーセンテージ）でお答えください。

依頼者・所属組織の種類	総労働時間に占める割合	
(ア) 個人（扶助案件・国選弁護案件）	%	□～□
(イ) 個人（扶助案件・国選弁護案件 以外 ）	%	□～□
(ウ) 全国規模の大企業	%	□～□
(エ) 地元の大企業	%	□～□
(オ) 中小企業	%	□～□
(カ) 官公庁	%	□～□
(キ) その他	%	□～□
合 計	1 0 0 %	

問 15 所得

⑤=6

あなたの 2010 年の年収（**税込。確定申告をする場合は申告所得**）はどの程度になると思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○は 1 つ）

1 200 万円未満	4 1000 万円以上 2000 万円未満	⑥
2 200 万円以上 500 万円未満	5 2000 万円以上	
3 500 万円以上 1000 万円未満		

問 16 満足度

問 16-1 あなたは、現在、弁護士としての職業生活において、**全般的に**どの程度満足していますか。あてはまる番号に○をつけてください。（○は 1 つ）

不満足	どちらかといえば 不満足	どちらかといえば 満足	満 足	⑦
1	2	3	4	

問 16-2 あなたは、現在、弁護士としての職業生活において、次の(1)から(3)の各項目についてどの程度満足していますか。それぞれの事項につき、あてはまる番号に○をつけてください。

(それぞれ○は 1 つずつ)

	不満足	どちらかといえば 不満足	どちらかといえば 満足	満 足	
(1) 自分の収入あるいは給与	1	2	3	4	⑧
(2) 自分の労働時間の管理の自由度	1	2	3	4	⑨
(3) 日常的に従事している業務の内容	1	2	3	4	⑩

問 16-3 その他、とくに**満足**を感じている事柄があれば記入してください。

--	--

⑪

問 16-4 その他、とくに**不満**を感じている事柄があれば記入してください。

--	--

⑫

問 17 キャリアを積むうえでの負担

以下の事項は、**弁護士としてのキャリアを積むうえで**、なんらかの負担になっているでしょうか。負担になっている場合には「負担になっている」、なっていない場合には「負担になっていない」、これらの負担を負う必要のない場合には、「該当せず」に○をつけて下さい。(それぞれ○は1つずつ)

	該当せず	負担になっていない	負担になっている	
(1) 生活費を得ること	○	1 ————— 2		⑬
(2) 家事	○	1 ————— 2		⑭
(3) 育児	○	1 ————— 2		⑮
(4) 介護	○	1 ————— 2		⑯
(5) その他で負担になっていることがあれば、具体的に記入してください。				⑰
[]				

問 18 将来への不安

あなたは、弁護士としてのご自分の将来に不安を感じることはありますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

不安はない	どちらかといえば 不安はない	どちらかといえば 不安がある	不安がある
1	2	3	4

⑱

【弁護士としての自分の将来に不安を感じることがあると答えた方に】

問 18-1 どのような点で最も不安を感じていますか。具体的に説明してください。

--	--

⑲

【最後に、現在のあなた自身に関する基本的な情報をお伺いします】

F 1 あなたの性別

1 男性	2 女性
------	------

②

F 2 あなたの生年。西暦または和暦のいずれかでお答えください。

西暦	1	9			年、	和暦	昭和			年
----	---	---	--	--	----	----	----	--	--	---

□□
□□

F 3 配偶者はいますか。(○は1つ)

1 いる	2 いない → F 4へお進みください
------	---------------------

□

【F 3で「1 いる」と答えた方にお尋ねします。】

F 3-1 配偶者はどのような職業に就いていますか。(○は1つ)

1 弁護士 2 裁判官または検察官 3 その他の公務員 4 民間企業の役員・従業員 5 自営業 6 その他（具体的に記入してください） 7 無職	□
--	---

【F 3で「1 いる」と答えた方にお尋ねします。】

F 3-2 配偶者の年収（税込。確定申告をする場合は申告所得）はどれほどですか。(○は1つ)

1 なし 2 200 万円未満 3 200 万円以上 500 万円未満	4 500 万円以上 1000 万円未満 5 1000 万円以上
---	-------------------------------------

□

【全員の方にお尋ねします。】

F 4 現在生計を共にしているご家族のうちの、お子さんの数および介護を要する人の数をご記入ください。
同居・別居を問いません。

（いないときは0と記入してください）

未就学児童の数	小学生の数	中学生以上の数	介護を要する人の数
人	人	人	人

□～□

F 5 あなたが国内で在籍したことがある学部・学科・大学院を、すべてお答えください。(○はいくつでも)

1 法学系学部・学科・大学院（法科大学院を除く） 2 法科大学院 3 他の文系学部・学科・大学院 4 理系学部・学科・大学院 5 その他の学部・学科・大学院（具体的に記入してください） 6 大学・大学院に入学したことはない	□
--	---

F 6 外国での学士号以上の学位取得の有無をお答えください。(〇はいくつでも)

1 外国での学位は取得していない	5 J. D.	□
2 B. S. / B. A. 等の学士号	6 J. D. 以外の博士号	
3 LL. M.	7 その他	
4 LL. M. 以外の修士号	(具体的に記入してください：)	

F 7 あなたは、**弁護士登録をする前に**、何か別の職業に就いていましたか。就いていた場合はどんな職業でしたか。次の職業の中であてはまるものの番号すべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも)
さらに、それらの職業をどの程度の期間経験したかを、年月数でご記入ください。

弁護士登録前の職業	在職期間 (年月数)	
1 弁護士以外の職業についたことはない	—	□
2 裁判所事務官・書記官、検察事務官	約 年 月	□～□
3 2 以外の国家公務員・地方公務員	約 年 月	□～□
4 民間企業の役員・従業員	約 年 月	□～□
5 隣接法律専門職者 (具体的な名称：)	約 年 月	□～□
6 その他の職業 (具体的に：)	約 年 月	□～□

質問は以上です。長時間ご協力をいただき、まことにありがとうございました。
心から感謝いたします。

ご希望の方には調査結果の概要をお送りしますので、同封の葉書にご
氏名・ご住所をご記入のうえ、シールを貼って、この調査票とは別に
ご投函ください。